

参議院商工委員會會議錄第十号

(二〇九)

平成三年五月七日（火曜日）

午前十時開会

委員長の異動

五月六日委員長名尾良孝君は逝去された。

出席者は左のとおり。

理事

委員

齋藤 文夫君
前田 勲男君
梶原 敬義君
井上 計君

說明員
厚生省社会局生活課長
自治大臣官房審議官
淺野 史郎君
松本 英昭君

說明員

厚生省社会局生活課長 浅野 史郎君

参考人

宇野 政雄君	早稲田大学商学部教授
永山 利和君	日本大学商学部教授
高丘 季昭君	日本チェーンストア協会会長
山本 勝一君	全国商店街振興組合連合会理事
柴田 守君	日本商業労働組合連合会会長
三村 光代君	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長

通商産業大臣	中尾 榮一君
政府委員	
通商産業大臣官	高島 章君
房総務審議官	
通商産業大臣官	坂本 吉弘君
房商務流通審議官	

今日の会議に付した案件

○大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律

の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○中小小売商業振興法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

〔理事前田勲男君委員長席に着く〕

○理事(前田勲男君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

理事の協議により、私が今日の委員会の議事を主宰いたします。

皆様既に御承知のとおり、本委員会委員長名尾良孝君は、昨六日、急逝をされました。まことに哀悼痛惜にたえません。

ここに、皆様とともに謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして、御冥福をお祈りしたいと存じます。

御起立を願います。黙禱
〔総員起立、黙禱〕

○理事(前田勲男君) 黙禱を終わります。御着席願います。

○理事(前田勲男君) それでは、大規模小売店舗

における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案、輸入品専門売場の設置に

質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷畑孝君 名尾委員長の御逝去に心より哀悼の意を表したいと思います。

それでは、ただいまより法案についての質問をしていきたい、このように思います。

私は地元が大阪でございまして、大阪は商売の町ということで、とりわけ一月十日のえべっさんが参りますと、商売繁盛の祈願ということで本当

にたくさんの方々がご参りをされる、そのような状況でございます。しかし、この大阪も最近では地盤沈下ということで、商店街におきましても歯

抜けが目立つてくるようなそのような状況でござ
います。同時にまた、郊外におきましては大型店
の進出が非常に多くなってまいりましたし、そ
のような厳しい状況がある。そういう認識の中
で発言をしたいと思います。

私は、この発言に当たりまして二月から準備を始めて、大阪で大法法にかかわっておられる学者の皆さんや大阪の商店街あるいは市場のリーダーの皆さんと何回か懇談を持たせていただきました。あるいは質問に向けてのお知恵を拝借しました。そういうことをやってきたわけであり。そこで、その懇談会の中での幾つかの発言を御紹介しながら、質問に入つてみたいと思ひます。

そういう発言がございました。

また、あるBさんは、大型店は本当にエゴである、もうからないということがわかると直ちに引き揚げてしまふ、ところが、我々そこで商売を営んでおる商売屋さんにとつてみたら、そこでやはりずつと暮らさなきゃならない、その人たちが町を守っておるのだと、そういうような発言もございました。

私は、そういう発言を聞いておりながら、まさしくこの発言が結構大阪の商人らしい本質を突いておると思いますし、割とワサビのきいたことだろう、こんなことを実は思っています。

そこで、私が今回質問するに当たつての視点でございませうけれども、私はこのように思うんです。いざにしろ、すべて商店街を守れとか、あるいは中小小売業を守れという、そういう単純なこととは私自身も言いたくないわけでありませう。問題は、やっぱりしっかりと努力をして、商売が終つてからも市場の商人の皆さんが何回も何回も集まつたり、どうして売り上げをよくするかのために努力しておられる、あるいはまた、商店街のアーケードとかカラフルな舗装を含めて、そういうことで何回も何回も会合を持ちながら一生懸命に努力しておられる、そういうところについてはもっと光を当てていく、そういう視点がやっぱり大事じゃないか。そういう視点の中で発言をしていきたい、このように思っているわけでありませう。

そこで、質問に入っていきたいと思つてわけですが、まず産業構造審議会と中小企業政策審議会との合同会議の答申の中で、「消費者利益への十分な配慮」ということがうたわれておるわけでありませう。それがまた大店法の改正の理由の一つにもなつておると思つてわけでありませう、その消費者利益への十分な配慮というところにおける消費者の利益というものについて、率直な意見交換をしたいと私は思っています。

特に最近、消費者利益という場合は、ブランド志向であつてみたり、高級品志向、あるいは車を

使つたワンストップショッピングといひましようか、確かに家族で大型店へ車に乗つて行く、すべての商品がそろつておる、ただ単に物を買ふといふだけじゃなくて、一つの家族のレジャーといひましようか、そんなものもあつたような便利さといひましようか、それも一つの消費者利益、確かに便利でありませう、消費者利益だと思つてゐる。

ところが、昭和六十三年の中小企業庁の「消費行動実態調査」といふものが出ておるわけでありませう。それをずっと見ておると、いわゆる「商店街と大規模小売店の長所」といふところにおいてグラフが出ておるのです。それを見ておると、こういふことを実は言つています。

商店街の魅力について、消費者は、「自宅から徒歩で行ける」、これは商店街などが一番高い比率で七六・三％、大型店が一五・九％といふことで、もう群を抜いて商店街の方がいいと、そういうふうなことを言つておるわけなんです。または、「親しみを感ぜやすい」、「小口の買物ができる」、「接客態度が良い」と、そういう点で商店街を高く評価しているわけでありませう。しかし、その反対には、大規模小売店の長所といふことで、「品ぞろえが豊富である」とかそういう点につきましたら、今度は逆になつて、七七・四％といふことで大規模小売店の長所といふことに実はなつてまいります。商店街になりませうと五・九％といふことで落ちてきます。

しかし、私が申し上げたいのは、そういう消費者利益といひましようか、便利だといふ利益もあるけれども、今申しましたように、親しみを感ぜやすいとか自宅から歩いて行けるという、そういう消費者の利点といふものもあるといふ点の認識、これはもう当然のことだと思ひますけれども、認識をしていただきたいと思ひます。

そこで、これから高齢化社会といふものになつてまいりますし、なかなかこれからの社会の行き方も、もう車で狭い日本を走りまわつていいのかといふことも出てきますし、やはりできる限り歩

けるところは歩いて、健康のためにも歩いてといふ、そういう買い物の便利さといふものもまた見直されてくると私は思つておるわけでありませう。そういう意味で、ぜひひとつ大臣に冒頭お伺ひしたいのですが、消費者利益といふもの、今申しましたように高齢者にやさしい、町に立脚した身近なそういう商店街等を含めて、消費者利益について支援をしていこうとされておるのかどうかといふ、そういう点について大臣に質問してみたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 谷畑委員にお答えいたします。

今回の大店法改正といふものは、消費者利益の十分な配慮を改正の視点の一つとして行つたものであることは、ただいま委員が御指摘なさつたとおりでございます。

この消費者利益につきましては、まず第一に大店法の規制緩和といふものによりまして、小売業における競争条件が整備をされ、さまざまな業態展開と申しますか、あるいは地域的展開が図られることを通じて、消費者の選択の幅の拡大に寄与するといふ側面が挙げられると思つてございませう。第二点といたしましては、出店調整の過程におきまして、消費者の意見あるいは利益をさらになお一層反映し得る手続を確保するといふ側面が挙げられると思つてございませう。

このため、今回の法改正におきましては、大店審が必ず地元消費者等の意見を聴取することといたしまして、それを調査審議に的確に反映させることとしておるわけでございます。したがいまして、このような大店法に基づく適切な調整によりまして、高齢者を含む消費者の意見あるいは利益をも十分に反映させながら、高齢者を初め消費者の多種多様なニーズにもこたへ得る小売業の十分な業態展開及びまた地域的展開といふものが図られるように期待されるものでございませう。

以上でございます。

○谷畑孝君 私は、そういう意味では、商店街の社会的役割をもつと評価していただきたい、そう

いふように思つています。そして、大型店の無秩序な出店で商店街をつぶすことがあつてはならない、そういうことを冒頭に私の意見を述べさせていただきます。

次に、四月十六日の日経新聞によりますと、九月六日から九月十一日までに出店表明があつた百四十六市のうち七十五の市で三〇％以上、うち四十一市で一〇〇％以上売り場面積が拡大するといふ、都市によつては大型店の出店が集中するといふ傾向が顕著にあらわれておるといふことが報ぜられておるわけなんです。

競争も度を越すと、中小小売業者だけではなくて大型店の共倒れも招き、大きな混乱を生んでいくといふように思ひます。過去にもその実例があるわけでありませう。これまで通産省は大型店一平方メートル当たりの支持人口の一定の基準によつてこれに歯どめをかけてきたと思つてございませう、今回特定市町村を廃止するといふことでありますけれども、今後店舗の過剰、集中出店といふ事態にどういふような基準でそれに対応していくのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

最近では特に、大店法自身まだ改正にもなつていないにもかかわらず、大型店がもう本当に大きく肩を切つて町を歩いておるという現状を聞くにつけて、私はぜひひとつ、とんどんそういうケースが出てきておるということについてどのような基準を設けておられるのかといふことをお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○政府委員(坂本吉弘君) ただいま谷畑委員御指摘の点は、私も同様、もし集中的あるいは特定の地域への過剰な出店集中があるとすれば懸念を有しているところでございませう。ただし、この一年の出店表明及び出店調整処理手続の様子を見ておりました、幾つかのケースで私どもも内心懸念を有していたケースもあるわけでございます。

例えば、かねてより集中出店が指摘されておりました新潟市のケースでございませうけれども、増設も含めて十一店舗といふのが出店表明されたわけでございます。これに関しまして地元商工会

議所及び商調協におかれては将来の都市の発展あるいは交通網の整備、そういった将来時点への要素というものが勘案されて、また当然のことながら地元中小商店街への影響ということも配慮されて、先般大塚四滑に調整を終了していただきまして、ケースがございまして。またほかにも、事前には集中出店でどんなふうになるのかという点で地元をやや不安を持たせたケースもございまして、今日までのところ、大体将来の商圏人口ということも含めて考慮されて円滑に処理されてきているというところがございます。

ただいま委員御指摘の点につきましては、単に大型店同士の競争のみならず、それが地元の中小小売業者に被害を及ぼすか、甚大な影響を与えるということもございまして。したがって、我々としてはかねてより大型店に對しまして、その出店につきましては一定の予測可能性を持ち、また地元の様子というものをよく確かめた上で、かつまた過当な競争的な出店がないようにということをお願いしてまいりましたところでございますけれども、今後ともそういう態度で臨んでもらいたいということをお願いいたします。協会などにおいで、またチェーンストア協会においで、我々の趣旨というものを体して今後節度ある行動に出るということをお願いいたします。

その点に關しまして、先ほど特定市町村の問題について御指摘がございましたところでありまして、本件につきましては、改めて申し上げるまでもございせんが、やはり国際的に見ても対内的に見ても、やや不透明な行政指導というふうなことで対処しているのではなかな関係者に明快な手続を示すわけにいかないということで、今回でございまして、この廃止に踏み切ったわけでござい

ます。それにかわるものとして、かねて各方面よりい

をいただいております。私どもも昭和五十九年から一種の審査要領の中で、そういった考慮すべき定量的な指標というものもピックアップいたしておるわけでございます。今回新たに大店審が商業調整の中心になるという事態を迎えるに当たりまして、またその後のいろいろな商業をめぐる環境の変化というものを織り込みましてこの調整要領というものを直したいということ、現在大規模小売店舗審議会に諮問をいたしておるところでございます。

ただ、申すまでもないこととは存じますが、我々も、やはり一定の定量的な指標というものは計算上は出てくるわけでございまして、例えば、将来のその地域における交通網の整備でございすとか、都市の発展形態でございすとか、さらに最近カーショッピングというふうなことで大変商圏が広がっているというふうなこともございまして、やはり最終的には定量的な指標のみでは判断し切れないという要素もございまして。

いずれにせよ、できるだけ客観性を持った調整を行いたい、また過当な大型店同士の競争によってそのおろが周辺の中小小売店に及ぶことのないよう、やはり町づくりというふうなことも十分考慮してもらって、町全体のあり方というものを頭に入れて行動してほしいということを私ども今後ともチェーンストア協会などを通じて大型店に要請したい、かように考えているところでございまして。

〇谷畑孝君 今答弁を聞いたわけですが、そういふぐらひではなかな歯どめはからぬと思ひます。やはり大店法の改正という形の中で一年間で審議を皆終えていこうという形の中です。日経新聞における数字を今示しましたように、申請の件数がどんどん多くなつてきている、こういうことがありますから、単なる大店審というだけではなかな歯どめがからぬ、そういうふうにも思ふわけですが。

そこで、私は、この間商店街の役員さんとのヒアリングを含めてずつと歩いて回つてきたわけ

ありますけれども、その中で幾つかの発言というものを見ておきながらここで御紹介をして、そういう点について触れてみたいと思ふんです。二つのことについて、少し引用が長くなつてしまひますけれども、よろしくお願ひをしたいと思います。

現在、量販店自身が大店法の改正が決まつたよな氣でいる。今も時間の延長、面積の拡張、新規開店と、今までみたいな丁寧な言い方やなしに、極端に言えば、もう何でもできますやん、という態度がみえみえです。大店法が改正されたら、よけいそんな態度がひどくなるんじゃないかな。まして一年などで調整できるはずがないし、申請出してゴチャゴチャしている間に「経つてしまふわ」という考え方がうかふ。今でもそういう考え方が多い。時期がすぎたら簡単に。これまでやつたら、話し合いがつかなくなつたら、これはいいことじゃないよ、だけど六月や一年でそんなに簡単に話ができるわけがないわ。一回だけじゃなく、二回、三回と皆さんの意見も聞かなくてはならぬでしょうね。

こういうふうな商店街の現役の役員さん、これは非常に相当なリーダーシップを持っておられる役員さんですけれども、こういう発言なわけ。この人だけじゃなく、もうどの商店街の人にもあつても、市場の役員さんにあつてもそういう発言なんです。非常に不安を感じておるといふことなんです。

それで、次の質問にも絡んでくるのですが、またこういうことも言っているのです。

だから、商調協なんか私に言わせたら何にもならへんわ。商調協の意見を一体誰が聞くの？大店審は全国に十六カ所しかないのに。誰が取り次ぐ？会議所がやつたつて、大店審にもつていつて一年や半年で解決するはずがないやんか。意見が通じるはずがない。私にしてみたら、大阪府下でも池田のこと言われてもわからへんし、岸和田のことわからへん。

だから、そういうわからぬ人が集まつて一体何をやるんやと。しかも、全国で十六カ所しかないじゃないか、こういうふうな一つの不満なんです。そういう二つのことについて御紹介をしておきたいと思ひます。

そこで、私はこういうふうな思ふんです。大店法の法律そのものは、いわゆる地元の商店街や中小小売業者の皆さんと共存共栄していくために時間をかけて調整して、その中で大型店もちよつと遠慮するところは遠慮したり、あるいは商店街の皆さんも時には共存共栄の中で上手にやるところもあつたし、また大きくけんかをしまつたところで別れたところもあるだろう、そういうことが大店法の法律そのものの自身の性格であると思ふんです。だからこそ、大店法の法律そのものの自身が非常に歴史的に變遷をしてきた。いわゆるそういう利害が対立して難しいがゆゑに、さまざまな形態の中でまた生きてきたと思ふんです。そういう意味で、事前説明だとか商調協というものがそういう中で生まれてきたと思ふんです。

だから、私はこういうふうな思ふんです。今回の法改正の中で、事前説明とかあるいは商調協というものは、不透明であるとかあるいは不明確であるとか、そういうことの声も事実確かにあるわけなんです。しかし、その長い歴史の中で生きてきた法律を長所は長所として、欠点は欠点でやはりそれを是正していくという、そういう中で積み上げていく法律でなければならぬと思ふんです。それをもう一切積み重ねをやめて、大店法の改正だということに私は大きな問題があると思ふんです。そういう意味で次の質問をしたいと思います。

いわゆるそのような改善をせずに廃止するといふのは、私自身が今申しましたように、非常に安易な道だと思ふわけでありまして、それで地元の意見を反映する上で重大な支障が出る、さらに混乱を招いてくると思ふんですけれども、その点についてどのようにお考えなのか、ひとつ意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(坂本吉弘君) ただいま委員御指摘のように、大店法の歴史の中で、現実には生起してまいりまういろいろな時代時代の要請に即応すべく私どもも対応してまいったわけでございます。ただ、やはり一部にはそういったシステムの趣旨を逸脱して行き過ぎたケースもございました。また、国際的に見まして、私どもの市場ができるだけ参入しやすいように、できるだけ意思決定のシステムがだれにもわかりやすいようにという要請もまた新しく起つてまいったわけでございます。

そういう意味で、ただいま御指摘のように、従来のものをすべてやめてしまつて何でも改正をするという態度では必ずしもないと思つておるのでございます。例えば、御指摘の事前説明につきましても、私ども新しいシステムの中で四カ月の対地元への説明という期間をとりたいということにいたしております。また、商調協につきましても、地元の意見を吸い上げるという今日まで果たしてこられた機能というものに着目いたしまして、商調協あるいはその他の名前ではございませんけれども、今後とも商工会議所及び商工会による地元の実情の把握と、そして大店審への報告という点は重視してまいりたいと思つておるわけでございます。

ただ、私どもといたしましては、少なくとも、調整と申しますか一種の裁定でございますけれども、それは利害関係者ではなく、中立公正な機関において行うべきである、そういう意味で、地元の実態を十分把握してそれを調整に反映させるという特徴と、そして裁定は中立公正な機関で行うべきであるということ、その二つの要請を組み合わせたということである現在のシステムを御提案申し上げておるわけでございます。

私どもといたしましては、今日までいわば行政指導あるいは通達、そういったことで果たしてまいりましたシステムの積極的な側面というのは、今後とも新しいシステムにおいて生かしていただけるのではないかと、こんなふうに考えているところでございます。

○谷畑孝君 今、商店街の役員さんの生の声を私が代理で届けさせてもらつたわけですが、それとやらばりさまざまな商店街にしたつて中小小売業者にしてもあるいは大型店にしても、しよせんそれぞれそこで立地をして暮らしている人たちに影響を与えるわけでありまして、そういう関係者の声が反映されないようなものに対しては、幾ら学者だといつたてあるいは中立だと言つてみたつて、やっぱり自分の生活が首をくくられていくわけですから僕は抗議があるのは当然だと思ふんです。だから、今少し長い引用をさせてもらいましたように、それは大阪府であつて、どこその市のことは、だれだれの市のことは、だれもわからないじゃないかというこの不信の声を私試できないと思ふんです。幾らそういう改正だけれども、私はできぬと思ふんです。

そこで、いずれにしても大店審に審議を一元化していただくという、改正でそういうことをうたつていられるわけですが、そこで再度、特に地元の見解はどのように反映されていくのかという形の中で、意見聴取の場合、消費者、学識経験者、小売業者というのは、一体それはだれを指しているのか。あるいはまた、商工会議所が意見集約を行うといふけれども、地元関係者とはだれを指して、どのような方法でやっていくのか。十六の大店審に一元化ということでありまして、先ほど言いましたように、昔のような商調協なりそれでいいとは私も言いませんけれども、長い間地元で生きてきたという反映の仕方というものは、本当にそれが出てくるのかどうかということをも、もう一度しつこいようですけれども、答えていただきたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 初めに、大店審の組織のあり方につきましては、これを抜本的に拡充してもらいたいというふうに考えております。委員御指摘のように、十六の現在ある地方部会で全国のすべての案件を処理するというのは実際上不可能なことであるので、ただいま大規模小売店舗審議会にその組織のあり方を諮問いたして

るところでございますが、おおむねその骨格といたしましては、大店審の何と申しますか、地方部会ないしそれをさらに細かく審査会といったものを全国的に拡充をいたしたい。

例えば、原則的には一県に一つは少なくともそういう審査のできる審査会機能を持つてもらいたいというふうな思つておりますが、出店件数の多い地域では一県に一つでは足りませんで、二つないし三つ必要とするような果もあるかと思ひます。一方、大変少ない果もございまして、その場合には広域的に処理をして差し支えないのではないかと、こういったことがおおむね今大規模小売店舗審議会で議論がなされているところでございまして、私ども、そういう方向に沿ひまして大規模小売店舗審議会の体制というものを抜本的に拡充したいと思つております。

いずれにせよ、俗な表現で恐縮でございますが、例えば顔の見える審議会であつてほしい、あるいは地元の実情がよくわかる審議会であつてほしいということは、昨年このシステムをいろいろ議論するに当たりまして、全国の中小小売業者の皆さんあるいは都道府県や市町村の方から十分伺つたところでございまして、そういったことを踏まえて大店審のあり方をまず考えてまいりたいと思つております。

第二に、大規模小売店舗審議会が地元の意見を吸収するシステムといたしましては、今回改めて法の改正を御提案申し上げておまして、審議会が地元の消費者、小売業者または学識経験者から直接意見を聞く道を開きたいと思つておるところでございまして、その選び方につきましては、通産省令で定めるところによりまして、これは例文でございまして、大規模小売店舗審議会が決めるといふことになるわけでございますが、その人選に当たりましては、地元の実情を十分反映できるように関係者の意見も聞いていきたいと思つておるところでございまして、

また、地元の実情の把握という点につきましては御指摘のとおりでございまして、この法律が存

する限り周辺の小売業者の事業機会の適正な確保というものが法の大きな目的でございまして、したがひまして、その法の趣旨に沿つてこの調整は行われるべきものでございまして、それを反映できるメカニズムといたしましては、地元の商工会議所、商工会というのがございまして、このところに地元の意見というものをできるだけぶつけていただく、生の声を何らかの場に集約していただくというところで、私どもこれを商工会議所から大店審に報告してもらおうと思つておるわけでございまして。法律には、大規模小売店舗審議会、その調整に当たつて地元の商工会議所または商工会の意見を聞くという規定がございまして、これに基づきまして、私どもといたしましては、十分な実態把握が行われて、生の声が審議会に反映できるというふうに考えておるわけでございまして。

御指摘のように、地元の意見というものが無視されて単に机上の議論だけで調整が行われるといったような事態は、我々は避けなきたいけないと思つておりますし、また避け得るものというふうな考えているところでございまして。

○谷畑孝君 今の回答を聞いておりました、大店法の沿革というのか、その歴史を見てきて、商調協なりあるいは事前審査といふまいしょうか、そういうことの中で調和が図られてきたし、それなりで生きてきたし、そこで知恵も生まれてきた。だから、それのよいものを生かして悪いものはさうにそれを改善していくという形で積み重ねていかなければ、僕自身としては、やっぱり法律自身が生きていかなければ、こういうふうにより一層に、今のお話を聞いておつても、そういうことを実は感じるわけでございまして。

そこで、この法案自身がまた二年後に見直すといふこと、僕はこれ自身がやっぱり問題だと思ふんです。法案というのはいちのものを積み上げてこれが一歩いい法案なんだといふことの中でやらなきゃならぬのに、また二年後に見直すといふところに、この法案自身が、出しておきながら不安を示しておる一つのあらわれじゃないかなというよ

うに思えて仕方ないのです。

そこで、私の間取材をしてきていろんなことで感じている一つの感じ方なんですけれども、結局、大店法そのもの自身ももと自治体に権限を移譲して、そしてその自治体が公正な立場に立ちながら、というのは、自治体というのはそれぞれの人たちがいつも出かかれますし、親しみを感じていますし、そういうことの中でやはり自分たちの味方という意識もありますし、そういう中で調整をしていくのが、私は一番生きた、本場の反映されたものだ、こう思うんです。そんなことを実は思うんですけれども、その点について、もう少し自治体のもとに審議会を新たに設置して、自治体に調整権限を移譲していくという、そういう考え方についてはどう考えておられますか、ひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 地元の実情につきまして自治体がよく把握しておられるという点につきましては、御指摘のとおりだと存じます。

ただ、大規模小売店舗の出店調整のシステムと申しますものは、いわば一種の営業の自由に対する制約でございます。そういういわば権利の制限に対しては、これが全国的に見てバランスのとれた整合的なものでなければならぬという要請もまた法の性格上当然あるわけでございます。したがって、非常に影響の大きな、またしたがって権利制限に対して制約があるものにつきまして、余りに各地各地でんでんばらばらな規制や調整が行われるというようになりなすことと、それは法の趣旨に反するものではないかというふうにも考えておるわけでございます。

かような意味におきまして、次第に店舗が大型化していく現実に対応しながら、なおかつ全国的にバランスのとれた整合性のある法の運用というものが行われるという視点というものを維持するというところで、今回いわゆる種別境界面積を引き上げるべく御提案申し上げておるわけでございませうけれども、すべてを自治体に任せるといふのは、先ほど申しました法の運用の趣旨から見ても適切で

はないのではないかとというふうに考えているところでございます。

なお、別途の法律におきまして、地方の自治体がその地域の商業集積あるいは町づくりのあり方というものをいかように示していくか、単に、町づくりと申しましてでもんでんばらばらであってはいけないうわけでございまして、やっぱり地域のコンセンサスを得た客観的な構想であってしかるべきである、そういったものに各地域地域が従っていくということが今後大切なことであると考えておりました。特定商業集積の整備に関する特別措置法案におきまして、市町村を中心に、また都道府県に十分関係を持った基本構想というものをつくってもらいたいというところで、地元のパースペクティブというものが反映される仕組みを考えているところでございます。

○谷畑孝君 大店法の今回の改正法案につきまして、一番私どもが疑問視しておるのは、いわゆる地元の意見を反映させていくという、自治体のもとに審議会をつくるなりしてもっと現実的なものの対応をしていくことが必要だという、この一点に私どもは集約できると思っています。

それと二つ目は、私自身がずっと感じていたこととなんですけれども、先ほど言いましたように、商店街でもあるいは中小小売業者でも一生懸命に努力して、カラフルな舗装をしたりアーケードをつくったり、物を売って、そして仕事が終わってから、疲れておるにもかかわらず何回も何回も会議をされて、そしてそれぞれ不安を抱えながら前に向かっているというところについて、やはり政治の光を当てたり、そこに対してもっと愛情を持っていくという、そこに僕は我々の役割があると思うんです。

その中で一つのポイントは、やっぱりそのときに行政を含めて、大型店についての助言なり勧告といひましようか、そういう一生懸命にやられておるところに大型店が進出するぞと言ってきたら一定程度はそれを勧告していくという、ここに大店法の一つの大きな本質が僕はあると思うんで

す。もうだんだんこの大店法については終わっていきなうと思ひますので、その点についても一度ひとつお聞きしたいと思ひますが、私どもの考え方に対して。

○政府委員(坂本吉弘君) 委員御指摘の点は、全国的にも大変地元の関係者を悩ませることにもなり、また今後ともそういった問題というものは恐らく出てくるであろうと我々も考えておるところでございます。

したがって、今回新たなスキームを考えてまいります場合にも、やはり地元の意見というものが正しくかつ迅速に反映される、単に地元の中小小売業者のエゴによる出店反対といったようなことではなくて、本当に消費者やその地域の発展も含めたそういった地域全体の観点から判断されていくべきであるというふうにお思ひしておるわけでございます。先ほど申し上げましたが、この法律の趣旨は、まさに地元の中小小売業者の事業機会が適切に確保されるかどうかという点に即して調整を行うわけでございます。

御指摘の点は、懸念はみんなが共有しているところでございますので、そういった御指摘あるいは環境、雰囲気、そういったものを重々踏まえて調整が行われるべく我々も努力をしてみたいし、また新たな大店法の調整がそういった負担にこたえるものであると私どもも考えておるところでございます。

○谷畑孝君 時間の関係がありますから、商店街や市場の皆さんの声をもう一つだけ失礼ですけれども反映させてもらって、この大店法についての質問は終わっていきなうと思ひます。

このように言っています。

大阪府とか市は我々の味方、条例とか作るのをなくせというところはやめてもらいたい。国として大店法の廃止、緩和をしなければならぬというなら、各都道府県の状況に応じた条例、要綱など特決めできるようにしてほしいと思います。それが一番大きな問題ですね。今のままではあくまでも量販店の要求が通っている

だけ。我々小売業者のことは何もない。

一番言いたいのは、大店法はどうでもいいんです。ようするに各都道府県で話し合いができるような条例を作してほしい、各都道府県にある程度権限を移譲してもらってほしい。

こういう発言なんです。

これも、先ほど何回も言っていますように、もうほとんどの人がこういうことだと思ひます。やはり小売業者あるいは商店街の皆さんから見たら、やっぱり何らかの形で、土俵の中で話し合いができる、そういうルールをつくっていただきたい。話し合いがあつてこそ、大型店も、できたところの小売の場は地元の商店街の皆さんにも入っていただきましようとか、そういうことによつて上手に調和ができるわけでして、それがもう全く学識経験者という名の中で、大店法でもかか一年でやつてしまふというところで、もうまさしくああああ言っている間に終わつてしまつて、自分たちがそこで、大型店の中にも自分たちの地元もそこへ入りたいと言つてみたつて入れないということですね。そういうことになつてしまふ危険と

いひましようか、そういうことでこういう発言を私はなさっていると思ひます。

ぜひそのあたりは、二年後に改正というのですから、聞くところによると大店法をなくすんやうかということもありまうけれども、そうじゃなく、むしろこの声を反映する、二年後にいい、今まで積み上げてきたものをさらに発展させるいい方向の私は改正をすべきだ、こういうことを申し上げまして、もう大店法について時間の配分がありますから終わっていきなうと思ひますので、ひとつお願いしたい、こういうふうにお思ひます。

次に、輸入品の特例法についてお伺ひします。これは非常に原則的なことでありますけれども、輸入品のまず定義についてひとつ。輸入品というのは最近複雑で、エビにしても食料品にしたつてもうほとんど輸入品だと言つておられますし、日本の場合でも、本場に輸入品はもうたくさんあふれているわけなんです。一体その輸入品だ

けに売り場をつくっていくという、そのことにについては大店法から除外していくというのでありますから、まずその定義をどう考えておられるのか、ひとつ教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(坂本吉弘君) 輸入品売場特例法案におきます輸入品でございますが、御承知のとおり「外国を産地とする物品として政令で定めるもの」ということを定めております。政令では、関係法令を参考にいたしながら、私どももいたしましては、外国において生産された物品であつて我が国において実質的な変更を加えるような加工がされていらないものという趣旨の意味を政令として書いてまいりたい。ただ、現実には通達その他で輸入品とはいかなるものかという点についての解釈通達その他を出しながら対応していくというものは、関税関係法令あるいは景表法その他で見られるところでございます。定義については、とりあえず以上のように考えております。

○谷畑孝君 この輸入品の売り場を大店法から除外するということになってきますと、いわゆる行政から見ても、これはやっぱり違法でないかどうかということも監視しなきゃならないんですよ、言つたら、輸入品売り場をつくつたけれども、なかなかこれ売れへんし、つくつたものはこれはどうしようもないんで、ちよつとその間荷物を置かしてもらいたいとか、ちよつと隣の売り場を広げるとか、そんなことは人情としてこれは当然出てくるわけでありまして。

だから、そういうふうな非生産的なことをするのじゃなくて、むしろ本当に輸入品を促進していくこととすれば、商店街の組合の皆さんとかさまざまな人たちがもつと輸入がでやすいような、やっぱり輸入というのはなかなか個人では知識も情報も相当なければできぬわけですから、だからそういう意味では、そういう点をさらに支援していくというところの方が私は効果があると思ひます。そういう商店街とかあるいは中小企業団体だとか、さまざまなところにやはりもつと輸入ができるような情報とかあるいは輸入代行とか、そ

んなものをもつと行政的に支援して、そういう中でこそ私はできると思ひますが、その点についてはどうですか。売り場面積を除外するということよりも、むしろその方が僕は実利があると思ひますが、どうですか。

○政府委員(江崎格君) 中小小売業者の輸入の拡大を支援するとかということにつきましては、我が国の輸入拡大への国際的な要請にこたえるというだけではなくて、中小小売業者の商品調達力を強化するということを通ひまして、高度化しております消費者の要請にこたえていくということで、大変重要だというふうに私どもは考えております。

それで、先生御指摘の支援策でございますけれども、私どももいたしましては、中小小売業者に向けまして特に次の三つの施策を中心に輸入の拡大を図つていくということで、支援策を講じているわけでございます。

第一に、中小小売業者の輸入調達力、輸入品の調達力を強化することを支援しようというものでございまして、これは、輸入品の卸売業者ですとかあるいは外国の企業等が入居いたしまして、そこで国内の小売業者と輸入品の取引を行うセンターといひますか、そういう場を設定する。ここでは、単に卸売機能だけではなくて、商品の展示ですとかあるいは商品に関する加工とか情報提供をするといったような、総合的な機能を有する国際総合流通センターというふうに位置づけまして、これを整備、促進していくというものが第一でございます。

これは、平成二年度には既に全国九地域におきましてフイリジビリティ調査をやつていられるわけでございますけれども、さらに今年度平成三年度におきまして、平成二年度の九地域を含めまして全部で十一カ所につきまして、より詳細な実行計画の策定を支援していくことを考えております。それから二番目に、商店街ですとかあるいはポランタリーチェーンが輸入品の取り扱いあるいはその販売を拡大しようというためのいわゆる輸入

品のフェアという催しがございますが、これに対する助成を行つていくということ、その助成の件数を平成三年度拡大しております。

それから、第三番目でございますけれども、これはジェトロの経済国際化センターというものがございまして、ここを活用いたしまして、海外での売れ筋調査ですとか、あるいは海外の輸出業者とか、あるいは外国の各国の輸出手続でございますとか、こういったものに対する情報提供を中小の流通業者にしようということで、これは中小企業輸入促進データベース情報提供事業、長い名前ですが、こうした事業を今年度創設しております。これを推進していくというふうに考えております。

これらの施策を通ひまして、中小小売業者の輸入の拡大を支援していくというふうに考えております。

○谷畑孝君 輸入品というのは、とりわけ消費者のニーズとかそういうものが非常に多様化してきておりますから、特に大型店などは、百貨店もそうですねですけれども、それぞれの外国に駐在員を置いて、それなりですつと消費者ニーズをはかり、動向を探つたり、そういうながら、日本へ入れてもこういうものがはやるだろう、こういうことで相応な資本をかけてやつていくわけなんですけれども、今申しましたように、なかなか中小とか商店街だとか、そういうところにおいては、そういう資金力の問題もあつて、なかなかいい情報も不足がちであります。

そういう点は、やはり支援をしてもつと生きたものに仕上げていく、そういうことによつて私は輸入は可能であると。単に、大店法から除外してまで手を尽くしてあげる、そうする必要は私はないのじゃないか。もつと日常生活に密着していく中に、輸入品がいかにあるというふうな形で置いてこそ、将来も発展をしていく大きな一つのプロセスだと私は思つていられるわけでありまして。そういう点の私の意見を申し上げて、わざわざそのものをつくることはないということを再度申

し上げて、次の質問に入つていきいと思ひます。次に、特定商業集積法のことについて質問させていただきます。特定商業集積の定義についてお伺いをしていきいと思ひます。

法案には、「相当数の小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための多様な施設とが一体的に設置される施設であつて、相当規模のものであること」となつていられるわけでありまして、この場合の「相当数」ということと「相当規模」ということは一体どういうことを意味するのか、少し詳しく解説をしていただきたいと思ひます。

また、高度商業集積、商店街独自、それぞれについて基本指針を定めるということに今なつておるわけでありまして、それについても基本指針にどのようなことを定めていくのか、その点についてお伺いをします。

○政府委員(棚橋祐治君) まず、谷畑先生御質問の第一の、特定商業集積の定義の中での重要な要件であります相当数の小売業、この相当数がどれくらいかということでございますが、特定商業集積は、消費者の多様な高度化されたニーズにこたえるという町づくりを兼ねた、町づくりの中の商業地域をつくらうというわけでございますので、やはり豊富な品ぞろえ、多様な店舗形態を有する、そういう小売業の方々が集まつておられる一つの集団であるというのを想定しております。

それからもう一つの、そういう小売業の方々とそれから顧客の皆様方に利便を供給するいろいろのコミュニティ施設等のいわゆる商業施設を支援する商業基盤施設とが一体的になつておる施設であります。その施設が相当な規模でなければいけないというか、そういう要素が重要でございまして、これにつきましては、やはりただいま申し上げました顧客のニーズ、豊富な品ぞろえ、多様な店舗形態に加えて、駐車場、コミュニティホール、イベント広場などのいろんな関連施設が相当の規模で整備されておる、こういうことでございまして。

具体的には、今の段階ではどのくらいの面積であるかという事は、実はこれはこの法案が御承認いただいた成立後、できるだけ速やかに建設省、自治省、私どもと三省で案をつくりまして、何といましても予算的な措置に係るものですから、財政当局大蔵省との調整が必要でございますので、今具体的に積み上げにいたしません、先生御質問の、具体的にどのよう点にややお答えする形で申し上げますと、今先生御指摘のように、特定商業集積については二つのタイプがあります。

一つは、高度商業集積と申しております大型店と中小小売商業の共存共栄型につきましては、まず、物の売り買いの場所である商業施設そのものについても、やはり一定以上のかんりの規模の面積を有すること。それから、支援する商業基盤施設の全部またはその一部が民法第二条第一項第十三号に掲げる特定施設であって、特定商業集積に占める商業基盤施設の割合が一定以上であること。つまり、駐車場とかアーケードとかカラー舗装、イベント広場あるいはまたコミュニティホール、そのほか共同物流センター等、そういう施設が一定の比率以上のものである。これによって、地域住民の利便の増進が図られる規模のものであるということを想定いたしております。

それからもう一つ、共存共栄型でありますから、商業施設につきましても、百貨店が入ったりあるいは大型スーパー等の量販店が入ったり、場合によつて専門店等の多様な業態により構成される、そういう形を想定しております。しかし、特に重要な要素としては、当然中小小売商業の振興に十分配慮されたものでなければいけない、これが共存共栄型の高度商業集積の内容でございます。

もう一つの商店街タイプのものにつきましては、これは大型店が入らない、しかし抜本的な再活性化を考えたパターンでございますが、やはり商業施設につきましては、一定以上の面積を有すること等相当規模のものであること。それから、

商業基盤施設につきましても、駐車場その他について相当の規模でこれが整備をされて、顧客等の地域住民の利便の増進に寄与する規模のものであること。それから、小売商業に属する一定数以上の業種の店舗を含むということで、現在我々は、一般論でございますが、大体顧客のニーズに具体的にこたえるには、三十から三十五業種ぐらいあるようでございますが、これは食料品から文房具とか身の回り品とか衣料品とか薬屋さんとかいろいろありますが、そういう業種がありますので、もちろんこの全部を網羅していなければいけないわけではございませんけれども、それを前提にしまして相当数の業種、業態の方の集まりである、こういうことを想定しておるわけでございます。

それからもう一つの、基本方針においてこういうことを定めるのかということでございますが、法律の第四条第二項におきまして、通商産業大臣、建設大臣、自治大臣が基本的な方針として共通するものを定めるわけでございます。特定商業集積の整備に関する基本的な事項、それから商業基盤施設とか商業施設に関するたいたい申し上げましたような事項の中で基本的なもの、それから非常に重要なことは公共施設との一体的な整備、これについてどういう考え方でそれが定められるべきであるかというように、例えば都市計画法の関係その他についていろいろこれを定めていく、そのほかに環境保全との関係など、商業集積の整備に関する重要な事項もその全国共通の基本方針の内容になるものと考えておるわけでございます。

○谷畑孝君　つかぬことを聞くわけですから、今回の大店法の改正関連五法案という形の中で、あめとむちと世間では言われているわけですが、けれども、この商業集積というもののについては、これはあめになるのか、むちになるのか、それだけじゃなくとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員（棚橋祐治君）　既に、いわゆる九〇年代流通ビジョンの中で、確かに消費者ニーズが非常に高度化し多様化しているとの指摘がなされて

おります。大店法の規制があるにもかかわらず、いろいろな形で流通革命になっておりまして、小売商業の方々が有意義では大変苦戦をされておる、しかしこれは一つの大きな流れでございます。それから、確かに構造協議におきまして、我が国の流通構造の不透明性あるいは非開放性、これについては相当アメリカの誤解もあるかと思ひますけれども、我々としてもそういう指摘について、なるほどこういう点については、例えば大店法の運用を、先ほど来いろいろ委員御指摘の問題がございまして、やはり結果的には規制を相当緩和する。それは、やはり消費者ニーズにこたえていく一つの大きな方向であると。内外の情勢で好むと好まざるにかかわらず、この小売商業をめぐる環境が大幅に変革をしておる中で、我々はたまたま大店法の規制を緩和する形の中で、しかし積極的に消費者ニーズにこたえて意欲のある商店街をつくって、これからの立派なやつていこうという方々を三大臣共同して助成していこうということでございます。

そういう意味で、我々は、意欲のある商店街をこれから、全国に一万六千ありますけれども、できるだけ活性化を促す消費者ニーズにこたえて、またいろいろの形で望ましい町づくりの中でそれを実現していきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○谷畑孝君　なぜそんなことを質問したかという、私も、最初は単純に商業集積は、これをずっと読ませてもらって、あめかむちかどっちかと言われると、あめなんだな、こういうふうに理解しておったのです。しかし、読めば読むほど、ちよつと待てよ、なかなかこれもあめという割には食べにくいものである。というのは、とりわけ高度な商業集積になつてきますと、やっぱり相当な情報といふまじょうかあるいはノーハウがあるし、なかなかこれはできないという点がある、また高度集積を最大限生かしていこうと思つたら、よっぽどしっかりした商店街であつたりまたそういうところではなかつたらなかなかできない

な、そんなことを実は感じながらこの法案を読ませてもらったわけでありまして。下手をすれば、大

型店と交わらぬものがまたで上がるということになると思ふんです。

しかし、一つ救われておるなというのは、やはり国や自治体に参加をする、自治体が第三セクターをつくつたりしてそういう形で大いに参加をしていくという、ここに僕は商業集積においては救われているという面がある。先ほどの大店法の中で私は自治体の話をずっとやってきたように、非常に身近に感じますし、自治体を通じて、そういう商店街の皆さんもそこへ一緒に苦勞しながら議論しながらつくつていこうという、町づくりのそういうものがあると思ふんです。

そこで、例えば高度集積で一棟つくる、人がよく集まるようになってきた。人が集まってくると、またぜひひとつ私もということ、大型店が次々やってくる場合がある。そういうときに、いや、それはせっかく皆さんが努力をしてこまて来ているのですから、すっぱりこうなんですよ、という、こういう勧告と誘導というのが私は大事だということを、大店法のときにも申し上げましたように、そういう観点に立つておるといふことなので、そういう私の意見を述べさせてもらいます。

そこで次に、こういうことを思ふんです。実は、私は二年ほど前に、いわゆる大阪で言うところの環状線、東京で言うたら山手線ですか、そういうところに、障害者が車いすで常に出歩いたりできるように、駅ごとにエレベーターをつけるべきだということ、そういうことを提唱させてもらひまして、健康者と障害者が一緒に、健康者の皆さんも車いすに乗って、そして環状線を一回一周しようというところでやりました。私も初めて障害者の車いすに乗ったわけなんですけれども、自分が今まで歩いて見ておった町の景色が車いすに乗りまして一変するんですね。全く変わってしまうんです。僕らが何でもなかった階段とかあるいは切符を

買う場合でも、自分が障害者の車いすに乗って町をずつとウオッチングすると、今まで何でもなかったものが怖くなってきたり、そういうものを実は感じたのです。

今回の統一地方選挙のいろんなポスターなりスローガンを見ておきますと、一番よくは買ったのが優しい一番この町でという、あるいは環境保全もそうなんですけれども、優しい町というものがもう与野党は別にして、そういうスローガンが物すごく多かったのです。それはどういうことかと云うたら、優しい町というのは、お年寄りや障害者も町づくりの中でやっぱり常にあるということが私は大事だと思ふんです。

この間の連休で、こういう質問もあったものですから、なかなかあちこち行けなかったわけですが、私も、過日、七十少し過ぎたおばあちゃんと一緒に大阪駅へ電車に乗っていきました。そうしたら、私が町ウオッチングしたときから見ると、やっぱり僕も発言して運動してきた大きな成果が上がったのだなと思うんだけれども、もう本当にエレベーターがあつたりスロープがあつたりして相当駅自身が変わつておりました。そして、ずつと歩いてきて疲れた中で、そのエレベーターに乗ると物すごく心地よく、優しさを僕は感じました。

そこで、この商業集積、とりわけ高度商業集積でも私一つお願いしたいのは、これからやはり高齢化社会を迎えていくわけですから、高齢者や障害者が使いやすいレイアウト、スロープ、エレベーター、休憩する場所、そういうものを基本指針の中へぜひひとつ織り込んでいただきたい、私はこのように思ふんですが、それについて、通産大臣、あるいは自治省、建設省、それぞれひとつ意見なりお答えをさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 谷畑委員にお答えいたします。

御自分の体験で、しかもなおかつ思いやりある心でそのようなことを体験されての大変貴重な御意見でございまして、私も全く敬意を表する次第でございます。

でございます。

特定商業集積は、商業の振興及び良好な都市環境の形成に資する望ましい商業集積でございまして、その整備に当たりましては、顧客その他の地域住民に對しまして、ゆとりと豊かさとしめしめし、それを提供するばかりではなく、触れ合いや安らぎというものを感ぜさせる場としてコミュニティ機能が高めることが極めて重要であるという認識に立つものでございまして。そういう意味におきまして、その一環として、御指摘のように、特定商業集積が高齢者やあるいはまた障害者というものにとつても利用しやすいものになりますように、これは基本指針に盛り込むことを含めまして適切な対応を前向きに検討してまいりたい、このように考える次第でございまして。

○説明員(松本英昭君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、商業集積につきましても、高齢化社会の進展等に対応して、高齢者や障害者の方々にとつて使いやすい施設整備を行つていくことが重要であると考えている次第でございまして。

そこで、自治省といたしましては、今年度から高齢者保健福祉推進特別事業という事業を起しまして、そして高齢者、障害者等に優しい町づくり事業というものをその中の一環として位置づけまして、そして地方交付税と地方債による措置を行つていくことにいたしておる次第でございまして。

○政府委員(内藤勲君) 建設省におきましても、高齢化社会の進展等を踏まえまして、町づくり、商店街の整備に当たりましては、高齢者や障害者が暮らしやすい町づくりを進める観点から公共施設等の整備を進めることが重要だと考えております。

建設省におきましては、従来より、例えば道路整備に当たりましては歩道の段差の切り下げや幅員のゆつたりとした歩道の設置を行うとか、高齢者のスポーツ利用、健康増進のための触れ合い公園とか健康運動公園などの整備をしてまいりましたし、駐車場の整備に当たりましては車いす利用者のための専用の駐車スペースを確保する、そういったことを行つてまいりました。商店街の整備に当たりましては、これらの施策を活用するともに、今後とも高齢者、身障者等の意向を十分踏まえた町づくりにさらに積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

○谷畑孝君 大阪の環状線の場合でも、例えばエレベーターがなかったりスロープがなかったり、一たんで上がったつた中で我々がエレベーターをつけろと言つたつて、もうで上がったつてしまつておるといふことでなかなかできないので、だから、そういう高齢者なり障害者なりの人々が歩いて行ける、あるいは安らぎが感じられる、ぜひそういうことを、まずつくる前にきちつとしておつた方が合理的だしやりやすいと思ふので、お願いしておきます。

また、大臣のいい回答をいただきまして非常に私も心強く感謝をしておきたいと思ひますが、ぜひひとつそういう視点でお願いをしたいなと、こゝういふふうに思ひます。

次に、たくさん質問をやりたいと思ふんですが、けれども、どうも時間がありませんので適当に省いたりしはしつたりしますから、ひとつそのあたり御勘弁をいただきたと、こゝう思ひます。

次に、商店街の集積整備を行う場合、ハード面の整備だけでは非常に不十分だと思ふんです。人を集めるために何をやるのか、また何をやるのか非常に重要だと私は思ひます。また、それがしつかりして、借金だけを抱えてしまつたりになりかねないと思ふんですけれども、その点について、行政側としてどのように指導をきちつとしていくのか、やっぱりやつた限りはお客さんが多く来て物がよく売れるということにならなやならぬと思ひます。そのあたりの指導というのが非常に大事な点だと思ひますので、ひとつお願いしたいと思ひます。

○政府委員(高橋達彦君) お話にございましたように、商店街を活性化し整備していく場合に、単にその基盤を整備するだけではなくて、いわゆるノーマルというようなソフト面での力をつけることが大事であるというふうに私も考えておるわけでございます。

そのためには、まず商店街を整備する場合に、その商店街をどういうコンセプトで性格づけをしていくかということも大事でございまして、また将来どういふイベントをそこで行つて客を集めていくかというふうな企画をすることも大事で、いわゆる商店街の運営に関する問題について事前に十分調べておく必要があるかと思ひます。また、お客がどのようものを求めるか、そしてその求めているものをどのように仕入れていくかというふうな購買動向の把握であるとかあるいは仕入れのノーマル、こういう問題も大事でございまして、ただいま谷畑委員からお話のございましたハードだけでなく、いわゆるソフト面での整備というのが大事になってくるわけでございます。

当省といたしまして、こうしたソフト面の充実に積極的に支援、指導していく考えでございまして、商店街が行います各種の調査研究、計画づくりあるいは実験的なイベントに要する経費につきましまして、既に平成元年度の補正予算におきまして活性化基金をつくつていただいておりますので、引き続きこれを平成二年度の補正におきましてもさらに積み増しをしていただきたと、合計で千二百二十億現在規模がございまして、これを各都道府県の公社に配付いたしまして、その運用益でこれらのソフト事業に充当できるというふうな補助金制度を創設、拡充したところでございまして。

それから、その際にやはりいろいろなアドバイスをする方々も必要であるということで、今年度から商業アドバイザー制度というものをつくりました。商店街の活性化に必要な高度で専門的な知識、経験を持つていらっしゃる方々を全国から二百四十人程度中小企業事業団に登録をしていただきまして、商店街の依頼に応じましてこれを派遣し、ソフト面

での助言、指導など力をかりようと、こういう制度を発足させたところでございます。

また、こうした面の指導につきましては、商工会議所、商工会、こういったところの機能に期待するところも大きいわけでございますので、私どももいたしまして、これらの組織とも十分連携をいたしまして、お話のような商店街のソフト面での対応について指導に誤りなきを期していきたいと考えております。

○谷畑孝君 せひひとつそのあたり力を入れて、アドバイザー含めての整備をしながらいゆるスタートを切っていただきたい、こう思います。

せっかく建設省から来ていただいておりますので、重ねて二つ同時に質問したいと思っております。でも、やっぱり駐車場の問題とか、それと商業集積ということですから下水の問題とか、さまざまな都市づくりとか、そういうようなものにとりしてもこれは避けることができないと。そういうときにどうですか、建設省としてそういう専門家の助力を得ようとした場合に、何らかのそういう考え方があのか。もちろん、アドバイザーということもあり得るけれども、町づくりの中で建設省として果たす役割というのはどんなことを考えておられるのか、その点について伺いたいします。

○政府委員(内藤勲君) 商店街の活性化という場合に、結局町づくりの観点から活性化を図るということになりますと、再開発事業とか区画整理事業あるいはその他各種の手法を講ずることが多いと思っておりますが、そのためには、計画設計の問題、あるいは具体的にその事業を進めるに当たりまして、法制、税務、管理運営、そういった関係の幅広い分野にわたり知識、経験を有する専門家の指導、助言というものが不可欠だと考えております。

既存の商店街の活性化といった場合に、その既存の商店街の土地利用状況が非常に稠密であり空き地がないとか、それから関係権利者が非常に多いということがありますので、そういったコンセンサスをどうして得ていくかということも重要

なことだと思えます。建設省では、再開発コー

ディネーターとか土地区画整理士、都市計画コンサルタント等、町づくりの専門家の参画がどうしてもその場合に必要だと思っておりますが、既に再開発コーディネーター協会という協会がございますが、そういった協会等を通じて専門家の育成といいますか研修などを始めているところでござい

ます。今後とも、専門家の資質の向上、育成、あるいは技術、知識の普及といえますが、そういったことを進めてまいりたいと思っております。

○谷畑孝君 せっかく自治省の方でも来ておられますので、同じようなその件について、自治体がどのような起債における制限などの弾力的な対応を含めて考えておられるのか、お聞きします。

○説明員(松本英昭君) 自治省といたしましては、地方公共団体が行います事業あるいは支援する事業も一部含めまして、交付税と地方債による措置ということを考えていくわけでございますが、先ほど委員御指摘のようなソフトの事業につきましては交付税で、そしてハードの事業につきましては地方債プラス一部交付税で、こういう形で支援をしてまいることになっております。

その際に、その地方債の制限の議論でござい

ますが、財政事情等によりまして一定の場合に地方公共団体の財政の健全性を確保するという意味におきましては重要なことかと思っておりますが、ただ本起債で制限されますような例というのは非常に限られてくるだろうという見方をいたしております。また、財政事情によって地方債を制限いたしますことは、一般的な話でござい

ますが、そういう団体でありまして、公債費負担適正化計画というものをつくって計画的にその解消に取り組むような場合には、これは弾力的に対応していく、こういうことにはいたしておる次第でござい

と、高度商業集積の場合、地域産業、地場産業の発展のためにどのような配慮を行っていくのか、こ

ういう視点も大事だと思えます。

また、中小小売商の参加の割合、地元商業者の参加の割合についてどのように配慮をしておるか。せっかくつくったけれども、結局資本のある遠い県外から、そういうノーハウを持ってくるのはそこしかならないということでは、そんなことでは地元の商店の振興ということにならぬので、地元の業者がそのテナントとかなかをど

れくらい占めておるか、そういうものをきちっと指針を持っておかないといかぬのじゃないかと思

います。

それと同時にまた、せっかく今まで細々ながら自分のものでやっておったけれども、そこに入ると途端に家賃ということとテナント料が高くなったり、そういうものがあるのです。しかし、どんな入れればそれはそれでもいいのですけれども、そのテナント料という問題については、またそれなりに心配事が出てくると思うんです。そういう点も含めて一体どのような配慮をされておるか、お伺いします。

○政府委員(棚橋祐治君) 谷畑先生御指摘のように、特定商業集積のうちで共存共栄型の高度商業集積の場合には、大型店と中小小売業者が同居をするというか一緒にやっていくわけでございます。その場合に私どもは、確かに御指摘のように、中小小売商が数においても売り場面積等においても相当のウェイトを占めておること、それから特に地元商業者がやはりその中でも相当のポジションを占めておる、これが非常に重要なことだと考えておるわけでござい

ます。

具体的にはどうするかということでござい

ますが、まず第一には公募等によりまして、一つの地域を市町村が想定した場合に、そこに公募によつて中小小売店の皆様方に呼びかけまして、どのくらいの方が参加をされるか、参加機会をぜひ確保する。それから、その地域に結果的に相当規模の

形が基本でござい

ます。

それから、地元商業者等も相当程度のウェイトであること、実はこの点につきましては、先ほども谷畑先生からいろいろの規模、相当数とか相当の規模ということについて御指摘がありました。これから関係省ともいろいろ調整をしていかなければいけません。今の段階で三省で考えております一応の案は、原則でござい

ますが、全商業施設面積に占める中小商業者の店の面積、商業施設の面積がやはりおおむね四分の一以上あること、こういうことを一応原則でござい

の補助金、あるいは開銀の低利融資、こういった非常に手厚い助成によってこの共存共栄型の商業施設なり支援施設が整備されるわけですから、当然そこにお入りになる中小小売業者にはそういう国等の支援措置の恩恵が還元をされなければいけない。

これは、多分組合とか第三セクター、特にこういう共存共栄型の場合には、運営主体が第三セクターの形になると思いますので、そこで十分市町村が基本構想をつくる段階で、それらについてどういう条件であるかということいろいろ御検討いただいて、そこでできるだけ中小小売業者に有利な、優遇措置が手厚くなるようなテナント料等についての配慮をしていただく、こういうことを原則として考えておるわけでございます。

都道府県知事がその基本構想を承認する場合にも、市町村から出てきた基本構想が中小小売業者について十分配慮をされているかどうか重要な判断要素になっているわけでございます。

○谷畑孝君 そのあたりぜひ地場産業育成という立場の中で配慮していただきたい、こういうふうに思います。

次に、高度商業集積の場合、やっぱり「相当規模」ということになっていきますし、駐車場ということになっていきますし、大体僕らも考えたら、どうしても郊外というか、例えばJRの跡地とかあるいは大きな工場の跡地とか、そういうのが普通考えられるわけで、なかなか既存の商店街とかそういうところは、地権者もたくさんおられ、それで高度化をやらうといったって、三年かかり、五年かかり、その間に予算も流れてしまつてできぬという、そんなことにもなりかねないと思うんです。

そうなつてきますと、どうしても郊外へ行きますと、先ほどの大型店も郊外へと地価の関係でそういう傾向が強い。そうなつてくると、だんだん都市部が空洞化されてしまつて、地盤沈下にさらに拍車をかけていく、そういうようなことにつながっていくと思うんです。そこらの点の配慮とい

うか、なかなか難しいと思いますけれども、高度商業集積の場合、そのあたりの配慮というものは多少考えておられるのかどうか、お聞きいたします。

○政府委員(棚橋祐治君) 確かに谷畑委員御指摘のように、地方においても駅前商店街等は、地価の高騰によって、そこで地権者が全部合意をして新しい商店街、特に共存共栄型の商店街をつくるというのは、なかなか困難な場合があることは御指摘のとおりかと思ひます。

しかしながら、この形態については、いろいろの形態がありまして、整備を進める場合に、民間事業者の方が賃貸等の形態により土地を利用するということも可能だと思ひます。それから、土地の取得につきましても、国とか地方自治体からの助成の対象には土地取得費は入っておりませんけれども、日本開発銀行の低利融資あるいは中小企業事業団の高度化融資、これらにつきましてもは八〇％融資などが無利子で行われるわけでござい

ますが、これらについては土地等の購入費も一応対象になっておるわけでございします。それから、こういう高度商業集積をやつていくという第三セクターに対して土地を譲り渡した方に対しては、今回千五百万円の所得控除が認められることになりまして、そういう意味で地権者が非常に第三セクターに協力しやすくなつてきておるという点は、私たち効果があるのではないかと思つております。

それから、建設省、自治省と一緒に公共施設を整備していくわけでございまして、こうしたインフラの整備が行われますと、当然都市部においても高度商業集積の整備が進むことも大いに期待されるわけでございします。

いずれにいたしましても、いろいろのバターンがあるかと思ひますが、私どもは市町村が基本構想をつくる段階において、やはり消費者の利便を考えたが地元の小売業者の振興も考えていく、それから、それを全体の町づくりの中で考えていくということでございますので、郊外地はも

ちろんこれからそういう対象になるわけでございしますが、都市部においてもそういうプロジェクトが市町村の果たす役割によって進んでいくことを我々は期待をいたしておるわけでございします。

あと建設省、自治省のお考えがあれば、補足をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(内藤勲君) 先生おっしゃいましたような既存の商店街対策はかなり大変だと思ひます。先ほどもお話しいたしましたように、区画整理、再開発とかその他いろいろ手法を講ずる必要があるかと思ひますけれども、お金もかなりかかるかもしれないし、時間もかかるかもしれない、そういったことがあろうかと思ひます。しかしながら、この法律なども活用しながらその地域を経合的、計画的に活性化を図ろう、そういうことで、今回の法律も提案させていただいておるわけで、この法案なども活用しながら既存の商店街の活性化もぜひ図つていきたいと思ひます。

○説明員(松本英昭君) 自治省といたしましては、既存の商店街につきましても、地方が単独で整備を行われます際の必要経費につきまして、やはり地方債で措置をし、その一部の財源を地方交付税で見ると、こういうこととしたてございします。それからいま一つは、そういう既存の商店街等でもつくりまして、今の御指摘のように地価の問題というのがございしますので、立体的な地下式の都市計画駐車場ということが多いわけでございしますが、これらにつきましても、その費用の一部を地方債や交付税で措置ができるように、今年度から検討をいたしているところでございします。

○谷畑孝君 時間が来ましたので、もう私の一方的な意見だけ申し上げまして、終わらせていただきます。

やはり大店法の改正につきましては、先ほど言いましたように、長い歴史の中で現在よいもの悪いもの、それをさらに発展させた中에서도と生きたものにする必要があるんじゃないか。その中でも、やっぱり自治体を中心としてと権限を委任しながらやっていく必要があるのではないかと

そして二つ目は、商業集積においては、優しい町一番、これは統一地方選挙のもう与野党超えてのスローガンだったと、優しい町づくりをする、障害者や老人を含めて憩いのできる商業集積の町、ぜひひとつそういうものにしていただきたいというところであります。

さて、最後に小振法について少し準備しておつたのですけれども、私ここで小振法のことについて言いたかつたのは、やっぱり市場の人と話をしても言つておりました。一生懸命頑張つていい市場をつくつた人もたくさんおられます。そのときに言つておりましたのは、やっぱり意欲のある者でなかつたらだめだ、そういう意欲がない商人さんにはやめてもらいたい。何人かは、やっぱり十人おたら二割はそういう人もおられる。だから、商人さん自身ももつと意欲を持たないかぬ、反対だけじゃなくて、そういうこともおっしゃつておりました。

だから、ぜひひとつ小振法におきましては、化粧代とか華儀代とかそういうことじゃなくて、むしろ足腰を鍛える状況、だから商店街を組合化していくこと、そこには有能な人たちがもつと活性化していくような、先住者に対していけるようなものをつくり上げること、そういうところにもつと力をかけてあげること、そうした足腰を鍛えていけるみたいな、ただ単にあめ玉をばらまくだけでは、これはやっぱり成功しない、そういうことをひとつお願いしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○井上計君 具体的な質問をする前に若干意見を申し上げて要望をしておきたい、こう思ひます。戦前ありました百貨店法が戦後廃止をされました。それで、昭和三十一年に百貨店法が復活をいたしました。百貨店法の復活制定については、当時私もそのような関係する立場におりましたので、随分と百貨店法制定の運動をした経験があります。その百貨店法がさらにその後いろいろと進んできたわけでありますが、当時の考え方とい

うのは、大企業といえますか百貨店等々を規制して、そして言いかえまして中小小売商の完全な保護法としてスタートした。これは我々の当時の要望であります。そういう記憶があります。それが昭和四十八年に百貨店法を廃止して大店法ができたわけでありまして、当初は大店法もやはりどちらかというと中小小売商の保護的な色彩が非常に強かったと、このように実は私は理解をしておるわけでありまして。

その後、市場構造が急速に変化をしまして、消費者ニーズも大幅に実は毎年変わってきて、対外情勢もまた変化をいたしました。その他いろんな変化等がありまして、従来の大店法では適当でないという声が数年前から強くなってきておったわけがあります。今回の大店法の改正案というのは、そういう意味では従来よりさらに進んで、大企業と中小小売商との共存共栄を考えていくという、そういう内容に強くなったと、このように私は認識をしております。

しかし、中小小売商の中には、依然として、今度の大店法の改正によって急速にまた大店法がふえていく、そういう中で不平や不満が特に地域によつては非常に強いところが今なおあるわけでありまして、そういう人たちに對しては、今回の小売三法の制定あるいは改正がそういう人たちにいかにも有利に中小小売商のことを考えているかというふうな、そういう点を十二分にPRをしてもらつて、そういう人たちの不安やあるいは不満を解消するように格段の御指導あるいはPRを当局においてしていただきたい、こういう要望であります。

それから同時に、今後運用していく中で、やはり具体的なそのような不安をなくし、あるいは中小小売商の振興を図っていくためには、いろいろと問題というか考えていかなければいかぬことがたくさんあると思います。できるだけ予算も毎年増額をしていただかなければならぬ、あるいは都市計画法についてもなかなか現在の商店街の振興に支障を来すような面もありますし、ある

いは建築基準法、特に建ぺい率等との問題でいろんな細かい制約が残つていくわけでありまして、そういう面についても十分通産省としては他省庁に働きかけをしていただきたい、そういう面のひとつ御努力もぜひお願いをいたしたい。この機会にこれを一つ要望しておきますので、大臣、また御答弁は後で結構でありますけれども、そのことを前提として、具体的に五法案を一括して質問を行いたい、こう思います。

全国に約一万六千余りの商店街があります。しかし、そのうち協同組合あるいは振興組合によつて組織化されておるものは約四千程度、すなわち四分の一しかないわけでありまして、その理由はいろいろありますけれども、その一つに、振興組合法第十一条の商店街の地区では商店街振興組合を新たに設立できないという法文があると、このように承知しております。

振興組合法が制定されたのは昭和三十七年でありまして、当時とは地域事情も大幅に変わつてきております。しかし依然として、商店街の中には、このような法律を盾にとつて商店街振興組合、特にこれは新興商店街が多いですけれども、振興組合の設立を認めない、このような地域があるというふうな聞いているのです。これについては、当然見直しをして、振興組合あるいは協同組合を設立するようなそういう指導をぜひ強力にすべきであると、こう考えておりますけれども、どのようにお考えであるか、これを承りたいと思つております。

特に、各地方に行きますと、人口二、三万程度の町村等の商店街の幹部は、建設業あるいは製造業等々が多くて、小売商業のことについてはほとんど知らないような人たちが商店街の幹部になつておるわけですから、なかなか商店街を振興組合等に組織化することについては、どちらかというと余り関心がないあるいは薄いというふうな人が多いのではなからうか。これが商店街の組織化のかなり問題点になつておるのではなからうかという私は認識をしておるのですが、どのようにお

考えてありますか、お答えをお願いします。
○政府委員(高橋達直君) 商店街地域における商業対策の問題でございますが、町村の地域における問題でございます。

町村は、御案内のとおり、地域的にそう広い地域ではないわけでございますので、商店街の機能と、それから御指摘のございました商店街振興組合の機能の調整という観点から、先ほど井上委員のお話のございました昭和三十七年の商店街振興組合法の規定によりまして、商店街地域には商店街振興組合が原則としてできないということになつておるわけでございます。

私ももといたしましては、この商店街地域における商業対策につきましては、やはり商店街という商業の総合的な改善発達を図るという任務を持った団体があるわけでございますので、この団体を中心にいたしまして今後の対策を進めていただきたい、また私もとしてそれを支援していきたいというふうな考えをしておりますが、御指摘のございましたように、それでは事業ができないのではないかと、こういうお話でございます。

この際、その場合におきましては、商店街振興組合ではなくて、商店街の商店街協同組合というものができるわけでございます、ほとんど同様の権限を持った団体が事業を行うことができるわけでございます、その協同組合による成果としてその商店街地域の共同事業を推進していただくというところで十分可能ではないかと思つておるわけでございます。

また、国の対策、中小企業事業団の高度化融資なども商店街振興組合と同様にその対象になるということでございまして、商店街地域におきましては、共同事業をする場合には協同組合をつくらせていただくという方向で私もその地域の商店街の方々に指導してまいります、また商店街もそういう格好で進めるよう指導してまいりたいというふうに考えております。
○井上計君 長官、お言葉を返すわけじゃないのですが、十分御指導をお願いしたいと思います。

ただ具体的な実例を申し上げますと、振興組合は各県で振興組合の連合会があつてかなり活発な指導をするのです。ところが、商店街の協同組合については商店街協同組合の連合会がほとんどないのです、各県単位でしたが、そういうふうな協同組合を設立して云々という指導がやはり十分でないと思つております。

だから、そういう面でも格段に御指導いただきたい、特に大型店が最近郊外店舗がふえていまして、商店街に加盟しておる新興商店街の受けの影響度合いが大きいのです。余計にそういうふうなところの商店街については組織化をして、今回改正されるそれぞれの小売三法等についてのメリットというか助成が受けられるようなそういう指導をしてやる必要がある、こう考えますので、従来以上にひとつそういう面についての指導を十分お願いしたい、こう思います。

次に、地方自治体の上乗せ規制あるいは横出し規制というのが従来相ありました。各地方自治体全部に近いほど大体ありまして、かなりこれがいろんな矛盾があり問題が起きておつたわけですから。

ある県に行くときこういう横出し規制があり上乗せ規制があるからこれはだめ、しかしこの県はなにかいいところかということで、全国的に見ますとかなりなばらつきがあつたわけですから。今後近いうちにこれはほとんど解消されるということになりますけれども、しかし地方議会はそれぞれそのいろんな地域の商店だとかなんかの支持を受けて当選している地方議員が非常に多いのです。そういう人たちは、地方の商店の人たちの要請等がありますと、どうしてもその地方でそういうふうな決議等、大型店の進出反対とかいろんな決議に心ならずも参加せざるを得ないというケースが非常に多いのです。

したがって、これらのことをやはりぜひ留意して、今後地方議会でも横出し、上乗せ規制をする場合、そのような要望があつた場合、あるいは地方議会で決議があつた場合に、それらの調整を適度

省、中小企業庁としては十分お考えいただく必要がある、こう考えております。お考えいただく必要がありましても、格段にまたそういう面の配慮を新しい観点からお願ひいたしたい、こう思います。いかがでしょうか。

○政府委員(坂本吉弘君) ただいま井上委員御指摘の点につきましては、今後の大店法の運用を通じまして大変重要なポイントでございまして、私どももいたしまして、出店調整に当たってその処理方針が全国的に見てばらつきのない、整合性のあるシステムで運用されるべきであると考へておるわけでございまして。そのような観点から、このたび新たに大店法改正案におきまして第十五条の五を設けて、地方公共団体がこの法令の趣旨に沿って措置を行う場合には考へてもらうようにという条項を設けたわけでございまして。

従来から、御指摘のようないわゆる上乗せ、横出しというようなことがございまして、行き過ぎた独自規制というものがあつたわけでございまして。昨年以来、その是正につきまして協力を呼びかけ、約一割程度は是正をいたしましたところでありましても、さらにこれからは行き過ぎた独自規制というものがなく、本条を活用いたして地方公共団体に呼びかけてまいるつもりでございます。例えば、新たな規制というものは、場合によっては地方自治法の規定なども活用いたしましてその是正を強く求めていく、こういったことを考へていくわけでございまして。

○井上計君 厚生省、お見えですか。——厚生省にお伺いというか、ある意味ではこれは要求というふうになるかと思ひますが、厚生省所管の生活協同組合のストアが、もう十数年前からになりますか、大店法問題と一緒に随分と大きな問題にずっと各地でなつてきたわけですね。特に、札幌あるいは東京でもそうですし、横浜、関西地区では神戸、難生協、要するに、大型店と全く同じような規模で同じような経営方針で、地域の中小小売商との間の摩擦が相当強いところが各地にあるわけ

です。

これらについては、員外利用の規制だとか何だかんだされてはいますけれども、事実上はもうほとんど有名無実の状態ですと続いてきておるわけですね。だから、地域の商店街に言わすと、我々の地域は大型店とは共存共栄できるのだ、しかし生協とはどうにもならないのだというふうな声もあるのです。大型店の人たちに言わせると、我々だけいろいろな規制の枠の中に入れて生協をなぜ規制しないのだという不満もあるわけですね。ところが、残念ながら所管が違ふ、法律が違ふ、したがって同じ土俵にどうしても上がつてもらえないので、生協ストアについてはどうにもならぬというのが今までの実態であつた、こう思ふんです。

今度の大店法の改正、さらには小売三法の改正、制定等によつて、中小小売商と大型店とは共存共栄の方向にもつと強く行くわけですから、したがつて生協も、地域商店街あるいは他の大型店と同じように、消費者のために共存共栄をしていくというふうなことを新しくやはり私は強く考へるべきだと、こう思ふんです。厚生省は、生協問題については今後の指導をどう考へるか、お聞かせをいただきたい、こう思ふんです。

○説明員(浅野史郎君) 今先生御指摘のように、生協もかなり大型の店舗を持っております。その際に中小の小売業者の方と共存共栄を図っていくというこの必要性は、御指摘のとおりかというふうにも私も考へております。

生協の店舗は、御案内のとおり、農協とともにこれは営利を目的としない相互扶助の組織であるということから、基本的に大店法の適用外ということと運営がされております。実態の中で、大型店舗と中小小売業者との間でいろいろな摩擦があるという事実も私も認識をしております。

そのような事実を念頭に置きまして、私どもは、大店法の適用外ではございませうけれども、中小小売業者と何とか協調しつつ共存共栄を図つてもらいたいという趣旨で、以前からもありましたが、昭和五十七年に行政通知を発しまして、大型の店

舗を開く場合には、地元の中小小売業者と十分に話をしてお互い理解を得た上で、話を進めてほしいという指導をされておるわけですね。今回大店法の改正等関連法の改正がございまして、私も、私どもも基本的に今申し上げましたような方針で、今後とも生協の店舗というものが地元の中小小売業者と協調しつつ発展していくように、十分指導してまいりたいというふうに考へております。

○井上計君 型どりの御答弁ですから、別にそれで納得したわけじゃありません。また、あなたの答弁は、何年前ですかね、もう七、八年前に私がやはり生協問題で当委員会に質問したときのお答へと全く同じなんです。だから、立場上あなたのお答は今の程度で仕方がなかつたとは思ひますが、やはり依然として生協との間に摩擦があることも確かなんです。だから、同じ土俵に上がることが一番理想なんですけれども、所管が違ふ、法律も違ひますから、当面は同じ土俵には上げられませんが、しかし同じ土俵に上がるようなつもりで十分生協の指導をしていただきたい、重ねてひとつ要望しておきます。お答えは結構です。

次に、大型店が出店計画を発表し、地域では小売商と話を進めながら、ある程度まで具体的に理解をされ調整が終わつていた、ところがそれを突然中止するというケースが各地にばらばら発生しているのです。それからいま一つ、もつとひどいのは、結審をして具体的な計画がもうできておるにもかかわらず、既に開店の期日が迫つておるのに一向に工事に着手する気配もない。すなわち、席取りをして指定席を確保しておいて、他の同業者、ライバルの出方を見ておるといふふうな、言いかえると大変ずるいと思ふんです。それだけでも、そういうケースもあるやに聞いておるのです。

そのようなものに対しては、通産省としては今後特別に、罰則といつてもないわけですが、それと似たような指導をされるのか、そのような大型店に対してどのような勧告をされるのか、この点を

ひとつお伺ひしたいと思ふんです。

○政府委員(坂本吉弘君) ただいま井上委員御指摘のようなことで、地元の計画その他に御迷惑をかけるというケースが生じているわけでございまして。

まず、第一点といたしまして、出店計画が未熟な段階で地元がいろいろそれを織り込んだ計画をつくるなり、そういったことで途中でやめるといふ場合でございまして、これはいわば行政としてなかなか手が届きにくいところであるわけでございまして。

一つ申し上げられますのは、今回出店調整の処理期間を昨年の五月三十日から一年半という従来のよりはかなり短縮した期間で、いわば将来に対する予測可能性というのを関係者に与えたわけでございまして、当時みなし出店も含めて千三百数十件ございまして、そのうち約三百数十件が今日までの間に取り下げられるというふうな現象が出ております。ある意味では、将来に対してどういふ調整が行われるのか非常に不明確な段階でいけば前倒しの出店をするというケースは、そういう角度からかなり減るのではないかと、期待を私も持っているわけであります。

しかしながら、何らかの事情で出店計画が取りやめになるというふうなケースも今後想定されるわけでございまして、私どもかねがね大型店に対しては、いわば席取り的なそういう出店の表明あるいは出店計画といったものは避けてもらうように、今後とも節度ある行動というものを期待いたしたいと思つておるわけでございまして。

第二点に御指摘ございました、調整の終了後、開店予定日を経過してもなお工事に着手しないというふうなケースも別途ございまして。このようなケースにつきましては、地元の地権者あるいは周辺のその出店を織り込んだ計画というものに多大な迷惑をかけるという事態に着目いたしまして、昨年、開店予定日を経過して一年以上出店されないケースにつきましては、これはいわゆる未開店店舗といたしましてこれを職権で廃止させるとい

う措置を導入いたしました。ただ、席取り的な出店表明を行ってみずからはリスクを冒して出店しないというふうなケースに対しては、今のような対応をしてまいりたいと思っております。

新しく規制緩和が行われる事態を迎えまして、大型店の行動につきましては社会的な関心も大変高くなることと存じております。私も同じくいたしましては、従来以上に周辺の町づくりあるいは中小小売業者への配慮、その他地域への関心というものを高めてもらうようにかねがね話をしてまいり、また今後ともそういうことを期待してまいりたいと思っております。

○井上計君　そういうケースが今後さらに発生をする懸念があるわけですし、商業道徳に違反しておるだけじゃなくて、やっぱりある種の契約違反であります。当然そこに地域の商店街なりが計画をされたことによって大変な経済的な迷惑をこうむるわけでありまして、損害賠償的な請求がでるような、それもまた今後そういうことが起きるのではなかろうかと思っております。そういう紛争が、十分ひとつ御指導をお願いしたい、こう思います。

次に、時間がありませんから、あと一つは簡単にお伺いします。

商店街の高度化計画が年度の振興法の改正等々によって、あるいは特定施設の整備促進法等々によってかなり活発になってくる、こう思います。商店街の共同計画というのは、いろんなものが今後出てくると思うんですが、一つ想定されるのは、地域商店街がやっぱり一つのセンターといえますか、会館をつくる。その会館の中には、商店街の発展、振興に利するものについては当然高度化資金の対象になる、こう思うんですが、間接的に商店街の発展、安定に必要なものもあると思うんです。

率直に申し上げて、現在認められていないと思うんですが、私の考えでは、その中に商店街従業員、福利厚生等々を考えて診療所を設け

る、その診療所設備等々も含めて、それもぜひ高度化資金の対象にしたい。その診療所は、ただ単に商店街の従業員だけじゃなくて、地域、近隣の人たちの健康相談といえますか、あるいは健康診断といえますか、そういうふうなものにも使える、それがやっぱり商店街の活性化あるいは集客にも大変プラスするのではなかろうかな、こう思っております。

これについては、今オーケーとは言われぬでしょうけれども、十分お考えいただいて範囲を拡大して、直接的な商店街の振興、発展だけじゃなくて、間接的にもそういうことに利するような施設等も含めた共同化、共同事業というものを考えた必要がある、このように思っております。

○政府委員(江崎格君)　先生御指摘の場合は、特に地域総合健康保険組合が設立されている場合だと思っております。これは地域的な相互扶助によりまして、疾病等々ときに医療費の出費で家計の運営ができなくなるといふようなことを防ぐために、いわゆる健康保険法の趣旨にのっとりまして、この法律の認可を受けて設立されている組合なわけですが、その施設とか事務所の設置に、今おっしゃいましたような診療所等の施設でございますが、これは通常、組合の保健事業の附帯的な事業として行われるのが通例だといふふうに承知しております。

一方、中小企業事業団の高度化事業でございますけれども、これは中小企業者の事業経営の合理化のために推進しているものでございまして、それを通じまして中小企業構造の高度化を図るといふことのために必要な資金の出融資をするわけでございます。

したがって、両制度の趣旨が違っておりますのでございまして、現時点では、地域総合健康保険組合の行います施設については、高度化事業の対象にしないわけでございます。

御指摘のような病院といえますか診療所のようなもの、こういう場合にはいわゆる医療保健施設

でございます。その場合には年金福祉事業団の長期低利融資の制度がございまして、こういった制度を活用していくべきではないかというふうに考えております。私も同じく思っております。

それから、同じく組合でつくるものでもいわゆる従業員の福利厚生施設、宿舍等とあるいは託児所とか研修所といったようなものですが、こういった場合には、これは高度化資金の助成の対象にできるようなっております。

○井上計君　地域健康保険組合の問題については、きょうは実は所管の厚生省の方を呼んでいませんから、質問をしないつもりでいたのですが、あなたの方で地域健康保険組合の問題が出ましたから、申し上げます。

御承知のように、政府管掌の健康保険と健康保険組合と二つあるわけですね、今制度が。ところが、三十五年前から、単位健康保険組合あるいは総合、要するに業種別縦割りの健康保険組合については、設立が認められていたのですが、地域の健康保険組合の設立は厚生省がどうしてもうんと言われなかったのです。私は、十年ほど前から、健康保険組合を地域にも設立を認めて、そして健康保険組合が経営努力をすることによって、少しでも医療費の節減あるいは地域のそのような福利、疾病予防等に貢献すべきであるといふことを主張しておったのですが、なかなか厚生省はうんと言われませんでした。

五年ほど前であつたわけですが、予算委員会それから補助金特別委員会等で私が健康保険組合がいかに経営努力をしておるかという詳細な資料を政管健保と対比したものを出して、当時中曽根総理大臣で、厚生大臣が今井さんであつたと思ひますけれども、説明をしたら、これはぜひやるべきだ、このようの中曽根総理の答弁で、急遽厚生省は制度を変えて、地域健康保険組合を認めるといふように変えたわけですが、その後、仙台の卸団地等々を先般商工委員会で視察に行きました

が、地域の健康保険組合が認められたわけですが、私は、商店街を中心としたその周辺にそういう健康保険組合をつくれれば、今申し上げた健康保険組合のそのような健康相談あるいは疾病予防、そういうふうなものを施設と一緒にすることが商店街の活性化にも役立つという主張をしてきたのですが、現行法ではこれは不可能だと承知しております。そこで、一歩下がって、さっき申し上げたように、地域の従業員のそのような健康診断等々の施設をつくる、健康組合の設立は別に。その利用範囲を拡大して、従業員以外の人にも、周辺の人たちにもそれが使えるようにしたらどうですかというお尋ねをしたわけですが、それについては法が違ふからということで、それはわかつていますけれども、これから商店街の活性化のためにも、地域にいろんな貢献をするためにも、そのようなことは考えていく必要がある、こう思うんです。

もう時間がなくなりましたから、このことについて、特に通告してありませんが、大臣、ぜひこれから御努力をいただきたいと思いますが、大臣のお考えがあれば承って、質問を終わることにします。

○国務大臣(中尾栄一君)　委員が大変熱心の中曽根内閣のころからの御主張だといふことをただいまおっしゃられました。その方向に向かって私も懸命に努力することをお誓いいたします。

○井上計君　終わります。

○理事(前田勲男君)　午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後一時二分開会
(理事前田勲男君委員長席に着く)

○理事(前田勲男君)　ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正

する法律案、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、中小小売商業振興法の一部を改正する法律案、以上五案を便宜一括して議題といたします。

本日は、五案の審査のため、お手元に配付いたしておきます名簿の六名の方々に参考人として御出席願っております。

この際、参考人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。ただいま議題となっております五案につきまして、皆様方から忌憚のない御意見を承りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、議事の進め方でございますが、まず参考人の方々から御意見をそれぞれ十五分程度お述べいただいた後、委員の質疑にお答えをいただきますことと存じます。また、発言の際は、その都度委員長の許可を受けることとなっておりますので、あらかじめ御承知ください。

それでは、まず宇野参考人をお願いいたします。

○参考人(宇野政雄君) 宇野でございます。

それでは、意見を申し上げさせていただきます。今お話がございました五つの提案というものにつきましては、私は基本的には賛成であるということと申し上げさせていただきます。そのうち五つが、若干この機会に所見を申し上げさせていただきます。この五つは、

皆様方が御存じのように、百貨店法というものが過去にございましたが、それは戦後昭和三十三年に施行されました。それが四十八年には御案内のように廃止されて、大規模小売店舗法というものが変わっていったわけでございます。そのときの第一条に挿入されておりますことが、「消費者の利益の保護に配慮しつつ」という言葉が

入っております。

それで、中小小売業者に事業機会を与えるということは、もうこれは戦前の百貨店法の時代も戦後の昭和三十三年のときも同じことでございますが、今申し上げたような消費者利益の保護という点が入ったということが、私の理解では、それ以前の百貨店法のときのように、基本的には百貨店というものが許可を受けないと出られないというのに対して、緩やかな形で出ることと認めようという届け出制に変わった、これが消費者利益というものを考えたという一つのあらわれだろうと思うわけでございます。

ところが現実には、その運用の問題もございまして、結果的には許可時代よりも届け出制になりましてからむしろ規制が強化されるというふうなこともあったことだと思っております。しかし、この場合に、もう一回今の消費者利益というものをどう考えたかというところが、やはりこれからこの法律を動かしていきまします場合にお考えいただく必要があるだろうと思うわけでございます。

ただその場合に、四十八年のときに取り上げられたときの消費者というのは、あくまでも経済的な利益を考へての消費者利益、こういうことが基本にあつたかと私は思うわけでございます。その意味では、緩やかな形で規制をするということと、若干はブレイキはかけるけれども、もう一方から申しますと、中小小売業者の方々に大いにアクセスを踏んでもらいたい、こういうことであわせて小売商業振興法ができておつたことは御案内のとおりだと思つております。

問題は、そのブレイキがけとアクセス踏みというものをどう政策的にうまく取り上げていくのかということがこの法の運用において課せられた課題であらう、こう思うわけでございます。ところが、消費者利益という点は、今申し上げたように、経済的な利益ということとを前提にして考えておつたと思うわけでございますが、その後いろいろと消費者というものの対する考え方が広がって

まいりますし、変わつてもまいっております。いわば生活者利益というふうな言葉で呼ばれるような内容が登場して来たと思うわけであります。この辺を踏まえて、これからの運用をどう考えるかということが一つのポイントかと思つておるわけでございます。

いずれにしても、流通というものを変革させますのは、生産と消費を結びつたパイプ役が流通でございますし、そういう点から考えますと消費がどう変わっていくかということが大きな問題になるわけでございます。

それで、実は昭和五十八年の十二月に通産省の関連で審議会でもとりましました八〇年代流通ビジョンというのがございまして、九〇年代流通ビジョンはその後に出てくるわけですが、八〇年代流通ビジョンのときには、私もその審議会に参加いたしましたので、非常に頭の中にあることでございます。

しかし、その当時の数字で昭和四十一年と、それから今申しました五十八年十二月に答申をしたわけでございますが、五十七年のときの統計数字だったと思つておりますが、平均的な家庭の一世帯の消費支出というものが、四十一年のときにたしか十五万円ぐらい、それに対して五十七年が二十三万円ぐらい。今は約三十万前後だろうと思つておりますが、そういう点で考えますと、十五年の間に消費支出は五〇％ぐらいアップした、こういうことが言えるわけでございまして、それは小売業に潤いを与えたことになつておると思つております。

問題はその中身でありまして、四十一年のときの食費というのは三八％、それに対して五十七年のときには二八％と、一〇％減少しております。それから、被服費が一〇％から七％へと。それから、住居費は九％から八％へと。コマの後の方はちょっと省略をいたしました。これを足してみますと、食衣住という物に関連するものへの支出を主体にいたしますものが、五七％から四三％に減少しているわけでございます。

その残りをとつてみていただきますと、いわば無形サービスへの支出と申し上げたいと思つておりますが、美容院へ行くとか子供の学校とかかまた旅行であるとかスポーツを楽しむとか冠婚葬祭、こういうようなものの支出がちょうど逆転をしております。四十一年のときには四三％だったものが、五十七年のときには五七％になつておるわけであります。ちょうど、いわば物からサービスへということが言われているのも、この数字が裏付けていると思つております。

この辺を考えてまいりますと、御案内のように、五十七年からその後よく問題が指摘されておつたわけですが、通産省で取り上げております商業統計で見ますと、五十七年の次の六十年の商業統計を見ますと、約十万件の小売店が減少した、こういうことが取り上げられたと思うのであります。その後伸びるという傾向はないわけでありまして、これをどう見ればいいのか。大きいものが出てきたから小さいものがつぶれていってしまった、こういう見方もあるのかもしれませんが、より大きな要因というのは、今申し上げたような消費構造の変化というものがこれをもたらしつた一つの大きな要因だと考えるわけでございます。

つまり、物を中心とした、物販を中心とした商店街というものが歯抜け状態になつてきたというのは、一つは今の消費構造になかなか適応できない。だから、その逆を申し上げてみますと、郊外に出てまいりましたショッピングセンターというものは、これはむしろこの十年間に倍増しているわけでありまして、それは何かといえば、今の消費構造を先取りいたしました。無形サービスの購入をも頭に置いた店舗展開というものが全体として計画的にできる、こういうところに一つの大きな要因があつたと思つておるわけであります。

その点からいいますと、今申し上げたような趣旨で、町中の商店街が歯抜けになりまして、それでおかしくなつてもよろしいということとを私申し上げているわけではございません。やはりそれぞ

それがバランスのある発展をしていくということが社会的に見て望ましい姿である、こういうように考えるわけであります。

私がなぜこんなことを強調申し上げたかといいますと、今のままの状態では、それぞれが同じような経営をしながら発展をしていくというものは、無理だということを申し上げたいわけであります。消費者が変わっていく限り流通は変わらざるを得ないのでありまして、消費をそのままにとどめておくならば、これはそれぞれの小売も卸もそうでございますが、流通というのは変わらなくて済むわけでありまして、それを強権をもって、消費はこうでなければならぬ、これ以上食べ過ぎはいいとか着てはいけないということができるわけではないわけでございます。

そういう点を考えますと、問題は、今のようない消費構造というものがどう変わっていくのか。また、消費行動というものが変わっているわけでありまして、消費の意識も変わっているわけでありまして、そういうものをどのように先取りしながらやっていくかということが本来私は流通業の仕事であらうと思っております。その辺をまず考えながら、変化というもののどう対応していくかということが本来流通業の仕事だとも考えるわけでございます。

その辺のことから見ますと、繰り返し申し上げますが、現状のままでみんながよくならうとするのは無理があるわけございまして、むしろそれぞれが消費の変化というもののどう対応していくかという、そういう前向きな姿勢があつてしかるべきだと思ひます。

しかも、その場合に問題は、先ほど申し上げましたように、ショッピングセンターはもちろん車社会になっておりますので特に郊外の方に行きます方が、町中で駐車場が十分ないところで買い物をするのにどうするかというのを考えますと、同じようなものがあるならば郊外に行つた方がいいというものは、これは当たり前なことでございます。そうすると、やはり問題は、町中の商店街

というものがどういう形で活性化できるのかということが一つのポイントになると思うのであります。

この点を考えますと、五十八年十二月に出しました八〇年代流通ビジョンにおいては、物を買ってくる場であるという商店街を考えるだけではなくて、むしろ地域の方々の集いの場であり憩いの場である、そういう意味においてコミュニティ・マーケット構想というものが打ち出されておたはずであります。

問題は、そのときの考え方としては、意欲ある方々が前向きに商店街の活性化を図つていくということに對しましては手厚く差し伸べるべきではないかと、政府とか公共団体が、動くという仕事であり、これはまた別の面から見るということはあつてしかるべきだと思ふのであります。経済政策としての考え方としてはこれは別の問題ではないか、こういうふうに見えるわけでありまして。

今申し上げましたような点で見ますと、どうもその後の状況を見ますならば、さつき申し上げましたように、アクセスを踏む方に関しましては、それぞれ意欲ある方々はおやりになつてまいりました。私が、私はもっと意欲ある方々がふえて、そして伸びていくことを大いに期待したいわけでありまして、そういう意味から申しますと、アクセスがけの方の問題は、これは別に日米構造協議で言われたからというだけではなくて、本来もっと規制は緩和されていくのが本当であらう。

問題は、先ほど申し上げましたように、バランスの問題でありますから、この辺をどう持つていくかというところであります。その意味から見ますと、今回出ておりますような特定商業集積というような形で、通産だけではなくて建設とか自治、こういうようなものが一緒になつて、先ほど申し上げましたようなコミュニティ・マーケットというようなものよりも、もっと積極的に商業集積をどのように構築していくのか、こういうことではない

ろ施策が講ぜられるということは大変喜ばしいことではないか、こういう気がするわけでございます。

その意味から申しますと、一部マスコミなどで、こういうような五つの法律の問題につきまして、むちとあめというような言葉が出ておつたのであります。私はこれは極めて嫌らしい言葉だと思ふのであります。そういったようなものではなくて、あくまでも本来はアクセスを踏んでいくことがだれでも今の我々の経済社会においては必要なことなでありますから、しかしそれに対してはそこにはハンディがあるならば意欲的な方には後押しをしてあげる、こういうことがあつてしかるべきだと思ふわけではあります。

そこで、最後に申し上げたいことは、皆様方も御存じのように、私は昭和三十一年のころからアメリカへ何度か行つておるわけでありまして、その三十一年度のころ、ロサンゼルスとダウスタウンというのは大変いい町であつたように思つておるわけでありまして、その後行きますのにだんだんとグロースタウンになつてしまつてゐる。皆郊外は非常に伸びてゐるのです。あのようなことは、同じ方向になるからといって我々は同じように町中をばばらかしておいていいということにはならないと思ふのであります。グロースタウンにならないうような、やはりすばらしい住みよい場であり、それから先ほど申し上げました憩いの場である、それで集いの場である、こういうようなものに活性化することが私は非常に重要なことだと思ふわけでございます。

そんなようなことで、舌足らずのことを申し上げたわけでございますが、要はアクセスとプレーキがけというような問題をどのようにうまくまとめていくか。これは最終的には、今度の法が動き出しますならば、運用上の問題においてまた慎重にやつていただかなきゃいけないことではないか、こう思う次第でございます。

以上、私の考え方を申し上げさせていただきます。

どうも失礼しました。

○理事(前田勲男君) ありがとうございます。

次に、永山参考人にお願ひいたします。

○参考人(永山利和君) 永山でございます。

お手元に簡単なメモをお配りしておきましたので、それに沿う形で私の意見を述べさせていただきます。

現在審議されております大規模店舗法の関連五法案でございますが、私が問題にしたいと思つておりますのは、この法律を取り扱う角度といひます。どうか、その点を一つの私の意見の中心にしたいと思つております。

この問題を取り扱う角度の第一といひまして、この大規模店舗法が想定しております大規模店舗といふものの持つ影響が大変これまでも大きかつたと思ひます。現在までの、特にこの一、二年の出店申請を見まして、大変多数の申請がなされておりました。ある意味でラッシュ状況が見られております。そういうことで、この問題を考える際に、まず第一に、その影響といふものをどう考えたらいいかということでありまして。

言うまでもなく、私どもの消費生活に与える影響が大変大きいわけでございますが、同時にそれにかかわりますさまざまな商業、特に小売業、卸売業に与える影響はかなり大きいと考えられます。これまでも大規模店舗のシェアといふのはだんだん高まつてまいりましたし、今後もしやういふ傾向が強まるものと予想されているわけでありまして。

しかも、その大規模店舗の拡大に合わせまして、商業部門ばかりでなくて、最近ではオルガナイザー機能といふものが改めて注目されている関係もございまして、卸売業あるいは生産分野に非常に大きなインパクトを与え、かつ開発輸入などに見られますように、海外に對してもかなり大きな影響を与えてきておるわけでございますので、単に商業の合理的な発展あるいは公正な競争の維持といふ、そういう角度的な国内的な観点だけではどうも十分でない、そういう状況が見られるわけであ

ります。

そういう意味で、純商業部門あるいは流通部門というふうな考えられているだけでも、もう少し広い作用を与えているように思われるわけです。したがって、かなり広い角度でこの問題を扱うという時代が来ているというふうに思います。

それから、大きな作用の第二点目といたしまして、この大型店の今後の展開というものが可能にならしてある幾つかの条件を見ますと、生産の方の技術革新というものが今後ともかなりのテンポで予想されるわけでありましかれども、さらに流通の技術、とりわけ情報化あるいは通信技術の発展に伴いまして、業態もさまざまな展開を見せると考えられますし、それから何よりも、生活、消費と生産を結ぶところの流通の場の設定といましようか、特に居住環境の整備でありますとかあるいは都市計画、町づくり、そういったものの関係も非常に深いものがございます。

商業というのにも歴史的に見れば自然の成り行きで発展してきているように見えますけれども、さらにここに大型店の大きな影響が附加されるといふことになりまして、これは商業ばかりではなくて、居住環境、つまり消費者の側の直接間接を考えてみますと、生活上のいわば下部構造にも大きな変化を与えるというような性格を持っていますかと思ひます。

それだけではなくて、さらに消費者自身というものをかなり変えてきているのじゃないかということが言えると思ひます。この消費者を変えてきたという意味合いは、必要なものあるいは求めているものが大量に供給されておりますから、その中から消費者は選択すればよろしいというようになってきたまいます。これは非常に利便性が高まっています。

ただし、生活というのは単に物を買って消費するということだけにとどまりませんで、当たり前のことですが、そこにさまざまな生活上必要なものあるいは改善を求める部分あるいはより高次の利便性を求めるもの、さらには人間同士の潤い

を持たせるとか、さまざまなニーズがあるわけでありま。

そういうものが商業活動あるいは大型店の影響のもとに次第に受け身になるといいますか、本来主體的な消費であるべきものが、非常に品ぞろえあるいはサービスが多様化することによって、単なる消費といひましようか、あるいは選んで使うだけという、その前後にかかわるさまざまな社会的影響、例えば後で申しますけれども、公害の問題とか生活廃棄物の問題、こういうものにややもすると目が向かなくなるといふ、そういうまた弱点も生ずる一つの要因になってくるのではないかと

思ひます。したがって、経済上の効率性だけでは律し切れない問題を私ども多数抱えているのが今日の状況でございます。無論、これを経済効率を追求しながら改善するというのが一つの方向であることは言うまでもありませんが、しかし効率だけよくなれば済むということでもないわけでありまして、そういう意味では全体のバランスをどうとるかという、そういったことにもなりますけれども、ここにある種の今日まで主張されてきております大型店そのものの先駆性というものが持っているある一面性というのがあることを私どもは見落としてはならないと思ひます。

それから、大きな第二番目の大型店問題に関する視点といたしまして、消費者利益というものが最優先されているわけでございます。

もちろん、この消費者利益という点につきましては、この法律以外にも幾つかこれを表現する法律がございますけれども、しかしこの消費者利益というものの中身も、必ずしも単なる消費だけではないでございます。生活用の消費のほかに企業がさまざまな消費も行いますので、そういう意味では消費というのはかなり幅の広い領域をカバーしているわけでありま。

わっている点ですけれども、大型店は価格が安いという、そういうことが主張の多くの中に見られるように思ひます。しかし、少し事実を見てみますと、必ずしもそうとはか言えない点がございます。例えば、生鮮食品というのが非常に小売業の中でも大きなウェートを占めております。無論、食品の消費構造が変わってきておりますから、いわゆる物的な消費ばかりではなくて、外食等の拡大によりましてサービス化というものが進行していることは、これは改めて言うまでもないかと思ひます。

ともかく、そうした多様な消費が進行するといふことの中で、消費単位が小さくなる、あるいは多様化するといふことは、当然これに見合う消費の全体としてどう調整していくかということが社会的にも必要になってくるわけだと思ひます。

調整というのは、強制をもつて規制していくというにははめていくという趣旨では決してございませんで、当然変化に対応するといふ意味で、何が一番効率的なのかといふことを考えますと、ある程度例えば生鮮食品の価格などどう出ているかというのを見ますと、例えば東京ですと、東京都の生活文化局が販売店舗形態別の価格調査をしておられます。これなどを見ますと、生鮮食品に關しましてはかなりの品目で一般小売店の価格が低いという結果がずっと出ております。そういう意味では、小売店の持つ役割というのには注目されるわけだと思ひます。

しばしば言われます内外価格差といふものにつましまして、これはその原因については、単に流通構造だけではございませんで、我が国の寡占価格あるいは寡占企業の行動パターン、こういうものについても注意を喚起する方が少なくないことを見落としてはならない点だと思ひます。

それから、商品の品質に關する議論といふのが随分ございまして、これも大型店の進出によって改善されてきたかといふと、必ずしもその必然性があると思ひない点がございます。無論、

大型店が悪い品物を売っているという主張をしているわけではございませんで、しかし、商品の品質向上あるいは安全性の確保といふものを主張してまいりましたのは、消費者運動あるいは公害の拡大といふものを防止する、そういう意見の集約がもたらしてきたものでありまして、それをむしろ後追いついてきたというのが実情ではないかといふふうに思ひます。

むしろ、大型店の目指してきたものは、主にブランド志向あるいは消費者をいかに一定の方向で効率よく消費させていくかという、そういったものが、技術的にもあるいはマスコミュニケーションなどの手段を用ひまして、いわゆる非価格競争といわれるものかなり強く打ち出したことが、この品質問題といふものの問題の背後にのし上がってきた面があるところがございます。そういう面からいひますと、やはり大型化すること自体がそうした操作をしやすいう環境をつくつてしまふおそれがあるわけでありま。

それから三つ目に、この大型店といひますのは多様な商品を取り扱う、とりわけ食料品などを前提にいたしまして、包装や保管、配送システムなどを支えるさまざまな技術的な工夫が必要になってまいります。そうしますと、事前の加工あるいは包装、こん包、こういうものに非常に多額のコストと物量的な投資をしなければならぬ。したがって、その結果として多量の生活廃棄物が排出されてきてまして、消費量以上のそうした廃棄物の拡大を見る。

こういう問題にどう対応していくのかという点を考えますと、従来の日本の小口の消費といふもの、あるいは計量の変更が可能な販売、こういうものが非常に有効なものであったことを改めて見直す段階に来ているといふふうに思ひますし、それから品質の低下を防止するために加工をしたりする、例えば八百屋さんで漬物をつくるか、あるいは魚屋さんで干物をつくるか、こういうことはやはり大型化しますとやりにくくなってくるというところがございます。そういう面で、小型店

の持つている非常に重要な生産的な側面、プロダクティブな側面というものを無視してはならないというふうに思います。

それからもう一つは、買い物というのは、単に一定の貨幣でいかに多くのいいものを手に入れるかというだけではないでございまして、そこに社会生活、親子の交流とか買い物への楽しみ、そしてその中で人間それ自体をもう一回取り戻すというような広い活動がございまして、これを経済効率の中に押し込めてしまおうという発想を多少改めなければいけないというふうに思うわけであります。そういう点からいいますと、現在の大商店の効率ある営業の仕方というもののだけで十分それをカバーできないという面があるように感じておるわけです。

それから、大きな三つ目として、小売店と大商店との共存関係をどうつけるかという点であります。

日本の都市というのは、非常に消費購買力が集中しておりますので、大都市で大型消費というのを実現しやすく、またそのための交通等々の下部構造ができていたわけでありますけれども、これ以上大都市に集中するということは、さまざまなほかの点から考えましても、もう効率の限界というよりも、むしろ交通ラッシュに見ますように、もう人間性を越えた、人間性というものを失わせるような、そういう状況があるわけでありまして、そういう面で、これ以上の過密あるいは交通渋滞というものをやはり規制する段階に来ているというふうに思うわけです。

そういう点では、とりわけ従来の商業集積というものをどう上手に活用するか、こういう観点を強く見直す時期でもあらうというふうに思うわけであります。それは、もちろん商業部門だけではなくて、あるいは過密の緩和、さらにはオフィスを中心にした最近の大東京の再開発というものが行われようとしておるわけではございませうけれども、そういう問題も改めて考え直す、そういう意見も強

まっているというふうに感じております。

それから、小規模商業が非効率であるという暗黙の前提があるように感じているわけでありませうけれども、先ほど申しましたように、価格の点でも、あるいは品質あるいは近隣性、それから対面販売というふうに言われますけれども、その技術的な意味以上に、人間と人間の触れ合い、あるいは顔見知りであるという、そういう社会性というものを維持している大変重要な機能もございませう。そういう面では、内容を改善することを通じてもう少し小規模商業の位置というものを復活させる、そういう時期でもあらうかというふうに考えております。

それから、規制一般についての問題です。規制があることが何か経済進歩を妨げるような、そういう議論も一部にはあるように感じるわけではございませうけれども、規制というのは一定のルールでございまして、その規制があることがむしろ競争を促進し、また新しい安定した営業活動をつくり上げていく、そういう側面も有しておるわけでありませう。規制をなくすことは、むしろ世界的に見ますと、大商店等の取り扱いにつきましても、それそれ手法や考え方は異なっておりますけれども、大商店の立地あるいはその運営に関するさまざまな規制があるというものは、決して競争を全くとめてしまおうというようなものではないことを改めて確認しておくことが重要だろうと思っております。

むしろ、規制を外せば外すほど大型化していくということとは必然的な面がございませうから、そのことによってかえって真の競争をそいでいってしまうという結果を招くこともあり得るわけでありませう。そういう意味では、ある程度規制を与えていく、そして特にその広い観点から大規模店の規制をするということは、今日改めて再検討すべき時期であらうというふうに考えますので、規制の排除一般ということだけを最優先するということには余り賛成しかねるという、そういう意見を持っております。

以上で私の意見を終わります。

○理事(前田勲男君) ありがとうございます。

次に、高丘参考人をお願いいたします。

○参考人(高丘季昭君) 私は、今御紹介をいただきました日本チェーンストア協会の会長をいたしております高丘でございます。

本日は、内閣御提出の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案等関係五法案につきまして、業界を代表して意見を申し上げる機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず最初に、大商店法の改正法案につきまして意見を述べさせていただきます。

大商店法は、消費者の利益に配慮しつつ中小小売業の事業活動の機会を適正に確保する等の目的で昭和四十八年に制定をされました。その後、石油危機等を原因とする経済的な諸情勢のもとで昭和五十三年の改正が行われ、調整対象となる大規模小売店舗が、通産大臣が調整をされます第一種大規模小売店舗のほか、都道府県知事が調整をされる第二種大規模小売店舗が法定されたなど、規制が大幅に拡大されました。また、大商店法の運用自体も、我々大商店から拝見をいたしますと、漸次規制が強化される方向に変わってきたことは御高承のとおりでございます。

小売商業は、消費者である国民のニーズに対応して、良質の商品とサービスをできるだけ安く提供することが責務であるというふうに考えております。そして、その責務は、本来自由で活力ある事業活動の中で初めて果たし得るものであるというふうに考えておられて、そういう観点から、我々がかねがね規制の緩和を要望してまいりました。そして、昭和五十年代の後半から、我が国経済社会の構造的変革を背景といたしまして、前川レポートや新行革の規制緩和に関する御答申、通産省の九〇年代流通ビジョン、日米構造協議等を経まして、今日の改正案につながったものと理解をいたしております。

小売商業は、この間、業態的に見ましても、大商店のほか、専門店、コンビニエンスストア、ボランティアチェーンストア、あるいは訪問販売、通信販売等も大きく成長しております。一方、戦後小売業に参入された中小小売店の商店主の方々は、残念ながら高齢化とこれらの方々の御子弟がはかに職を求められて、後継者がいないという要因も重なってまいりました。そして、現在では小売商業の問題は、大商店と中小店の対立の調整という構図では全体を的確にとらえられなくなってきたように存じます。

消費者の側から見ましても、その多様な選択を可能にし、豊かでゆとりのある生活を実現するためにも、一方で大商店に対するニーズが増大する反面、他方では中小小売店を含めて専門店に対するニーズが増大し、ショッピングセンター等に対しても大商店と専門店が相互補完の関係で出店することが必要になってきております。また、消費者は単に物やサービスを買うという段階から、楽しい雰囲気の中で買い物したい、ショッピングと同時に家族の団らんや教養娯楽を求める等、消費のパターンが大きく変化しております。

したがって、今後の出店に当たっては、核店舗となる大商店とともに専門店をどのような業態構成で配置するか、あるいは映画館でありますとか、子供の遊び場、休憩施設、カルチャーセンター、レストラン、コミュニティホール等々の施設をどのように配置するかなど、大商店と中小小売店の対立という構図をはるかに超えた町づくりの観点から極めて重要になってきております。

また、最近における経済の国際化の中で、輸入の拡大は極めて重要な課題でございませうが、これとともに経済の諸制度を国際的にも普遍的なものにしていくことが極めて重要であります。先般の日米構造協議におきましても、流通問題、とりわけ大商店法問題が大きな議題の一つに上がったというふうに承知いたしておりますが、輸入品専門売場の特例を含め、大商店の出店調整制度の改善は諸外国からも強く要望されているところでございませう。

このような流通構造の変化、消費者ニーズへの対応、経済の国際化の進展等から見まして、今回の五法案の提案に至られたものと理解しております。我々の立場から申し上げますれば、その内容について、全体としてはまことに時宜にかなった妥当な改正であるというふうに考え、高く評価している次第でございます。

次に、各法案の個別のポイントについて申し上げます。

大店法改正法案についてでございますが、このたびの出店調整制度につきましては、従来、出店の調整が法文上明定されておりました。商業活動調整協議会において行われておりましたものを清算し、大規模小売店舗審議会により直接調整が行われることになっております。出店調整の公平性、透明性、迅速性の確保の上で、格段の改善であるというふうに考えております。我々がかねてから要望してまいりました大店法の規制の緩和の方向にも沿ったものというふうに考え、消費者の利益や国際協調の観点等からも歓迎するところでございます。

これから先のことで恐縮でございますが、改正法案が成立し、施行されるに際しましては、大店審の審査体制の強化、改正法に基づく明確な運用等によって、商業調整がおおむね一年という期間内に円滑に行われますよう、そして小売商業が消費者の利益の増進と地域経済の発展に寄与できま

すよう、適切な御配慮をお願いしたいと存じます。また、国と地方自治体の種別境界面積の改正につきましましては、最近における一般的な店舗の大型化の傾向にかんがみまして妥当なものと考えます。さらに、全国で千を超えます地方公共団体のいわゆる上乗せ、横出し規制の是正につきましても、今回の改正によりまして行き過ぎた規制が適正化されるものと強く期待しております。

次に、輸入品専門売場の特例法案について申し上げます。

我々チェーンストアは、国際化の進展に対応いたしまして、製品輸入の拡大に努力するとともに、

消費者に豊富な品ぞろえで求めになりやすい輸入商品を提供するようにこれまでも努力してまいりました。今回の特例法は、これらの努力を助長するものであり、消費者の選択の幅を拡大するとともに、輸入拡大の可能性を増大するものと考えます。昨年五月末から運用上緩和措置がとられました百平方メートル以下の輸入品売場の数は既に六十に達しておりますが、我々といましては、本法をできる限り活用し、一層の製品輸入の拡大に努力してまいりたいと思っております。

次に、特定商業集積法案について申し上げます。我々は、これまで大規模ショッピングセンター等の建設に際しまして、関係する中央、地方の行政機関が極めて多く、いろいろ不都合も感じてまいりました。今回、町づくりの視点を踏まえられまして、通産省、建設省、自治省等関係省庁が一体となつて高度商業集積の建設を促進されることと

なり、高度商業集積づくり等総合対策のために、通産省におかれまして千六百二十一億円に上る支援措置を用意されました。また、建設、自治両省におかれまして関連する公共施設の整備の促進を初め所要の支援措置が講ぜられましたことは、今後小売商業全体の発展と消費者の利益に寄与するものであるというふうに考え、すべての関係者から大いに評価されているというふうに存じます。

この施策につきましましては、当業界としても積極的な参画を行いたいと存じております。活用しやすい制度となるように御配慮をお願いしたいと存じます。さきに述べましたように、今後の消費者ニーズを考えますと、小売商業界は、大型店と中小小売

商の対立というのではなく、すべての小売商業界が有機的に一体となつて店づくり、町づくりを行うことによつて、初めて消費者の豊かな消費生活に奉仕できるものと考えております。その意味におきましても、今回の商業集積づくりのための法案は、中小小売商業振興法改正案及び民活法の改正案を含めて極めて適切なものと考えます。

何とぞ、十分御審議の上、一日も早く内閣御提

出の五法案が成立し、小売商業の振興と消費者ニーズにこたえらるるとともに、国際的にも高い評価をいただけるように強く希望いたしまして、私の意見陳述を終わります。

○理事(前田勲男) ありがとうございます。

○参考人(山本勝一君) 全国商店街振興組合連合会理事長の山本でございます。

まず、先生方には、日ごろ国政の立場より、商店街、中小小売商業の振興発展のために特段の御尽力、御配慮を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、本年度予算の魅力ある商店街、商業集積づくりの総合的対策につきましても格別の御配慮を賜りまして、ここに厚く御礼を申し上げます。

それでは、私の所見を述べさせていただきます。御承知のとおり、商店街を取り巻く環境は、消費生活の高級化あるいは多様化、生活者の価値観の変化、交通体系、都市構造の変化、さらには昨年の五月の運用適正化措置により、滞留案件が二千五百件と言われる大型店のハイペースの出店申請が行われまして、ますます厳しさを加えておるわけ

でございます。このような状況のもと、大店舗法関連五法案が提出されたわけでありまして、この中で大店舗法の改正につきましましては、残念ではあります。が、関係審議会での審議、格段の振興策の拡充等、諸般の情勢を考慮しつつ、さらには中小小売業者の事業機会の適切な確保を図るという大店舗法の目的に則して厳格かつ慎重な調整処理がなされることを要請し、やむを得ないと判断しておるところでございます。

また、魅力ある商店街・商業集積づくりのための中小小売商業振興法の改正、商業集積整備法の制定等につきましましては、強く支持するところであります。この施策を活用し商店街の活性化に積極的に取り組んでまいれる所存でありますので、その早期成立、施行を望むものであります。

個別案件につきましては、まず、大店舗法改正案の実施等に際しましては、次の点について格段の御配慮をお願いしたいと存じます。

一つは、中小小売業者の意見が大店審の審査の過程で的確に反映されるよう、関係者の十分な話し合いの場の確保と大店審の審査体制、機能の充実を図っていただきたい。

具体的には、一つ、大店審の地方部会等の組織体制を拡充するとともに、その事務局体制の強化を図っていただきたい。

二つ目は、大店審地方部会委員の選定については、地域の実情や商業事情に精通している者であることはもちろん、商業問題専門家の立場から中小小売業者を入れるとともに、都市計画等の専門家も入れていただきたい。

三つ目としたしまして、大店審の意見聴取対象者の小売業者の選定に当たっては、商店街団体の推薦を尊重していただくとともに、学識経験者の選定については、都市計画等の専門家を入れていただきたい。

四つ目としたしまして、交通体系、都市構造の変化等による大型店の商圏は近時著しく拡大しており、市町村域を超えた広域的な観点から調整を行っていただきたい。

五つ目は、大店審の審査の過程で、出店大型店と地元中小小売業者の当事者間同士の直接の話し合う場を設定していただきたい。

六つ目としたしまして、審査要領の見直しに当たっては、従来の経済性指標に加え、町づくりの観点の比重を高めていただきたい。

二つ目としたしましては、町づくりの視点が大店審の審査に強く反映されるよう、大店審における市町村長の意見表明の機会をぜひとも確保していただきたい。

三つ目は、改正大店舗法施行後二年以内に同法の見直し、検討を行うことについては、一部の特定地域であっても、規制の撤廃は大店舗法の調整制度そのものをなし崩しにするため、撤廃は絶対に行わないでいただきたい。

次に、中小小売商業振興法の改正及び商業集積整備法の制定につきまして、中小小売業者が新しい商業環境に的確に対応し得るよう、商店街の近代化、高度化、さらには良好な都市環境づくりを通産省、建設省、自治省の緊密な連携のもとに強く推進していただく必要があり、税制上の特例措置、債務保証等とあわせて、一刻も早く成立、施行させていただきたいと存じます。

ただ、商業集積整備法の実施に際しましては、あくまでも商店街中心の町づくりを推進していただくとともに、高度商業集積の整備に当たりまして、既存商店街への影響に運用上十分配慮されるよう特にお願いを申し上げます。

また、市町村の作成する特定商業集積整備の基本構想は、大店審における審査の過程で、町づくりの視点から最大限の配慮が払われ措置されるようお願いを申し上げます。

私も商店街は、豊かな消費生活の提供者として、また都市の顔として、その重責を果たすべく日夜商店街の活性化に取り組んでいるところであり、先生方におかれまして、中小小売商の置かれた苦しい立場を御理解いただき、大店審法関連法案の善処方とあわせて、魅力ある商店街・商業集積づくりのための総合的対策を平成四年度以降におきましても相当長期間にわたって維持拡充されるよう、格段の御配慮を賜りますようお願いを申し上げます、私の発言を終わらせていただきます。

○理事 前田勲男君 ありがとうございます。

次に、柴田参考人にお願ひいたします。

○参考人(柴田守君) 日本商業労働組合連合会の柴田でございます。

本日は、こういう機会を与えていただきましたことを最初にお礼申し上げます。

私は、今回の五つの関連法案につきまして、全体的には賛成の立場から、幾つか要望意見を申し上げます。

まず第一に、大規模小売店舗法の改正についてでございますが、これにつきましては、二年後の

見直しを前提にして賛成を申し上げます。

私どもは、現在の小売商業の置かれている環境というのは、大手と中小が競争の共存を図れる新しい秩序づくりの段階ではないかというふうに考えておりまして、やはり二年後今回の法を見直すことが必要であらうというふうに思いますので、そういう視点を申し上げておきたいと思ひます。

特に、今回新しい法のもとで、大店審の審議方法といいますが、こういうものが変わってまいりません。この運用がどうなるのかということについても、実際に行われてみないと判断が付きにくい部分もございます。そういう点からも、二年後の見直しについてはぜひ実施をしていただくということの前提で、賛成を申し上げます。

要望意見を申し上げますが、第一に大店審の調整についてでございますけれども、一つは、大店審のメンバーの中に小売労働者の代表をぜひ加えていただきたいという点でございます。もしこれが不可能であれば、そういう意見を代表する立場の方をぜひ御選定いただきたいというところで御要望申し上げます。

第二に、大店審の審査内容につきましてはぜひ公表していただくように、そういうシステムでお願いをしたいと思ひます。

次に、第三の点でございますけれども、審査に当たりましては、地域の意見というものを十分尊重するような体制でぜひお願いをしたいと思ひます。当然、審査基準につきましては大枠を中央でつくることになると思ひますけれども、その中で可能な限り地域の状況というものを反映できるように内容にさせていただきたいという点でございます。

具体的に申し上げますと、営業時間の問題一つとりましても、非常に生活が夜型になっている沖縄地域と、生活が朝型になっている東北、北海道、こういったところでは、やはり営業時間の時間帯については配慮すべきではないかというふうに考

えております。

これを全国一律に十時一七時という形で縛るというところに無理があるのではないかと。総営業時間がある程度規制しながら、その中で調整を図っていくというような弾力的な対応が今必要になつていのではないかと。この点で、地域の意見が十分反映できるように大店審の審査をお願いしたいと思ひます。

次に、第四点目になりますが、この審査の中でぜひ労働者福祉の視点、これも考慮をいただきたいという点でございます。営業時間、これは労働時間非常に大きく影響してまいりますし、配送等についてはいろいろな労働環境に影響が大きいという点で、ぜひそういった点も考慮に入れた調整をお願いしたいと思ひます。

特に、この際申し上げておきたいのは、営業時間あるいは無料配送に見られる過剰なサービス競争というものは、経済全体の効率上も問題ではないかというふうに考えておりますので、営業時間の設定、営業日数の設定、営業時間帯の設定等々については、これらの配慮もお願いをしたいと思ひます。

次に、輸入特例法についてでございます。

これにつきましては、あくまでも特例法ということで、期限立法であるということを明確にし、早期に廃止をすべきだという立場に立っております。これは、もう当然のことでございますが、輸入品の販売拡大に努力することについては変わりがございませぬけれども、しかしこういう特例が余り多く長期に置かれるということは、問題があるだろうと。

特に今回、千平米という非常に大きな面積がある意味では自由化されるということで、大変そういう点からも大きな問題を持っているというふうに思ひますので、この早期の撤廃とあわせて、その運用についてのチェックを当分の間きちんとやっていただきたいということを申し上げます。

次に、商業集積法を初めとする三つの関連法案

でございます。

これにつきましては、私ども町づくりを重視するという産業政策を持っておりまして、そういう視点からも積極的に賛成をしたいというふうに思ひます。ただ問題は、この町づくり法案がどういう形で運用されるか、どういう形で今後この法案そのものが生きた形で活用されるかということにかかってくるのではないかと。その点で、その行方には大変私どもも注目をいたしております。その立場から幾つかの意見を申し上げます。

一つは、町づくりと一口に表現をされておりますけれども、私どもはこの中には、先ほど宇野先生もちょっと触れられましたけれども、既存の町の活性化の問題と新たな商業集積の開発プロジェクト、この二つのものをバランスよく配置するということを意味しているというふうに思ひます。このどちらかが過重に行われるということは、いろいろなゆがみを生じてくると思ひますので、こういった点からの運用上の配慮といえますか、あるいはバランスをとるような運用の仕方、こういうものを要望しておきたいと思ひます。

それから、第二の点で申し上げますのは、ヨーロッパ各国と比べて、日本の町づくりがうまくいっていないという原因の一つは、都市計画のランドデザインが日本にないということだろうと思ひます。

この法案がこういう形でございしても、一方では都市計画法というようなものがございます。そういう意味で、総合的なランドデザインができるような状況をつくり出すことが必要ではないだろうかということで、この法案そのものについては賛成でございますが、この法案と都市計画法、あるいはいろいろな関連法案との調整ということがどのように行われるのか。この辺についても、私どもは大変大きな関心を持っているということを申し上げます。

あわせて、私どもは、それぞれ地方自治体ごとに商業近代化計画、いわゆる町づくりプランとい

うものを早急にまとも上げる必要があるのではないかと一ふに思っております。私どもは幾つかの市町村を調査いたしておりますけれども、こういった商業集積、町づくりに対して、積極的な町と消極的な町とは格段の差が生じているのが現状でございます。そういった点からも、ぜひ各市町村における商業近代化計画、町づくりプラン、これの策定と推進をお願いしたいと思います。

そして、その計画の策定段階では、地域生活者が参加できるような場づくり、これも非常に重要ではないかというふうに思っていますので、この点についても要望を申し上げます。

次に、特にこの町づくり法の中で、交通アクセスの整備、駐車場の問題、駐輪場の問題等につきましては、公共の立場からも力を入れていくべきではないかというふうに思います。今回特に地価税が新たに持たれるということで、それぞれの企業における駐車場対策が一段と困難になると思います。そういう視点からも、ぜひ駐車場、駐輪場等についての公共としての役割の発揮、このことを求めたいと思います。

さらに、そういった都市環境の保護あるいは整備に向けての公共投資、これは四百三十兆円というような問題もございまして、これについても格段の配慮をする必要があるのではないかと一ふに申し上げておきたいと思っております。

もう一点、今回の基本方針の策定につきまして、通産、建設、自治、この三省が関与するという形になっておりますけれども、私どもが今の交通アクセスの問題を重視するという視点から、この法の基本方針の策定に運輸省を参加させるべきではないだろうかというふうに思っておりますので、これについても要望を申し上げます。

最後に、今こういった形で五つの関連法案が審議されているわけですが、ぜひ商業関係について一つの法律でより多くの枠を設定する、大きな枠を設定するという時代に来ているのではないだろうかということで、私どもは、小売商業

基本法の検討ということを問題提起したいと思っております。

この小売商業基本法の中で幾つかの視点がございまして、一つは、やはり週一回休業制といったような労働者福祉を重視する、そういう視点からの小売商業全体に対する一つの太枠をつくるというようなことが必要だろうと思っております。町づくりについては、大手と中小が競争的に共存する環境づくりというような意味からも、こういった一つの法律で大手と中小との調整を図るという、調整のための基本法が必要ではないだろうかというふうに思っております。

そして、こうした小売商業基本法のもとでは、より地方分権化を推進するということで、今回はこういう形で大店審について問題提起をさせていただきましても、さらにこの二年間の審議等を見た上で、改めて大店審のあり方について検討する必要があるのではないだろうか。

そういうような点からも、ぜひ小売商業基本法的な大きな法案の審議あるいは検討ということをお願いして、私の意見にさせていただきますたいと思っております。

ありがとうございます。

○理事(前田勲男君) ありがとうございます。

それでは最後に、三村参事人をお願いいたします。

○参事人(三村光代君) ただいま御紹介いただきました日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の副会長三村でございます。

私どもの会は、設立しましてまだ三年、ことし三周年を迎えるというような若い団体ですが、実際にその中のメンバーになっております消費生活アドバイザーは、十年前に通産大臣の認定試験を合格した者たちの集団としてスタートした制度の者たちでございます。それから、消費生活コンサルタントは、三十七年から養成されておりますコンサルタントの養成講座の修了者として、消費者側に立って消費者の知恵袋として活動してきた者たちが、ややスタンスの違った者たちが集まっています。

して、昭和六十三年に通産大臣から許可をいただきました社団法人でございます。

現在、会員数は千八百三十人を数えるまでに至りまして、消費者問題の専門家集団としては日本一を誇る団体になったと自負しております。ちなみに、私どもの会の会長は、本日一番最初に御発言をくださいました宇野政雄先生でいらつしやいます。

それでは、消費者といたしまして、大店法関連法案に対する意見を要望も踏まえて述べさせていただきます。

私どもの会員の中にも全国の商調協の委員をしている者がたくさんおりますので、その会員たちの声の代弁というつもりで発言したいと思っております。

大店法が改正され、大型店の出店調整がスムーズにいくようになれば、消費者にとっては買い物の場が広がることになるので、歓迎できることだと言えます。しかも消費者は、多くの品ぞろえから欲しいものを適切な価格で選べることを望んでいるのですから、大型店舗が自分の生活圏内にふえることは大変喜ばしいことだというふうに思っております。

したがって、大店法の第一条に挙げられておりますように、消費者の利益保護を基盤にして改正大店法が運用されるならば、大いに評価できると期待いたしております。

また、大型店の出店調整が最悪の状態では十年もかかったという例もあるというふうに聞いておりますが、私の近くでも九年かかって、出店をあきらめたというような例もあります。

そういうような中で、現在出店調整が商調協という調整機関で行われているわけですが、その審議の場が公開されていないという不透明な中で行われているというところにも、いささかこれが消費者側から見たら元凶だと言われている点もここにあるのではないかと一ふに思います。

会員たちの意見も聞いてみましたが、多くの商調協の委員の方たちの意見としては、委員の

構成や選定の仕方にも問題があるのではないかと、実際に何回審議をしても平行線のまま交わることがないというところもある、それから消費者代表の発言を封じようという意味での主宰者側等の発言も出てきているというふうな話も聞いております。

その意味で、今回改正されまして、商調協を廃止した上で大店審という審議会の中で手続が踏まれていくということでありますが、一層の迅速化、明確化を図るということでは期待できると思っております。

ただ、いささか気になりますのは、商調協が全国に現在千数百あるのに対して、この大店審は地方部会がわずか十六しかないというふうに聞いておるわけですが、これで迅速化が図れるのだろうかという疑問があります。しかも、地域の声を集め調整する機関がないと対応し切れないのではないかと一ふに思われ、大店審構想が念仏にならないように願っております。

何だかんだ言っておりますけれども、これまでの商調協には複数の消費者代表がメンバーとして参加しており、消費者の声が主張されていまして、ところが、これからこれがなくなってしまうのではないかと一ふに心配を私どもは抱いております。

大店審の委員の中にぜひ消費者代表を加えることをお考えいただきたいというふうに思っています。消費者不在の中で大店審が審議されていくようなことがないよう、ぜひ消費者代表としては声を大にして要望したいと思います。

それから、審議の内容を透明化させるという意味で、ぜひ審議内容は公開するということを義務づけていただきたいと思っております。それが消費者だけでなく地元の事業者の方からも信頼を得る一つの手段になるのではないかと一ふに私は思います。

それでは、消費者は大店審がたぶんそろそろこうとがよいのではないかと考えているような私も意見を今まで言っていました、実際には、消費生活というのは随分多様化してまいりまして、

たくさんある品物の中から選びたいという消費者の欲望もあるわけです。私は、時間の区切られた中で商売をしている大店舗だけが繁栄していくような時代では困る、これからそうなっていくのでは困る、やはり自分の身近にあるような商店も、日本のような狭い地域の中では、絶対この存在も無視はできないのではないかと常々思っております。

身の回り品等につきましては、例えばこそく意見で恐縮ですが、私の家などの場合でも近くの商店がストッカー役を果たしてくれているというふうに私は思っておりますし、また経験豊かな商店主から生活の知恵を教わるということも、例えばお魚屋さんなどが一番わかりやすい例だと思っておりますが、そういうことも、核家族化している若い人たちには大切な生活の場になっているのではないかとこのように思います。

したがって、大型店を軸に、地元商店が共存できるショッピング街をつくることや、個性的品ぞろえの専門店、歩いていける近頃の便利な店など、地元の商店のあり方について、消費者を交えて考える機会をぜひこれからも与えていただけたらありがたいというふうに思います。

さて次に、輸入品売場特例法についてですが、昔と違って、消費者は舶来品だからという考えで物を求めるような時代ではなくなってきたというふうには思います。しかし一方には、物によっては根強いブランド志向があることも確かなこととございます。

昨年、個人輸入代行業者が倒産して行方不明になったという事件があり、そのための苦情が各地の消費生活センターに殺到いたしました。これは、商品の代金を前払いするという方法をとっていたため、被害が大きくなりました。このような危険負担を消費者がしよっていたにもかかわらず利用者が意外に多かったという理由は、個人輸入を行うと、代行業者を通じて、総代理店のものより大幅に安く、外国のよい品物やブランド品が買えるということにあったようです。

一般には、消費者は、国産品であれ外国品であれ、品質が自分で納得できれば信頼できる価格で求めたいと望んでいます。輸入品売り場が設けられ、日本の消費者のニーズに合った魅力ある商品が売り場に並べば、消費者は自分の目で確かめてから買うことができるようになり、しかも先ほど申し上げましたような被害者もつらくなくて済むということになると思います。

しかし、消費者としては、特に輸入品売り場という形で場所を決めて並べられるよりは、国産品と並べて比較して選べるようにしてもらう方が大変ありがたいというふうに思います。また、商店街構想につきましては、公共機関等の施設と商店街が一体化して整備されるというような構想につきましては、これからの商業地域のあり方として大変評価できるというふうに私は考えております。

しかし、車で行かなければならないような郊外にこのような施設ができると、そこに向かうための車公害が発生するなど、私の近くでも隣の町の人たちが、自分の家の前を通ってショッピングセンター等に行くのだらばつくつてもいいくないというような消費者の声が出たこともありま

す。そういうような車公害の問題等も指摘される中で、今考えなければならぬ商店街のあり方というところを、一歩一歩積み重ねる形で、消費者の声を聞きながら構想を練っていただけたら大変ありがたいというふうに思います。

これから高齢化社会に向かい、高齢者が楽しみに毎日行けるような施設や、あるいはその施設に付随した保育施設を併設させるというような形をとったショッピングセンターができれば、高齢者だけではなくて、子育て中の若い母親たちもそこに出かけ、教養を身につけながら買い物ができるというような時代になっていくことが望ましいのではないかとこのように思います。

そういう中で、消費者の消費行動が大きく変わってきたということももちろんありますが、生活パターンが大きく変わり、今や専業主婦が昼間

買い物に行くということは、全くないとは申し上げませんが、大変少なくなっております。帰りがけに慌てて商店に飛び込んで買い物をするというような働く主婦が多くなってきたという中で、その生活パターンに合ったような店舗展開をしていただかないと、これからの大店舗にしても、それから小さい中小小売店にしても伸び悩むのではないかとこのように思います。

また、消費者も生活パターンが変わったというだけではなくて、先ほどどなたかの先生もおっしゃいましたが、このごろの消費者が、買い物については割合自己主張しているのですが、例えばスーパーに買い物に行くときには買い物袋を持っていくというパターンがいつのころからかなくなつてしまひ、すべて受け身で当たり前という考え方に消費者が走っていることも、これは、消費者として反省していかなければならない問題だといふふうに思います。

以上です。
○理事(前田勲男君) ありがとうございます。
以上で各参考人の御意見の開陳は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○磯山篤君 各参考人には、大変ありがとうございます。

それと、それ表現の仕方、視点の違いはありましたが、おおむね賛成という立場で補強意見が多かったというふうに思うわけであります。

実は、当委員会では前に独禁法の改正の問題を扱いました。これは、日米構造協議の結果、双方が合意をしたものを法律にしたわけです。今回、大店法外四つの法律についても、日米構造協議の合意の中から最良なものを政府が提案してきた、こういう性格のものであります。

おり、包括貿易法三〇一条というのが別にあるわけですが、常にこれが日米の貿易摩擦などのときには出てくるわけですね。ブッシュ大統領もおとし、日米構造協議とスーパー三〇一条とは別でありま

すよというふうな態度を表明しているわけですね。非常に私も気にしているわけですね。
さて、今回出しております大店法などの改正の問題について、これから見直しもあるわけですが、けれども、先生方が専門的に勉強されておつて、今回の法律が成立した後、これでいろんな実績が積み重ねられていくわけですが、新しいこの分野における貿易摩擦というものが予想されるのではないかと私は危惧をしております。先生方はどういう御感想を専門的にお持ちか、まず最初に大きな視野からお話を承りたいと思っております。

○参考人(宇野政雄君) 私は、やはり今お話のありましたような日米構造協議を受けて、特に皆それぞれ今参考人の先生方もおっしゃっておられたと思いますが、その中身が透明性でございまして、そういつたような形で、それは必ずしも国内だけではなくて国外の方ももたらなければよくわかるわけではございませんから、その点がはつきりするならば問題はアメリカの方々も特に御異論はないのではないかと、このように私は思います。

○参考人(永山利和君) 日米構造協議自体に対する評価という点が一つと、それからその中で大店法の今後の運用及びその将来という御質問の趣旨だったと思います。

まず、第一の点につきましては、私率直に申し上げまして、三〇一条を抱えながら市場開放を要求するというのは、甚だ矛盾した態度があるというところを指摘しなければならぬと思っております。同時に、その矛盾した態度をそのままにして、現在の構造協議のような、そういった日米間の二国間協定というものを先んじることは、恐らく他の国々との貿易問題へ発展していくことにもなりま

アメリカが納得する形で解決する日が来るだろう
かということを考えますと、問題はほかのところ
にあるように思っています。

例えば、農産物あるいは商業、建設、それぞれの
個々の協賛分野を見ても、一つ一つを仮に解
決したとしても、貿易摩擦自体が根本的におさま
るという状況が来るとは予想されません。したが
いまして、こういった矛盾した関係、ねじれた関
係というのが、今後どういふふうになれば弱まる
かという事は、努力しなければならぬにしても
も、このままの姿勢を受けとめていくだけでは問
題の解決にはならない。むしろ、我が国の感じて
いること、あるいはアメリカ自身の持つそうした
二面的な主張というものをやはりきちんと主張す
るとともに、一体この貿易摩擦自体の根幹がどこ
にあるかということについて、もう少し双方の
はつきりした意見を了解、コンセンサスを得た上
で、それぞれの個別分野の協議というものをする
ような、そういう対応が必要なのではないかとい
うふうに感じております。

それから、そういう関係で大型店規制というも
の緩和問題が出て、またそれに対応するさまざ
まな既存の商業への対応策ということが論議さ
れ、もしそのまゝいくとすれば、今後の日本の商
業というものがかなり大きな影響を与えること
になります。先ほど申しましたように、この問題は、
単に商業問題における市場開放という角度だけの
議論では済まない側面を持っております。

したがって、我が国全体の商業に対する商
業者、あるいは大型店の経営者、あるいは消費者、
あるいはその地域のそれぞれの特殊な発展を遂げ
てきた我が国の商業の事情、これはアメリカの歴
史に比べますとるかに古い商習慣も持っており
ますし、また非常にすぐれた問屋機能あるいは流
通配送機能というものを持っている国でありま
す。そういうものを全く御破算にするというよう
なことになることは、甚だ国民経済全体の効率に
もマイナスになる面がありますので、そういう点
をもう少し主張して、そしてアメリカが考える商

業と我が国で考えている商業とはもともとその土
台が違うということも、もう少し理解していただ
くことがこの問題の処理に重要なのではないかと
あわせて、大型店そのものと小売商業との
関係という問題につきましても、先ほど申しまし
たように、小売商業は確かに減少してきてしまっ
ていて、それがすべて大型店によるものというふ
うには言えない面があるかと思えます。しかし、さ
ればといって全く影響がないかといえ、これま
で商工会あるいは商調協でさまざまな問題になり、
かつそこにもまだ投影されていらない商業者の意見
も多数ございます。

そういうことから考えまして、この問題の処理
については、協議に参加できない蚊帳の外の人業者が
非常に多いということも改めて主張しておかなけ
ればならないし、そのことがひいては国民生活の、
特に近隣的な商業というものを我が国は非常にこ
れまで発達させ、そしてそのことが高齢者社会あ
るいは子供の多い社会にも対応できた理由でもご
ざいますから、今後ともそういう面の特殊な事情
というものを、日本の特殊性だけを主張するとい
う意味ではありませぬけれども、しかしそういう
点の理解を十分した上での協議ということを進め
なければならぬというふうに思っております。

○磯山篤君 次に、同じ問題で、宇野先生、永山先
生、チェンストアの会長さん、それから商店街
振興組合の山本さんにお伺いをしたいと思います。
日米構造協議を経て、政府が法律を出すことに
なった。当然、消費者、生活者に対する十分な配
慮、それから手続の簡素化と迅速化、それから明
確化、透明性、それから輸入の拡大への配慮とい
うものを念頭に置いて出しているわけですね。とこ
ろが、政府の原案でいきますと、商調協を廃止し
て大店審ができる。これは七名の委員で構成をす
るわけですね。それから、地方に十六の部会が設置
をされる。委員の方が五名とも言われているわけ
です。我々主張して、審査のあり方を変えたらど
うかという主張もありますけれども、原案はそう

いうことになっているわけですね。

そうしますと、日本全国何百件というものを全
部そこで扱うことになるわけですね。大型店の申請
が出た場合。果たして、それを迅速に審査ができ
るだろうかという技術的なあるいは専門的な心
配、懸念が生じてくるわけですね。十六の部会が
あったとしても、補うにはまだまだ不十分
ではないかというところが考えられるわけですね。
そこで、どうしても審査の基準というものを天
下に公表して、なるほど納得できるものがない
ければならぬというふうにも思えますし、使った
データ、資料というものは公表をする。これは、ア
メリカ側あるいはEC側にしても多分そうい
うものを期待するだろうし、国内の商店の方々、
消費者の方々もそれを期待していると思うん
です。

こういう点について、四名の方から特別御意見
があらうと思えます。例えば、審査基準について
はこういうふうにあつてほしい、あるいはデータ
の公表は最小限度この範囲までにしてほしいと。
それから、異口同音に出ましたのは、消費者の
代表を入れてくれ、あるいは地域のそれぞれの都
市計画の専門家も入れてくれ、こうなりますと、
こんな小人数のものに全部詰め込むことが非常に
難しいわけですね。ですから、もっと審査体制を、
この七名なり十六の部会に押し込めることが無理
だとするならば、別な道も必要であらうと思いま
す。

さてそれから、過去商調協で取り扱ってまいり
ましたが、相当長い期間がかかっています。その
期間のかかっている間、途中で出店を取りやめる、
申請を取りやめるところも出てきていたわけ
ですね。それから、過去もそうでありましたが、そ
の大型店のスペースについて大型店自身が苦情が
あつた、あるいは近隣の商店街から不服がかなり
出ているわけですね。

そういうものが商調協の中で議論されているわ
けですが、今度は不服審査といいますが苦情処理
といいますが、そういうものが公式に政府の提案

では設けられていないわけですね。従来は、商調協
なりなんりの場で意見のある者は言つて、通る
ものもあつただろうし通らないものもあつたと思
うんです。しかし、十分に意見が通らなかつた。出
店側でもそうだし、受け入れ側でも不満が残つた。
その場合の苦情処理といいますが、解決の道が公
式にはふさがれている感じがしてしょうがないの
です。何とか方法を考えるべきだというのが私の
意見なんです。このことについても御意見
が当然あると思えますから、四人の方にお伺いを
しておきたいと思います。

○参考人(山本勝一君) 私ども、先ほど冒頭に申
し上げましたけれども、大店審のいわゆる機能の
拡充ということをお願いしております。ございま
す。現在十六カ所というところでござい
ますが、現在の出店状況等々、昨年末で調整の件が二
千五百件、それから年明けも三月まで毎月約百件
ぐらゐ出ておるわけでございます。そういう観点
から考えますと、少なくとも大店審は各県に一カ
所置いていただきたいということをお願いしてお
るわけでございます。

そして、審査基準等々につきましても、消費者
人口とか、いわゆる周辺の店舗展開の量の問題と
か、あるいはある程度将来を展望しての余裕を
持った店舗とかというふうな、いろいろな指数を集
めて検討していただければ、おのずから答えが出
てくるのではないかとこのように思っております。

ただ、委員の選定でございしますけれども、でき
れば我々業界の代表者の意見も聞いていただい
たる場を欲しいと思っております。私ども全振連と
いたしましては、今度いただきました予算が、国
から県、そして商店街は現場が各市でございま
すが、したがって、国、県、市の流れの中で、市と一
体になってこれら緊密な連携を持って町づくり
を考えなければならぬと思っておりますので、
そういう流れの中でこの問題を解決していただき
たいなと思っております。できれば専門家、ここで

こういうことを申し上げてはどうかとは思いますが、例え各県市のOBの長年町づくり等の経験のある方に地方大店審の委員になっていただいて、その市その県の将来展望を考えて、どうあるべきかというような発想で調整をしていただければありがたいと思っております。

いずれにしても、今後の出店ぐあいということもまた予想しなければなりません。いろいろ地価の問題あるいは人不足等々の問題もございします。今後の展望が一体どうなるのかというのは非常に難しいことではございますけれども、そこいらを大体見通していただけて体制づくりをしていただきたいと思っております。運用の面でその法律の改正はともかくとして、運用の面でそのようなきめの細かいことをしていただければありがたいと思っております。

○参考人(高丘季昭君) お答え申し上げます。

大店審につきましては、私も伺っております。すは、十六の地方部会をかなり数をふやして対応されるというふうに承っております。確かに、御指摘がございましたように、十六ではスムーズな運営はあるいは難しいのかなというふうに思います。

ただ、今山本参考人からお話のありました出店数につきましては、現在の出店数の中で極めて大きな部分を占めておりますのは第二種小売店舗でございます。それは、ロードサイドにおけるホームセンターとか紳士服とか靴とか、従来の店舗からすれば比較的大きな店舗が第二種大型店として出店表明、届け出がされているわけでございます。したがって、通産大臣が御所管になります百貨店とか私どものチェーンストア協会の加盟企業の出店につきましては、現段階までは滞留している部分がございますからある程度数が多いなっていると思っております。今後の出店につきましては、経営的な見地から考えまして、年間多くても数十店舗というオーガーのものであろうというふうに思います。したがって、ある程度の数の

大店審をふやしていただければ十分の御審議をいただけるのではないかとこのように思っております。

それから、審査基準についてどう考えるかというお話でございます。いずれにしても、商業界あるいは消費経済の変化というのは非常に大きいものでございますので、かつ地域的にも差異があるかと思っております。余り固定的な審査基準をつくることには、私は問題があるのではないかとこのように思っております。現在でも大店審の方で審査基準についていろいろお考えをいただいたという経緯もございします。審査基準をそれぞれ大店審でフレキシビリティーを持ちながらおつくりいただくことについて、私は反対ではございませんけれども、一律に固定的に長期的な審査基準をつくるということには若干の疑問を持っております。

それから、構成のメンバーにつきましては、当然、消費経済を中心として学識経験をお持ちになる方々を中心になって御調整をいただくのがいいだろうと思っております。あるいは法律の趣旨からいたしまして、小売商業者の意見、消費者の意見が反映できるような形の人選が行われることが望ましいというふうに思います。これもまたそういう形で構成をされておりますので、今後について私どもはとりわけ心配はいたしておりません。

以上でございます。

○参考人(宇野政雄君) 今、お二方からお話がございました。私は、たまたま大店審の七人の委員の一人としてやっておりますが、大変古いときからやっております。百貨店審議会のときにやりまして、それから大店審に変わってからもやりまして、延長してはまずいというふうなことで、五、六年前にやめたわけですが、また昨年から戻ると、こんなようなことでやっております。いろいろな御意見がございましたが、例えば審査基準云々というふうなことは、前の四十八年の大店法ができたときの審査指標というふうな

なものををつくりましたのは、私は座長役をさせられてつくった覚えがございます。今日考えてみますと、また今、実は大店審の中で指標を云々するということについては専門の先生方に御協力をいただいて作業が始まっているところでございます。過去と今を考えると、高丘さんがおっしゃられたように、過去と少し違っていて、いわゆるホームセンターのような専門店などがロードサイドへどんどん出てきている。こういう点で、過去と比べてみますと、かなり異質なものが出てきているというふうな気がするわけでございます。大きな流れなのかどうか、百貨店が出た時代、スーパーが出た時代、今度は専門店とでもいいますか、そういうものが出てくるというふうなことで、変わってきているなという気もいたします。

その辺を考えると、審査指標という具体的な数字で云々するという点につきましては、もし御期待されるものが、指標というものがばちっと出てきたら、そこでも何と弾力的なことは考えられないということになります。我々としては、その夜は何を食わなきゃいけない、その次の日はまた何を食わなきゃいけないというふうなことになると同じことで、絶対的なものというのは私にはあり得ないと思うのであります。ある幅が出てくるということだけは数量的に考えられると思うんですけれども、その中で、先ほど来お話がありまして、営業時間であるとか休業であるとか店舗の面積の大きさ云々というふうな、そういうことが総合的に判断されるということが望ましいと思っております。

事実、過去においてそういう形で審査要領というものができておたはずであります。ただ過去をたどりますと、商調協の方がこれを活用されて云々したけれども、いつまでに解決しなければならぬというところがないから、七年も八年も九年もたつたということがあるわけでございます。今度はおしりが決まっていますわけでございます。その点でいろいろとやっていますかと思いません。その点で作業は進められていくと思

ます。さつき申し上げましたような点で、その後のいろいろ統計処理とかそのほかの問題に關しても、過去よりはいろいろと基準というものをつくるのはやりやすくなった状況もありますので、その辺は十二分に検討して我々はその作業をやっております。御趣旨に沿ったようなものをやっていく、解決していく方向へ向かわなければいけないのかな、こういうふうに判断しております。

以上でございます。

○参考人(永山利和君) 第一の点でございますけれども、最近の出店申請ラッシュの状況に見られるような動向が今後どうなるかという問題につきましては、やはり高丘さんもおっしゃっていただきましたけれども、非常に多様な形態が考えられると思っております。その中には、例えばハイマート構想のように大規模の大きいものも含まれる。これは、その地域のあるいはもう少し広域的な交通や人の流れを大きく変えるもの、あるいは地域の商業サービスのあり方にも大きな影響を持つようなものも当然出てまいります。それから、そういう多様な展開があるだろうということでは今後、従来は商業分野の展開ということでは今後、いわゆる異業種間の提携やそれから新規参入というふうなこともありますので、その範囲もさらに広がるのかなというふうに考えております。それから、二番目の審査基準という点についてでございますけれども、やはりこれだけの多様化とそれから出店の数というものを考えますと、この問題をどう処理するかというのは、その商業のあり方あるいは活性化をどう維持していくかというところもさることながら、やはりどうしても次の三点ぐらいは、審査基準というふうな言ひかどうかが別として、考慮しなければならぬ要素が大変あるのかなというふうに思っています。その一つは、やはり都市計画との調整をどうするかという問題であります。当然それは、土地利

用というものをどう考えていくか、またそれを動かす場合にどうするかというように含めるとして、土地利用、都市計画との調整という要素はどうしてもこれは避けて通れないと思います。

それから第二番目は、交通体系に影響を与える問題について、一体これをどうするか。特に、かなり日本の車というものの利用効率というのが悪くなってきたので、一体こういうものを放任、放置しておいて果たしていいかということになりますと、別に車を乗るなどということではございませんけれども、しかし過度に、車の渋滞あるいはそれによる二次、三次の大気汚染あるいは排気ガス問題、こういうものをやはり放置できない段階にも来ております。

事実、私の体験でも、三鷹市で聞いたことでございませうけれども、非常に交通渋滞の地域に新たに立地する店の影響を心配する周辺の方々は、まず何よりもそんな多発というふうなことを言っておりまして、そこにさらに車の負荷がかかるという問題に対して大変ナーバスにならざるを得ない、そういう数値が出されているわけです。これを考えますと、やはりある一定の地域に車がさらに集中してくるようなそういう状況に対して、何らかの規制をせざるを得ないものがあると思ふんです。それから、そういう意味では交通体系との整合性といえますか、あるべき合理的な姿というものをやはり調整の要素として考えなければならぬと思ふんです。

それから、三つ目としまして、従来からございませう営業時間の問題につきまして、やはりこれは先ほど柴田さんもおっしゃってましたけれども、我が国の夜間労働の急速な増加というのはこれは国際的にも問題でございまして、一年間の労働時間数の問題もさることながら、その勤務形態の多様化といえますか、夜間化という問題にやはりある程度の歯止めをかけていく時代であろうと思ふんです。

夜ももちろん生活をエンジョイすることは自由なことなんですけれども、しかしさればいいって、

そのために不要なまでに営業を延ばしていく、あるいは場合にやりますと、アルコール類あるいはたばこの類の自動販売機というふうなものが、果たして営業の自由ということから許されていいかどうかというの、私はもう少し検討すべき材料ではないか。

世界的に見まして、たばこ、酒の自動販売というものをこれだけ大っぴらにやっている国というのは、さほど見かけない。にもかかわらず、健康に対する留意あるいはアルコール摂取の多量化に伴う問題というのは、まだ十分認識されていない、そういう後進性があるように思ひます。

そういうものを含めまして、やはり何らかの商道徳、あるいはこういった営業活動というものの野放し的な自由というのは、やはり考えなければならぬ点があります。

これは、それぞれ消費者ニーズというものとどうかみ合わせるかという議論もありますから、大いに議論していただきたいと思ふんですが、最低限、都市計画、交通計画、さらには営業時間、この三つの要素について何らかの規制を設けることは、決して消費生活を著しく制約することには至らない。これは、先進国がいずれもそれなりの処置をしている経験を見ましても、この点は営業の自由を妨げるということにはならないで、十分クリアできる要素であります。

そういう基準を設けながら、しかし十六部会なりあるいはそれに多少プラスするという程度の審査では、なかなかこれらの問題に十分対処できない、あるいは従来の自治体のそれとつくり上げてきた地域計画や都市計画の実情というものを十分とらえていけないのじゃないかという危惧もございまして、やはり自治体レベルの協議というものを重視するような審査の方法を考えるべきではないかというふうに思ひます。

しかし、全体としまして、この今回の改正の中には、審議期間を切るということによりまして、いわゆるそれらの真に議論すべき時間を制約してしまっているおそれがございします。そういうこと

のないように努力してはいただきたいわけですが、けれども、審議委員、審査のメンバーの多様化ということとあわせて、時間を切るということと民主主義とをどう両立させるのか、この辺をぜひお考えいただきたいというふうに思っております。

○磯山篤君 今の問題に関連をして、三村さん、柴田さん、それから高丘さん、三名の方にお断いをしたいと思ふんです。

外国の場合でも、規制の緩和をして何でも御自由にはなっていないわけですね。ちゃんとしかるべく大型店の適正配置だとか、それから都市計画であるとか、ゾーニングの問題であるとか、なかなか厳しい一定のルールがあるわけですね。そういう意味では、外国のことも大いに参考にしながら、迅速化を図ろうとしておられるわけですが、しかしそこには障害がどうしても出てくるわけですね。

この間の統一地方選挙で全国応援をして回って見ますと、知事でも市長でも言うことは、公害のない環境を十分に保全して町の活性化を図ります、魅力のある町づくりをやりまします、みんなもう社会党から共産党まで同じことを言っているわけですね。あるいは自民党もそうなんです。言いかえてみれば、地方公共団体の長はそれを公約にしているわけですね。政治公約ですから、できるだけ調整をしながら町づくりをやりたいという意味では、地方公共団体の意見を全く無視することはできないと思ふ。

しかし、期間は四ヶ月、長くてあと八ヶ月というふうに限られているわけですね。相当知恵を出さなきゃならぬと思ふ。ましてや、私の地元でも夜の時間の延長を一時期間かどうかで大もめにもめているわけですが、従業員、社員、生活の条件というものもありますし、交代制をどうしてもしくということになりますと、人材雇用の問題がかかってくるわけですね。

ということになるわけですが、その出店をする側と受ける側の商店街ないしは地域、地方公共団体との調整をやらなきゃならぬというのは、異口同音に言われているわけですね。私も特に社会党の場合にはその点を重視しているわけですが、今回の場合期間が非常に少ない、相談をする場所も機会もチャンスが少ないということが難点になっているわけですが、これを補強することについて何か特別の御意見があるかどうか。

それから、先ほど四人の方々に伺いましたがお答えがもらえませんでしたのは、大店審で決定された後、直接当事者あるいは間接当事者から不服の申し立てをするルールが公式にはないわけですね。それでよろしゅうございませうかといえちよと酷になるんですが、そういうことについて特別のお考えがあるのではないかと思っております。これをしたわけですが、もう一度その点も含めてお考えをお伺いしておきたいと思ふんです。

○参考人(永山利和君) 最後の点を落としましたので、補足させていただきます。

審査期間も短くなり、かつ全体として審査機会も減少しておりますので、むしろ逆比例的に不服に関する意見の聴取の機会をもっと設けるようなそういう改正が必要なんではないかというふうに思ひます。

○参考人(柴田守君) 今先生から御指摘がありまして欧米における規制の問題と、日本で今回規制緩和を進めているこれをどう考えるかという問題について、私もかなりの考え方を申し上げたいと思ひます。

確かに、先生方おっしゃいますように、ヨーロッパは法律でいろんな意味で規制をするという立場で、今までロワイエ法も含めてやってきております。アメリカは、完全自由化といえますか、そういう法律を持たない。日本はちょうど真ん中ぐらいだったわけですね。非常にある意味では、中途半端といえますか、大型店だけを法律で規制をして、そして中小の方は自由にやりなさい、その調整がいろんな問題を今まで生んできたという

するという慣行が続いておりました。したがって私どもとしては、不服、不満はあったとしても、一年後にまた皆様とお話し合いをさせていたただいて、そこで法律の趣旨に従つてお認めをいただけるものはお認めをいただいてきたということでございますので、今後改正法案が成立した後にもそういうお手続をいただけるものと私どもは思っております。

○磯山篤君 先ほど柴田参考人は、見直しを含めて賛成、こういう態度を表明されたわけですが、二年間実施をした上でいろいろ問題点を拾い上げて見直しをする、これは当然のことだと思ふんですが、柴田さんは、予見される事項を相当念頭に入れたから見直しを含めて賛成、こう多分言われたと思う。私はそういうふうには思つたわけですが、振り返ってみますと、どういふことが二年間の間で問題になり、二年後手をつけざるを得なくなると、今高丘参考人からもそれに若干触れた意味のお話があったわけですが、その点について柴田さんと高丘さんに、見直しを予想して賛成されているわけですが、こういうことが多分起きるだろう、こういうことは改められるだろう、しなければならぬだろうと、念頭の中に入っているのじゃないかと思ふんですが、その点をお二人からお伺いしておきたいと思ふます。

○参考人(柴田守君) 二年後の見直しを前提にということと申し上げた意味は二つございします。

一つは、特に大店法に関しては、今回の改正だけでは不十分な部分があるのではないかと。特に、経済的な規制に関しては、もう少し緩和をしていかなければならぬだろうというふうな基本的な考えでおります。これは、今回の中身に入つてしまひますけれども、種別面積の問題であるとか、あるいは今後地域によつてはさらに自由化をすべき地域というふうな地域別規制といひますが、こういうような点も含めて、相当の見直し規制緩和という方向で必要なんではないかというふうな立場で第一点申し上げたわけでございます。

これは、法の根幹にかかわる部分でございますので、この二年間どうのこうのというよりも、今までの流れの中で、果たして今回の改正で十分かどうかという判断の上に立つて、私どもとしてはもう少し問題点があるのではないかというふうに見ているわけでございます。

二点目の内容は、今回新たに導入される大店審の審議等について、私どもは率直に申し上げて、今までの商調協の審査状況から見ても改善され

るといふふうに期待をしております。しかし、それはあくまでも現在の段階では期待でございます。で、どういふ状況になるかわからないということ、ぜひ適正な形の審議を促進していただきたいというところで二年の歯止めをかけたというのが第二の点でございます。

それから、私どもの立場で申し上げれば、輸入特例法につきましては、できれば早い機会に廃止をすべきだというのが私どもの立場でございます。これについても、二年後にそういう一定の成果が上れば、面積の問題も含めて見直しを行うべきではないだろうか、こういうような立場から申し上げたわけでございます。

さらに申し上げます、商業集積法につきましても、果たして運用上うまくいくのかどうか、こういう問題もございします。これは二年後ということにはなっておりませんけれども、これについても、私は早い時期に問題があれば見直しをするということがあつてもよろしいのではないかとこのふに思つております。これは、この問題だけではありませんが、やはり今のうちに非常に時代も早く動いていく中ではもっと迅速に対応する、そういう対応姿勢が法律の上でも必要ではないか、こういう立場も私どもは持つておりますので、そういう観点から二年後という問題提起をさせていただいたこととございします。

○参考人(高丘孝昭君) お答えを申し上げます。

先ほど商業界が大変変わつてきているのだということを申し上げましたけれども、それは、例えばお役所の御調査でも、食料品小売業というのは今六十万店以上あるわけでございますけれども、御調査によりまして、その約半数、五〇％が後継者がいないから十年以内には廃業するというふうにお答えになつていらっしゃるわけ。あるいは、あるメーカーの調査によりまして、家電の小売店についてもこれも後継者難から半分は廃業することになるだろうというふうに答えていらつしやいます。ですから、小売商業の問題というのは、私はむしろ店舗面積を規制するというのが中心的な

商業政策ではないというふうに思っているわけですが。

去年、日米構造協議が最終段階のときに、チェーンストア協会の会長談話という形で私は三点を申し上げました。

その第一は、商業環境を整備するために公共事業を格段に強化すべきだということが一点でございます。

第二点は、中小小売商業対策として、カラー舗装をするとかアーケードをつくるとか、そういう物的なものではなしに、もっと豊富な品ぞろえができるように、あるいは海外製品も取り扱えるように、中小小売商業者の方々にそういう品ぞろえができるようなことについて助成をすべきだ。つまり、ソフトの面での助成が大事なんだということをお願いしました。

三番目には、中小小売商業者がさつき申し上げたような形で退出をしないという状況の中で、もう少し温かい手を中小小売商業者に差し伸べることはできないのだろうかということでございます。それは、つまり農業でいえば、減反に對しての補助金が出るのと、離農については手厚い措置がとられているのにかかわらず、中小小売商業者にはそういうことが極めて薄い、それでは、日本の小売商業のあり方がよくなつていくという上においては、私は支障があるのではないかとこのように思ひます。

そういう意味におきまして、したがって小売商業政策の中で、店舗の規制政策というのは非常に後順位になつていくだろう。私は、その実態というものが二年間のプロセスの中でさらに明らかになつていく。既に、去年からの規制緩和の行政措置によりまして、幾つかの商調協等における御審査の状況も非常にスムーズに多くの案件が処理をされてきております。したがって、二年後には大店法というのは存在をせず、伝家の宝刀としては残つてはいるけれども、現実の運営においては、大店法というものをきくしやく運営する必要はなくなつていくという状況が私は二年後には

出てきているだろうというふうに思ひます。

したがって、その時期に、諸先生方がこの法律についてどういふふうに御判断になるのかという問題が二年後に起こってくるのだというふうには思つてはいるわけでございます。

○磯山篤君 私の質問はあと二分になりましたが、輸入品の専門売り場の問題で、暫定的なものだから適当な時期に廃止をしたらどうか、先ほどそういうふうにお話された参考人から伺いました。千平米といふのは十メートルの百メートルですよ。随分大きな規模であります。

私の経験でいいますと、アメリカの百貨店に入りましてネクタイを買おうと思つたら、アメリカのネクタイは余りよくないからこちらを買つてください、お勧めしますといつて出てきたのはフランス製ばかりなんです。いい品物ならば多少高くとも、好みに合えばみんな買つてしまいます。ですから、これは輸入を拡大するというポーズからこういうものが出たと思ひますけれども、それは百貨店であろうがスーパーであろうが専門店であろうが、いいものであれば、あるいはそれになお値段が安ければ、みんなどこでも買つてしまいます。あえてこういうことを私はやる必要はないと。例えば果物にして見ても、あるいは製品にいたしましても、それぞれ比較をしながらみんな消費者は買つていくのではないかとこのように思ひます。

特に、先ほど柴田さんからは、これは暫定的なものだ、こういう理念を示されたわけですが、そのほかの方で、いや、これは政策の問題として長続きをした方がいいとか、あるいは適当な時期にやめた方がいいとか、特別に御意見があったらひとつ伺つておきたいと思ひます。

○参考人(柴田守君) 私の発言がそういう形になつておりますので、私の方からも一度見解を申し上げます。

私は、この法案そのものに反対ということではありませんが、現在の状況であれば、政治的、政策的な判断としてこの法を持つことはやむを得ないという判断でございますが、基本的にこのように

のを長続きさせるということについては反対だ、できるだけ早く廃止してもらいたいという見解を申し上げたわけでございます。

まさに、特例法でございますから、それはもう先生方とお気持ちは変わらないと思うんです。ただ、私はこの際申し上げておきますと、いろんな特例法が日本にあるわけです。それが現実にはその生命がもうないというふうな我々が見えるものについても残っている、こういうものをできるだけそういう形にしないような政策運営というのがこれから必要ではないか。

今回の法案そのものには反対ではございませんけれども、できるだけ早い時期に見直しをし、できれば廃止できるような、これはまさに日米構造協議の問題ですから、そういう日米の貿易関係といひますか、こういうものに持っていくべきではないかと、そういう視点から申し上げたということとを補足させていただきたいと思ひます。

○磯山篤君 終わります。

○大木浩君 自民党の大本でございます。

本日は、六人の参考人の先生方、それぞれ遠いところありがとうございました。特に、高丘、山本両参考人は衆議院に就いての連投で、大変御苦労さまでございます。

先ほどから皆様方の御意見を伺っていたのですけれども、またこの委員会では既に通産省といろいろ議論しておりますが、今消費者の消費行動というものの、それからまた日本経済自身それから日本の社会も非常に大きな変化がある。だから、その変化を全く無視して今までどおりではだめだぞというの、これは宇野先生の言葉を待つまでもないと思ひます。

最近いろいろ何とか化というのが多いわけですが、その一つが国際化でございます。言葉は国際化なんですけれども、なかなかそれに追いつかないというふうなことで、輸入のための特別の場所をつくるというふうな話は、もっとそれは私は本当は基本的な政策があればそれをやった方がいいのだと思ひます。なかなか追いつかないので、

当面の政治的判断ということやらせていただいているというふうな理解しておるのです。

もう一つは、先ほど地元へ行くといろんな市長さんが同じことを言われているということなんです。私が、私も帰りますと必ず地方の時代だということとを言われるわけでございます。日本は余りにも東京一極集中だと、町としての東京ばかりじゃなくて、やっぱり行政の中心地としての東京あるいは各役所というものが、今まで一生懸命やってきたのでしようけれども、余りにも集中し過ぎていて、もつと行政を地方分権化した方がいいのじゃないかと、こういう議論が行政改革というふうな議論をしますと必ず出てくるわけです。

そこで、今回の大店舗法は、今までの商調協体制から大店舗法体制に言えなければ移行するわけでございますけれども、これをその形として見ますと、今までの商調協というのとは比較的地方に近いところで議論が行われておった。ところが、今度は大店舗法ということで、何となくあれが中央で基本的なことは決めるのだと。それから、十六で地方本部会をつくるというけれども、これも先ほどからのお話で、少し少な過ぎるのじゃないかと、こういうふうな議論もございします。

この点は、通産省もいろいろな答弁の中で、各都道府県としての、名前はどうなるかわかりませんが、大店舗法の支店を設けるということとです。これは少なくとも都道府県単位ではできると思ひます。こういうた重心がむしろ地方から中央の方へ少しずれていくのじゃないかということについて、これでいいのかなという感じが、形だけ見ていると、我々もどの党の皆さんも同じような心配があると思ひます。

そこで、宇野先生はもういろいろなところで審議委員なんかもしておられますけれども、どうなんでしょう、これは、やっぱり中央で共通にまず基本原則を決めるということが必要なのか、その場合どういふことを決めるんだらうかということについて、ちよつとお考えをお伺いしたいと思うのです。

○参考人(宇野政雄君) 先ほど申し上げたことですが、やはり全然野放しにして、各地方でそれぞれいろいろやっていただくことでは必ずしも秩序が成り立たなくなるのじゃないかなど。しかし、そうかといって、がんじがらめになるようなものを中央の大店舗でつくってしまうということ、これはもうやはり意味がないと、こう思うわけです。

特に、先ほど申し上げました審査指標というふうな数字というのは、出しますとひとり歩きいたします。ですから、やはりその辺のところである幅のものが考えられる、その中で弾力的にどうするか。つまり、百貨店法のときから大店法ができ上がったときにも同じような議論があったのですが、声を大にする人の意見で通るといふのじゃないかと、ある幅の中での議論をしていただくということが非常に意味があるのじゃないかということとで指標などが作成された覚えがあるわけです。

私は、それもまた今時代が変わってきたので、さっきも申し上げたように、数量的にもかなり処理し得るものもあるし、しかしやはりあくまで幅は幅であるわけですから、その中でそれぞれが議論されるということが望ましいというふうな気がするわけです。ですから、そういう意味で見ると、商調協の方々が、実際にはやはり過去において、今のような数字のようなものがある一つの参考としてはおやりになったと思ひますけれども、それですべてを律しておったわけではないと思ひます。で、その辺の兼ね合いをどう持っていけるかということがこれからだろうという気がしております。

○大木浩君 宇野先生のお話を聞きましたが、今まで商調協は一生懸命やっていたのでしようけれども、余りにも現場に近過ぎるというか、利害関係者が対立しているところへ、そこへ第三者が行って議論してみてもなかなかそれがまとめ切れな。言えなれば、だれが強権を発動できる人がいない限りはなかなか決まらない、こういうことになると思ひます。

高丘参考人も衆議院の方でも述べておられたと思ひますけれども、今の宇野先生と同じような話なんです。大型店の立場からいろんな意味での全国的な整合性というものはきちんと考えながら政策をつくってもらいたいということ、抽象論としてはわかるのですけれども、具体的にどういふことを考えておられるのか、ちよつとその辺のところ、もしも補足的な御説明がいただければありがたいと思ひます。

○参考人(高丘肇昭君) 私は、現実の出店に当たってそれぞれの地域社会とお話し合いというのは重要視していくべきものだということは考えているわけでございます。しかし、地域別に余りにも基準が違うということになりますと、やはり今全国的に消費の態様もグレードが同じようになってきておりますので、ある地方にはごく小さな店舗しかできないということになりますと、事実上出店ができなくなるわけでございます。

現在、地方の都道府県、市町村等でおつくりになっていらっしゃる、すいすいゆるゆるそれぞれの地域の規制の条例等は数多く達して、それがまた千差万別なわけでございます。ですから、すべてを地域にゆだねるということになりますと、そういうふうにも余りにも差異の大き過ぎるような地方条例ができる可能性がないわけではないのではないだろうかというのを心配するわけでございます。

私も、例えば日米構造協議にしても、この委員会でも御審議を賜りました独禁法の問題等についても、日米両国で余りかけ離れた制度、システムじゃなくしようじゃないかというの、一つの根底にある考え方だと思ひます。そういう意味におきましては、地域特性を重視しながら、しかし基本的なところはなるべく一つのルールでやっていただけるようにというのが私どもの希望でございます。

○大木浩君 地方のそれぞれの特殊性は考えながら、しかし必要なものは全国的なある程度の基準を考へるというお話だろうと思ひます。抽象論からいえば全くそのとおりだと思ひます。

すが、日本の行政組織というのは非常にばつちりと網の目のようにできておまして、つい最近も私ちょっと本を読ませていただいて手元にあるのですけれども、「郵の論理」という、前の熊本県の知事をやっていた細川さん、昔は我々の同僚であつたわけですが、ここにおりましたし、それからもう一人岩國さんという出雲の市長さんで、昔はアメリカにおられた方です。

この本を見ておきますと、非常に極端な例を出しておられるのでしようけれども、これは商調協の話と別ですけれども、例えばバスの停留所を十メートル動かしたいと言いましたら、いやいや、それは何か法律があつて停留所の間隔というのは何メートルなやだめだとかいうようなことで、十メートル動かすのに半年かかったとか、それからちびつ子広場の公園をつくりたいので、何か補助金をくれるようなので頼みに行ったら、やっぱ公園というものは必ず滑り台が一台とブランコが二つとか決まってるのだそうですね。これもまた地方のそれぞれの状況でそんなものは地方に判断を任せたいのじゃないかというふうなことをいろいろ書いてございまして、そういうふうな問題があつていかぬだろうということはあるわけでございます。ですから、これはひとつ宇野先生あたりは、これからいろいろと御意見を言われる場合にやっぱその辺のバランスは考へていただきたいと思つたわけでございます。

それで、山本参考人、地方部会の十六あるいは都道府県ができればもう少し数が多くなると思ふんですが、そこでしっかりと事務局なども整備して委員なりしつかりしたのを出せというお話が先ほどありました。事務局を強化しろというお話がどうある意味か、これが一つ。

それともう一つは、都市計画についての専門家をいれろというお話がございました。私は、もともと日本というのはゾーニングのことを進められないのかという個人的な気持ちは持つておりますけれども、その点はまた後で議論することにいたします。

して、今の地方部会あるいは都道府県にできる大店審の下部機構のあり方というのを、もうちょっと山本さんの考へておられることを補足説明していただければありがたいと思ひます。

○参考人(山本勝一君) 現在の大店舗法の改正という限定した範疇で申し上げたわけでございますけれども、本来で言えば、商業政策としてとって抜本的に見直していただいて商業政策をお立ていただきたいというのが私どもの願望でございます。

これは、先ほどお話もございましたけれども、そう簡単にいかない問題でございます。商業に対する予算をつけていたのははつきり言つてことが初めてということでございます。したがって、私どももこういう予算をいたしたいから前向きに取り組もうとしておるわけでございますけれども、今まで前例がございせんのでいろいろな戸惑いがあるわけでございます。したがって、それを踏まえて今後対応していくということになりますけれども、大店審におきましても恐らくそうではないかなというふうに思ひます。

人間関係というものは、いろいろな問題を考えるにしましてもやっぱある程度知恵と時が必要でございます。ある程度は時が解決するということもございまして、特に、これの調整問題というのは、ある程度やっぱ時が欲しいなというふうには思つたわけでございます。そこいらも踏まえて、通産省の方で大店審の運営については、格別なお知恵を出していただけるものと期待をしておるわけでございます。したがって、二年先のというお話もございまして、私も、また来年どうなるかわからぬというふうなこともございまして、これから逐次漸進的にこれに取り組みでいきたいと思つておるわけでございます。特に、私も商店街におきましては、いわゆる振興法と調整、これはやっぱある程度はリパッケージしたような格好で運営をしていただきたいと思つておるわけでございます。いわゆる大店舗

法は大店舗法としてひとり歩きしちゃう、それが残つたところは中小が何とかせよということでは、これははつきり言つてより一層ちぐはぐが出てくるので、やはり一本化して商業政策として運営をしていただければありがたいと思つておるわけでございます。

こまめくると、大型、中小ということも考えなきゃいけませんけれども、いわゆる二十一世紀に向けて流通業界がどうあるべきだということ。観点からも考える必要があるわけでございます。中小は中小としての役割もあるし、大型は大型としての役割があるというふうなこともございまして、そういう問題を十分我々が認識して対応する必要があります。法律ができたから何もかも法律でどうこうというわけにもいかぬのではないかなというふうには思つております。私ども、この問題は本当に自分らの問題としてこれから検討をして、場合によれば大型店と話し合ひをして、将来の流通業界のあり方、消費者の利便を十分考へ、あるいは町の活性化を考へて対応していきたいなと思つております。

今こでいろいろな注文を出しましても、大店審の宇野先生から先ほど指数をつくることか指標をどうとかというのには非常に難しいとおっしゃいますけれども、ただ商調協でやっておりました四つのいわゆる出店の時期とか営業時間とかというふうなことがございまして、これからはもう少しやはり幅も広めて、先ほどお話がございましたけれども、やはりある意味においては、公害問題とかあるいは道路、交通問題等々もひつくるめたいわゆる判定をしていただかないとまずいんじゃないかなというふうには思つております。

そういう具体的な運用の内容につきましては、まだ承つておりませんし、またこれから御検討されるのではないかなというふうには思つておりますので、今の時点でそれ以上の先走つた意見はちょっと控へさせていただきますと思つております。

○大木清君 山本さんはたまた私と同じ愛知県

の生まれなんです、私も中部通産局で愛知県なり中部地方のいろいろな実例なんか調べさせていただいたのですけれども、やっぱり名古屋の様に二百万都市とか、もうちょっと小さくなつて二十万とか三十万の豊田とか春日井とかそういう都市、それからもっと小さな、私は今人口二万以下の町に住んでおりますけれども、みんなやっぱり状況は違つたわけなんです。

ですから、そういう問題を、先ほどの十六の地方部会あるいは都道府県の単位で、まあ商工会議所なり商工会と相談して決めるよと言つてはおりますけれども、どこまできちつと意見が通るかなと。それに、さらに先ほどの話で、労働者代表とか消費者代表とかいろいろあるわけですが、地方部会と言われました。地方部会ないしはもうちょっと下がつても都道府県なんです、やっぱり基本はその辺でかつちりと議論をして、それが中心になるべきだ、こういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(山本勝一君) 要するに、今度は種別の枠が大きくなりまして、三千、六千平米がいわゆる各県で調整をされるということでございます。で、それ以上のものは大店審ということになるわけでございますが、それ以上大きいいわゆるハイマート二〇〇〇というふうなものもございまして、各県、市あるいは果城を越した中部圏でそういう大きいものが一体幾つ必要だろう、どこにくつたらいいだろうというふうな問題になるかと思ひます。そうなつてくると、これは大店審で国の立場でござらぬいたいて適正に調整をしていただく必要があると思ひますので、そういう意味においては、大店審は国全体を眺めて調整をしていただくというふうにお願ひができたと思つておるんです。

ただ、地方のいい意見は十分に聞いていただきたいということを申し上げたわけでございます。そういう観点から、やはり各市にかなり長年勤められた助役さん以上ぐらゐとかいうような

県、市のOBの方が委員にお入りいただいて、実態をよく踏まえてそして意見を出していただければある程度調整がスムーズにいくのではないかと、いろいろ思っております。これもやってみなきやわかりませんが、円満にある程度その一年の期間で結論が出るのか、あるいは不満が出て訴訟になるのかというようにひとつ運営をしては予想されないことではございませんけれども、そんなことのないようにひとつ運営をしていただきたいと願っております。

○大木浩君 永山先生にお伺いしたいのですけれども、先ほどから永山先生は、必ずしも今度の法案、賛成とおっしゃったか、反対とまではおっしゃらなかったけれども、いろいろ留保つきのような御意見というふうに承ったのですけれども、基本的には、やっぱりこういう小売商業というのはある程度のまず規制ありきというところから始まった方がいいのだ、こういうふうに私は承ったんです。ただ、いろんな各国の例を見ても、必ずしも小売商業自体に焦点を合わせて規制をしているのか、そうじゃなくて、もっと環境問題とか交通問題とか、あるいは町づくりの中で、その町の景観、一部の昔からの伝統の町というのは、むしろもう昔のとおりしておけとかいろんなのがございます。どうなんでしょう、か、各国、日本とは事情が違いますけれども、そういったものをどの程度に規制するの、今ちょうど出ておりますこの大店法を一つの基準としてお考えになって、これはきつ過ぎると思えておられるのか、緩過ぎると思えておられるのか、ちよつとその辺のコメントをいただきたいと思うんです。

○参考人(永山利和君) 私は、一般的に申し上げますと、やっぱり商業の大規模、中規模、小規模にかかわらずやはり何らかの意味で規制というものはある、参入規制なりあるいは拡大の規制というものがある局面で必要な場面が出てくると思います。例えば、これは別な例ですけども、工場なんかにつきましても、住宅と工場とが一緒になって

いるような状態のものを何十年も周辺その他を考えてどうすべきかというふうな問題を考えますと、やはり営業一般の自由という形だけで、いわゆる野放しという営業は正しくありませんけれども、放任させる状態ではないかとかということが出てくる場面があると思うんです。

これは、かなり地域社会なり経済の持っている特性にもよると思うんです。例えば東京で申しますと、大田区なら大田区のところ住宅がほとんど出てくることによる工場へのさまざまなリアクションがございまして、そのために東京の本当の必要な生産機能までも場合によるといってしまおうというふうな場合に、しかしそうかといって、現状のままの工場の建物の構造とかそういうものを放置したままではいかという問題は依然として残るわけです。

ですから、ある程度その地域の経済社会の構造の中で、このものは積極的に育成するというようなものについては、それなりの助成策などを講じながら積極的に進めていく。しかし、商店街の中に例えば非常に悪臭だとかその他交通の混雑を起すような問題があるという営業があった場合に、これもそのまま自由だからといってはつておいていかという問題も、恐らくそれは何らかの基準を設けるということよりも、むしろその地域で、時間がかかるかもしれないけれども、とにかくある程度そういう問題の処理をできるような仕組みというものを本来すべきだと思つて。

これは、都市なり社会の発展のテンポ、それから時代の変わり方のテンポにもよると思うんですけれども、ヨーロッパ諸国の場合には、そういうことについてかなり古い時期からの都市計画をずっと維持できる基盤を持ってきたわけなんです。日本の場合には、大震災とか戦災とかといういわばもう根本的に取り払われてしまつていて、歴史がすっかりなくなつてしまつていて、そういう不幸がございまして、簡単に言えばヨーロッパ型の都市計画をこのまま入れろというわけにいかない歴史的な事実がございまして、それをまねると

いうことは不可能な面があるのです。

しかし、それにもかかわらず、やはり生活環境や営業環境というものをきちっと整備する意を得ながら、その一定の規制というのを、例えば工場なら工場、商店の場合にも一定規模、僕はもう少し低くても小さくてもいいと思うんですけれども、例えば過当な競争をさせるような状況に関する規制を設けているのはよくあるわけです。これは、法的規制というよりも、むしろ小さな三千人単位ぐらいのコミュニティの規制でやるといふようなものもございまして、その方法についてはある程度アンバランスになつてもしょうがない僕は思つておるのです。

例えば、京都なら京都にも高層建築を建てさせろということ、確かに法の前の平等というにはいいのですけれども、しかし、それが本当に京都にとつてプラスかどうかという議論は、これは京都なら京都でやる必要があるのじゃないか。そういうものをどう調整するかということについては、確かにいろいろ難しい面はあるのだけれども、特に商業の問題が今後大きなインパクトを地域の社会経済に与えるだけに、ある程度その地域の合意づくりができる、そういうものを踏まえた調整のあり方という仕組みを考えていく必要がある。それには、やはり現在の十六なり、あるいは都道府県レベルでも場合によると大き過ぎる面もあるし、しかしハイマートみたいなことになりますと、確かに広域的な影響がございまして、県レベルでも調整がつかないという、立地の地点によつてはそういうことも起きると思うんです。ですから、それは幾つかのグレードで問題ごとに調整をするというふうな構造をつくつたらいいのじゃないかというふうに感じておる次第です。

どこがどうという一般原則をなかなか工業よりも商業の方が置きにくいのは、歴史と、その入るべきものです。これが非常に違いますので、一概にガイドラインを出せと言われてもこれは苦しいところがあるのです。しかし、例えば駅ビルなんかを見ましても、東京もあるいは長野県のどこ

かもほとんど入っているテナントはどことどこと、こう一緒というふうなものが果たして本当に日本の商業の将来にとってプラスなのかどうかということになりますと、もう少し地域性、ローカル性というものが出せるような方向というものを何とか政策的な配慮で出す必要があるのじゃないかなという感じは強く持っております。

○大木浩君 柴田参考人と三村参考人、お二人とも、たしか大店法の議論というのはなるべく公開にしろ、なるべくというか公開にしろと、こういうお話がございました。これは、恐らく通産省の答弁聞いておりました。必ずしも公開に全部するとは言っていないのです。こういう議論というのは、お一人一人だけが言つたというふうなことが外へ出ると自由な立場で余りしゃべれないよと、こういうことが恐らく委員さんの方からはあると思うんですけれども、にもかかわらずあえて公開にしろとおっしゃつておられますので、それはどういうふうに公開するかですね。

一々名前には要らないけれども大体こういう審議があつたということが出てくればいいのか、いやもう少しはつきりと、まあもちろんできるだけ外へ出した方がいいのでしようけれども、ちよつとその辺のところが、その二つの利害関係のバランスの問題が出てくると思つておる。その辺は、にもかかわらず公開というお話ですね、どういふことを考えておられるか、コメントいただきたいと思つておる。

○参考人(柴田守君) 先生おっしゃる通りに、大変微妙な問題だと思つておる。審議内容をどこまで公開するかという点については、私自身もこれがいいという主張はありません。ただ、少なくとも審議の過程の中で賛否の代表的な意見がこういう形であつた、そして最終的にはこういう決着を見たというふうなことがいはいはきちつと出すべきではないか。だれが何を言つたかという問題は、これはいろいろ支障があるでしようけれども、少なくとも大きな主張点があるという形であつて、それを全体としてどうまとめた

のか、あるいは最終的に投票になった場合には決をとって何票対何票でこういうふうになったとあるいは配慮する意見としてはこういうものがあつたというようにことがやはり公開をされていく、それが一つの範例といえますか前例という形で、私は、地域の意見を尊重するという立場なんです、少なくとも大店審十六が余りてんでんばらばらにやるのは問題だというふうに一方では思っているわけです。

そういう点からも、審議内容が公開されることによつてお互いの審議に対して一定のバーがでるのではないかとということで、可能な限りオープンにし、公開をするということとぜひ御検討いただきたいと思ひます。

○参考人(三村光代君) 私は、公開というふうに申し上げたのですが、もつと突っ込んで傍聴までさせるようなシステムをつくるべきではないかというふうに思ひます。

その思っている理由というのはとても簡単なこととして、先ほどからお話が出ておりますように、中央集中的にならうとしている大店審のあり方から考えると、その地域の場に出店しようとしていいる地域の消費者の意見というのがどこまで反映されるかということがやはり問題になるだろうと思ひますので、傍聴までできたらありがたいというふうに思ひます。特に、中央集中的な大店審だというふうにもし考えてよろしいのであれば、そういう考え方をすれば、利害関係が割れない人が委員に選ばれるのだからというふうに思ひますので、できる限り公開していただきたいというのが消費者側としての意見です。

○大木浩君 私は、実はきょうの皆さんの御発言と前回の商工委員会の参考人の皆さんの御発言を聞いておりました、お二人は二回とも御参加いただいたわけですから、どちらかといえきょうの方が皆さん方御理解を示していたいたったような気がしておるわけです。

宇野先生もこれからいろいろな形で実際にこの大店審の運営におかかわりになるのだらうと思ひ

ますけれども、どうなんでしょうか、先ほど私が申し上げました重心がどの辺にあるのだからという話ですね、先生の立場から、今までのいろんなところでかかわっておられたところで、今の都道府県の単位が一番中心になるべきなのか、もうちょっと下に重心が行くべきじゃないのか、その辺ちよつと何かお考えがありましたら伺ひまして、終わりにしたいと思います。

○参考人(宇野政雄君) 私は、市町村の関連の段階のところからの御意見を聞くというのはいいと思ひますけれども、やはり現在の状況から見ると、県の単位ぐらいのところまでまとめてみられるというふうなところ、つまり重点をどこへ置くかというならばその辺のところがいいところではないか。ですが、先ほど来お話がありましたように、今度の場合にはかなり規模の大きいものを大店審そのものでやっていく、地方部会ではないというふうなお話もありましたので、それは私それでおのずから守備範囲というのは決められてきます。

そういう点を考えますと、十六の地方部会というところになると、いわば通産局で幾つかのところに地方部会が二つとか三つあるところもあるの十六になつていくわけですが、もう一つつけた段階で、都道府県あたりのところでやれるというところであれば、全体としてはバランスがとれていくのかなというのが私の今の判断です。

○大木浩君 終わります。

○広中和歌子君 私は、公明党・国民会議の広中和歌子でございます。

本日は、大店法改正の審議にかかわりまして、六人の多様な御意見を代表する方々のお話を大変に興味深く拝聴させていただきました。どうもありがとうございます。

この大店法改正への動き、その背景として消費構造の変化ということ、また消費行動、消費者行動の変化ということ、また消費行動、消費者行動にも、おっしゃいますように挙げられましたが、いろいろあると思ひます。豊かさであるとか、産業構造

の変化、それから産業立地の変化による人口移動、それから高齢化など人口動態の変化、そういうものもあると思ひます。

高齢化につきましては、今後の問題だろうと思ひますけれども、高齢者の買い物パターンというのはどのようにとらえていられたいと思いますか。

○参考人(宇野政雄君) その点については、私も発言をしていなかったのですが、この辺は特にヨーロッパの私なんかの仲間の向こうの先生方といろいろ討論しているときに聞いていることで、日本でもやっぱり考えなきゃいかぬなと思ひていることがあるわけです。日本で言うところの消費者利益という問題で、我々は一般的に消費者の利益とということを言っておりますけれども、ヨーロッパなんかの場合においては、今のままの野放しの販売競争によりまして町中の商店というものがどんどんやめていってしまふ。そうすると、言うならば農村の過疎地があると同様に、実は大都市の中での商業の過疎地が出てきています。

例えば、その一例を申し上げてみますと、日本でももう既にどこどこ出てきていますけれども、千代田区なんというところは、住民にまだ住め住めとは言つても本当に住める場所になつていくのか、買い物する場合、特に、私のような年配の者がマンションの一番上の方に住んでおつて、それで買い物しようとするときに、下の方のお店がどんどんやめていくとなると、これは大変不便になるわけでございます。

その辺を考えてみますと、ヨーロッパなどの例では、今のような下の方の連中が高齢者にとつては非常に困ることだから、むしろそこにおつてもらわれないと困るという形の小売商業に対して引きとめ策をとっているという事例があるわけですが、日本もそのうちに今のような問題が出てくるであろうということは、私は想定します。

ゴーストタウンになつてしまつたケースがあつたというふうなことが東京でも起こってくるような気がするわけ、その辺についてはやはり十二分に配慮していかなくちゃいけないんじゃないか。きらびやかな町並みを云々ということももちろん必要ですけれども、もつと日常生活をしている者にとつて不便にならないような、それをやっぱり考えてみる必要があるだろうという気はしております。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。私も同じような問題意識を持っております、いわゆる消費者のニーズというのはウォンツといふのでしうか、非常に多様だろうと思ひますけれども、本当にそれは年齢層によつての違いがあるということ、特に東京都心などにおきましてスーパーといふのでしうか、小さな食品店などがどんどん消えていくということで非常に不便を感じている方が多いんじゃないかと思ひます。

次に、山本参考人にお伺ひさせていただきます。都心部の地価高騰もかかわつております、そのほかテクノポリス構想、あるいはすみ分けというのでしうか、家は田舎にそして働く場所は都会へといった新たなライフスタイル、そういうものも生まれてまいりまして、それまで人が余り住んでいなかった地帯に人口がどんどん動き始めています。そういう中におきましては大店審というのは非常に立地されやすい状況にあると思ひるのでございますけれども、こうした新開地というのでしうか、そういうところへの進出に関して小売商店主の取り組みはどうなんでしょうか。

アメリカの場合を例にとりますと、アメリカでもそうした移動が起こりましたときに小売商店主は、そうしたところに非常にスムーズな形で吸収されていったから心配することはない、そういうようなことをアメリカの人が言つておりましたし、私自身も何かそのような気もするのでしうけれども、いかがでしうか。

と思います。

○参考人(山本勝一君) 私どもも、都市化が進んでおりますし、それから地価が高くなるということとで都心部から郊外へ出られる、これは土地問題もございましてでございしますが、本当は欧州なんかは町の真ん中には一般の人が住んでいるのです。むしろ、郊外には金持ちが住んでいるというように感じなんですけれどもね。日本の場合は、逆に一般の人が外へ行っちゃう、そしていわゆる業務用のビルとかいうようなものが残っているというところとございまして、そういうところとがどんだん都市化が進んでいくということになれば、これは消費者の不便がございまして、そういうところに出店されるというのは当然のことだといふふうにとめております。

私どもも、そういうところへ、場合によれば旧市街地を放棄してそちらへ移転するかなということも考えなきゃいけませんけれども、しかし日本のような国土の狭いところとございまして、従来ある町をほうっていくというのもちよつと考えるのでございまして、従来あつて空洞化したものはそれなりに何とか再構築できるのかというようなことも考えて、今度つくつていただきました予算関係もそういう方面にも生かさせていただいたならなというふうに考えておるわけでござい

○広中和歌子君 先ほど高丘参考人のお話の中で小売店への補助政策をと、それは先ほど宇野先生のおっしゃいましたように、やはり都心にも商店が残つてほしいという視点からもあるいは必要かもしれないけれども、体質の弱体化というのでしようか、が弱くなるということにもつながりかねませんし、それからまた消費者としてはそれが税金の形であれ高いものを買わされるという、結果としてそうなるわけでございましてけれども、それについてちよつと短くコメントをしていただきます。

○参考人(高丘季昭君) 私が申し上げましたのは、歴史的なプロセスで考えますと、戦後日本の小売

商店、とりわけ規模の小さい商店が増加をいたしましたのは、一つは五百万人と言われる戦後の海外からの引揚者、復員者、その人たちの就業の機会が農業と商業しかなかったという実態があつたと思ふんです。その後農業人口は減つていく、そして地方から都市へ来て商業者になられた方々もたくさんいらっしゃる。その方々が実は年齢的に今リタイアをされるという時期に來た。必ずしも恵まれた環境ではおありにならなかった方々が、ここでリタイアをされなければならぬという状況がある。

サラリーマンなら退職金はあるけれども、商業者には退職金はないわけでございまして。まあ共済が一部できております。そういうことを考えた場合に、何か温かい手を差し伸べて差し上げるべきではないだろうか。そのことが新しい商業環境をつくっていくのではないかとこのことを申し上げたわけでございまして。

○広中和歌子君 それじゃ、永山先生にお伺いたします。

先生は、ルールが競争を促すということで、規制を外せば大型化する、そういうこともおっしゃっていますし、しかし大型店が出現したからといって価格は必ずしも安くない、大型店での価格が安いというのは神話であるというふうに言つていらつしやいますけれども、この点について御説明いただきたいと思ひます。

それからもう一つ、ローカル色を出すということをおっしゃっていますけれども、その政策については、地方分権ということを考えていらつしやるのですか。

○参考人(永山利和君) まず第一の点につきましては、これはきょう数字を持ってきておりませんので具体的に示すことはできませんけれども、東京都の生活文化局が毎月調査しておりますデータを見ていただきますと、品物ごとに一般小売店とそれからスーパーと百貨店との価格差が出ております。これによりまして、特に日用品の中でいわゆる雑貨品と呼ばれるグローサリー類は

スーパーが安いのですけれども、生鮮食品になりますと一般小売店の価格の方が傾向的に安くなつております。考えてみますと、なぜ安いかというとそのわけがあると私はらんでおるわけです。

早速な例ですけれども、例えば八百屋さんが品物をそろえながらお客さんが来るのを待つわけですね。その待つてゐる間働いてゐるわけです。場合によりまして、いろいろほかの作業、例えばお肉屋さんですとお総菜をつくりたり、そういう作業をするわけです。ですから、全く分業でシステム化されているところよりも、はるかにそこで働く人たちの稼働の内容が効率的にいくわけです。

それから、売残りというものについても可能な限り売り切れるような形で、いろんな工夫をしてくるんだというふうにしていく、そういう工夫はもちろんならざるが大型店もやっているには違ひないのだけれども、しかしやはりパッケージその他できていますから、また直すというふうなことは非常に大変な手間になりますので、結局そういう手間から考えますと、生鮮というのは本来小型あるいは小規模店でも十分採算がとれる状況を持っていると思ふんです。

しかも、需要が非常に多様化すると同時に、高齢化のお話をなさつていましたけれども、やはり高齢化というのは消費量も少しづつ小さくなつてまいります。そういうような弾力的な対応も小売店ではできる。したがって、小売店の持つそういうメリットの見直しというのを消費者はもつとしていくべきだったのではないかと。

それからもう一つは、そういうメリットが知られないうちに、高丘さんもおっしゃつていたように、自然死していくわけですね。自然死することによつて初めてその利便性が見直されると、こういうことになつたのではないかな。今回の大規模店舗法の改正は、恐らくそういうことにさらにプレッシャーといひますか、あるいはそれにむちを当てて早死にさせるようなことになつていく傾向が強いのではないかと。それを非常に私は危惧しているわけです。

そういう点で、この価格問題ということもさることながら、それ以外のさまざまな高齢化であるとかあるいは地域のやはり対話ですね。私も言葉の不自由な国に行きまして、スーパーマーケットで物を買おうとするわけですが、なるべく買わないようにして人の顔を見ながら話をするという努力をしていくことによつてやはりコミュニケーションができてくる。そういう役割が従来の小売方式、いわゆる対面販売と言われるものがあつて、そういうものを価格にはのせていないけれども、我々はそれをサービスとも思わないでできた面があると思ふんです。

やはりこれだけ大都市化して、非常に移動の激しい東京なんかの大都市、あるいはそのほか大阪なり名古屋なりの大都市部の場合、移動が非常に激しいわけですから、その中で孤立する人がふえてきますが、そういうものをやはりきちんと受けとめる社会構造というものがそういう中に仕掛けられてゐると思ふんです。こういうものをやはり助長していく必要があるというのがこの小売店のメリットといふふうなことです。

それから、あとローカル色と申しましたのは、やはり全国展開する方向ですね、大型化といひますと。そうしますと、大型というのは小型を兼業できるわけです。これは、大きければ小を兼ねられる、小は大を兼ねられない、こういうことがあります。大型化というものがやりますと大量生産、大量消費というものを伴う、それは大変メリットもありまして、そのことによつて価格低下を可能ならしめる面が少なくないわけです。

しかし、これが余り前面に出てまいりますと、いわゆる地方産業あるいは地方文化というものの担い手までも消してしまうというおそれがあるわけですね。死んでしまつてから初めてもう一遍一村一品運動をやろうといふふうなことをやつても、これは回復するものもありますけれども、一度失われるとなかなか元に戻らないということもありますので、そういう点でやはり地方産業というもののの中には、ある程度コスト負担があつてもその存

立や生き長らえるという手続をすることが、長い目でアラスになるというものも少なくないと思うんです。

そういう意味で、地方色というのはある意味で残す努力をする時代じゃないか。これだけ大量生産の技術というものが出来て、またそれがもう一遍発展して少量生産まで来ているわけですので、リバイバルさせる技術というものが手当てさえうまくしてやれば可能な状況というのがあるんじゃないかと思うんです。そういう点で、消費の多様化に耐えるためには、ある程度のコストは行政としても払うべきだということに考えているわけなんです。

○広中和歌子君 この中で何人かの方が都市計画づくりということを強調なさって、その都市計画づくりの中でローカル色も出るし、特に広域の都市計画の中で地方自治におおして考えられるべきだといったような意味の御意見も多かったのだらうと思います。このような考え方は、私も大賛成ですけれども、結果としては逆に店規制が強まるケースもあるのではないかと、このような気がいたしますけれども、高丘参考人はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(高丘季昭君) 日本の商業というのは、私は個別の店舗が大型店もあるいは小規模の専門店も国際的水準から見ても極めて高い。卸売業もそうだと思うんです。

ただ、問題なのは、商業施設が西欧諸国やアメリカに比べて著しく劣っているということなんです。それは、私は過去の大法法にも一番大きなデメリットがあったとするならば、消費経済の発展の中で商業施設をスクラップ・アンド・ビルドできなかったという点にあると思います。今回の規制緩和と申しますか、新しい改正法案によって、その辺が促進をされるということが私は日本の小売商業にとって大切なことだと思っております。ですから、それぞれの地域社会が住民の皆様方のためにどういう商業施設が必要なのだというところをお考えになれば、私はその地域計画というものが

の出店の規制につながるということはない。むしろ、商業施設としての環境を整備して、よりよい商業施設をつくるという方向に進むというふうに私は思っております。

○広中和歌子君 三村参考人が消費者の立場から生活パターンが変わってきている、特に女性などが働いているから、例えば昼間なかなかショッピングができないということを描かれて、まさにそれは同意見でございます。

同時に、柴田さんが労働者のそこで働く方の立場から、週一回の休業と、ただし弾力的でもいいというふうにおっしゃいましたけれども、フレックスタイムということは受け入れられますでしょうか。

それに対して、中小の商店街では、特にパママストアなどではフレックスタイムというのなかなか大変だと思ふんですけれども、こういうのも私はむしろ多様化して、例えば美容院なんかでも今ごろは十一時までに八時、九時に閉まるのもありまして、大変一部の人間にとっては便利なんです。一律じゃなくて、多様なフレキシビリティというのが必要だと思ふんですけれども、あわせてお答えいただければと思います。

○参考人(柴田守君) 今先生おっしゃるように、私はフレキシビリティそのものについては賛成でございます。ただ、それは大枠の中でそういうものを図るべきだと。例えば、日本の百貨店というの、週一回休業ですけれども、休業の曜日が違います。ですから、ある店は休んでいられるけれども隣の店はやっていられるという形で、消費者の目から見れば百貨店はある意味では地域においては常に開いていると、こういう形をとっているわけなんです。これは、週一回休業という形で休業規制をしてもできる内容だということに思っております。

それから、営業時間の問題についても、私は総営業時間制というようにものを申し上げたのですが、一日八時間の営業という形で規制をすれば、その中で、八時間で後ろ型の店と前型の店とあつてもいいのではないかと。十時から七時というのが営業時間として適正であつて、それより後ろは全部だめだ、それより前は全部だめだと、必ずしもそういう形の規制よりも、むしろ時間数で規制をする方が消費者にとってもいいですし、また働く人にとっても、ある意味では通勤時間帯が少し変わるわけですから、込んだ電車に乗らないで済むというふうなこともあると思うんです。

その選択の中で、例えば都心の店は七時までに店を閉める、しかし郊外の店は八時ぐらゐまで営業をするという形をすれば、職住近接の勤務者にとつては閉店をしてから三十分ぐらゐでうちへ帰れる、都心へ通っている方は一時間半、二時間かかるわけですから、そういう意味では生活全体の中でバランスがとれたものになるのではないかと。そういうふうな発想というのをフレキシビリティと先生が呼ばれるのであれば、私は大賛成でございます。

○広中和歌子君 最後の質問にさせていただきます。いや本当に、何でもお手々つないでが日本の休暇のとり方かと思つておりましたので、新しい側面を示していただいて大変に意を強くしております。

最後に、三村参考人にお伺いいたします。先ほどから商業の歴史は長いとか何か言われておりますけれども、しかしながら、現実には日本の今のその分野を見ておきますと、非常にコマース・リズムの影響を受けておまして、そうしたセールのテクニックなんというのはかなり海外のものが入り込んでいるんじゃないかと思ふんです。つまり、例を挙げれば、バレンタインにしろ母の日にしろ、みんなこれはセールのテクニックとして外国から入つたものでございまして、我々はそれに消費者としては非常に影響を受けているわけでございます。そして、大量消費につながっている。

日本のGNPの向上につながるならそれはそれで結構かと思ふけれども、いつも売り手の側から消費者のウォンツなりニーズを開拓されるという形ではなくて、むしろ消費者の方から発信する。どういふものが我々は欲しい、どういふ生活スタイルに合った商業活動をしてほしい、またはこうしたものは、こうした買ひ物の仕方というのは環境によくないからといったような形で、むしろそろそろ積極的に発言をする、発信をする時期にきているんじゃないかと思ふんです。

属していらつしやいます社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、その協会の趣旨なども含めましてお考えを伺わさせていただきます。質問を終わります。

○参考人(三村光代君) 私どもの会の趣旨をとお話からいきますと、先ほど初めに申し上げた消費生活コンサルタントと企業側の企業と消費者のかけ橋の消費生活アドバイザーと、スタンスの違ったものが一緒になつておりますので、一つこういう考え方というのは大変打ち出しにくいのですが、消費者側に寄つた側の立場からいいますと、日本の消費者というのには確かにばかではない、すごく利口だとは思ふんです。利口な消費パターンをとっているとは思ふんです。利口な消費パターンというところは私には一つの問題点があるのではないかとこのように思ふんです。

例えば、昔からコマース・リズムの中で情報を提供されたために、踊らされているということとは裏返しに、コマース・リズムから得た知識で自分の情報を生活の中に生かしているという面もないわけじゃないかと、今現在私はコマース・リズムを消費者教育の場にしていくべきではないかというふうに思つています。実際にそういう形でメーカーさんにもコマース・リズムをもつと消費者教育の場に使つてもらいたいと、踊らせるのではなくて、上手にコマース・リズムで消費者教育をしてほしいということもメーカーさん等には申し上げておきたいんですが、実際にはそういう中で消費者自身もつ

と利口な消費パターンをとるような形に育っているのではないかとこのように思います。

例えば、つまらない話ですけども、バターと御飯の組み合わせなんというふうな、御飯にバターを載せて食べるなんというのは日本人の生活に余りなかったことですけども、それにもしやうゆをちよつと加えたらとてもいい食生活のパターンができるよというふうな形のコーンシヤルをバターのメーカーさんが出したたり牛乳のメーカーさんが出してくるのですね。そういう形で消費者がもっとコーンシヤルを自分の生活の中に取り入れていくという形になっていけば、隔らされるという見方とはちよつと違つた見方ができるのじゃないかと思ひます。

それから、バレンタインデーとか母の日に消費者が隔らされているというのは、確かに明らかに隔らされている部分もありますけれども、それはそれなりに消費生活が豊かになったのだという部分から見直してみてもいいのではないかとこのように私は思ひます。

○市川正一君 日本共産党の市川でございます。本日いろいろ伺ひまして、賛否にかかわらず、それぞれに政府案に対する重要な疑点、問題点が指摘され、提起されていると思ひます。きょうは政府側は出席しておりませんけれども、本委員会としてはさらに時間をかけて慎重な徹底審議を尽くす必要があるという認識を得たということをもっと申し上げたいと思ひます。

私の持ち時間は、残念ながらやりとりを含めて十分なんです。ですから、まことに失礼でありますけれども、質問をさせていただくお方がある程度度紋り、そして質問もまとめて申し上げますので、お答えはどうぞ意を尽くしてちょうだいできれば幸ひであります。

最初に、永山参考人に伺ひたいのでありますけれども、ちよつだいしました要旨によりますと、独占禁止法の強化の一環としての規制という命題、さらにはまた、規制の中でこそ競争は促進されるという命題を提起されました。

私も同感なんでありまして、しかし大店法による現行の規制は、自由主義経済に反するかのようない見解が一部に横行しております。しかし、私の知るところでは、例えばフランスのロワイエ法、ここでは大規模小売店の市場参入は許可制になっておりますし、許可制を採用していないドイツそれからイギリスにおいても、商業立地規制あるいは都市計画の観点から計画制御をしております。また、アメリカも、きつぎありましたけれども、決して野放しではないのですね。郊外のショッピングセンター建設では、州の環境法で大型建築物の規模計画についてのアセスメントチェックを行い、ゾーニング規制もかけられております。

私に持つてまいりましたのは、東京地婦連の田中里子事務局長さんが日経流通新聞でこう述べています。「さまざまな小売り業態があつて、適正な競争をし、補充し、共存していけるように政策誘導すべきだ。その方が消費者の選択の幅が広がる。また、今後の高齢化社会を考えても、これは先ほど宇野先生もおっしゃいましたが、近くに商店があつた方が住みやすい。」と述べられていらつしやいます。

私は、こういう世論が普遍的にあるということも踏まえて、永山参考人がフランスのロワイエ法のことと触れていらつしやいますので、できればもう少し各国の状況も含めて具体的にお伺ひしたいというのが第一問であります。

第二問は、このことも関連しますが、先ほど三つの審査基準を永山参考人がおっしゃいました。大店法によります出店調整というのは、結局のところ店舗面積と開店日と閉店時刻と休日数との四項目だけに限られるのですね。そうしますと、これでは地域住民の生活環境とか、都市政策あるいは町づくりというふうな点で対処できなくなると思ひます。限度があると思ひます。この点についてどうお考えになるのか。

あわせて、永山参考人は先ほど三鷹の調査をなさつたというふうに向つております。そこでは出店反対が五八％、特に交通問題については全員

が心配しているという結果が出ていますと承つておりますが、この調査からどういう教訓を引き出していらつしやるのか、総論的に聞かせを願ひたいと思ひます。

最後に、全振連の山本参考人にお伺ひしたいのでございませう。

私は、全振連が発行されました「九〇年代の商店街の在り方」というものを拝見いたしました。非常に学ぶところが多うございませう。特に、これは十ページであります。「零細個店は生業的であり、生存権と直結しており、店主は高齢化しているため転業も自由ではない」、「境界的経営が存在していることを忘れてはならない。」と述べていらつしやいます。先ほど来高丘参考人との間のやりとりなども含めて、私は切実、痛切と思ひます。さらに、二十三ページによりますと、「大店法が改廃されれば九〇年代の商店街は『冬の時代』を迎えることとなり、絶対容認することとはできない。」とも述べていらつしやいます。

私は、こういう実態、こういう実感、これを踏まえて、冒頭にもお触れになりましたが、今日の政府の支援策で本当に打開できるんか、やっていけるんか、そういう点で、もう一歩突っ込んだ具体的な御要望なり御意見を承れば幸ひであります。十分以内でおさめたいので、よろしく願ひします。

○参考人(永山利和君) 時間もないうですので、簡単に答えさせていただきますことをお許しください。

まず第一の点につきましては、既に幾つか議論も出されておりますけれども、少なくとも、現在日本では世論として自由化の方向での規制緩和というふうなことを行つてゐる国は、むしろ例外的ではないかというふうには私は理解してゐます。

規制の基準というのにつきましては、重点の置き方はそれぞれ違ふと思ひますが、特にフランスのロワイエ法の場合は、単に出店規制というだけではなくて、中小零細業者及び職人全体の一

の税から社会保障に至る基本法という性格を持つております。

そういう意味では、私は我が国でも、先ほど高丘さんもおっしゃつていましたけれども、これは一体経営なのか資本なのか、生業という言葉もございませうが、そういうことで考えますと、これを営業、資本とだけみなすということでは非常に問題がある階層でございませう。これについてはぜひこの商工委員会等でも、その社会的経済的意味について大いに議論をいただいて、そしてそのもつてきた意味や現在でも果たしつつある重要性を再確認していただくような、そういう方向で御検討願ひないかというふうに向つてゐます。

それからもう一つ、やはり都市計画、土地利用それから交通、こういう社会的長期的な発展や住みやすさ、生活環境あるいは自然環境の保護、こういうものを一体としてまとめるという、そういう作業に私は日本が、前はあつたと思うんですけども、特に第二次大戦後そういうところが非常にばらばらに運用されている問題があります。今回の場合にきましても、商業、工業あるいは都市計画、そういうのを総合的にまきにかけるべき、そういう一歩だと思ふんです。ですから、非常に委員会の構成あるいは審査の原則、そういうものについて十分だというのが私の認識であります。

それから、二番目の三つの基準というの、やはりその観点からいまして、この大規模店舗法の規制緩和に当たりあるいはそういう方向をするならば、やはり今申し上つたような都市計画の観点、土地利用の観点あるいは自然環境との調和の関係、さらには小零細業者を含む生活や生業の社会的な位置づけというものをきちんとするような方向での議論というものをしないことには、やはり一面的に大企業がそのけそのけで通るといふ、そういうふうな批判を免れないのじゃないかということを危惧する次第です。

それから、三つ目の三鷹の例を申ししたのは、これは非常に典型的に出てゐると思ひますのは、

日産自動車の敷地にロビンソンというお店が出る。これにつきまして非常に周辺の住民の方々が、大店法そのものも問題にしている。しかし根本的にはやはり生活環境が非常に壊される。しかも健康破壊そのものが進んでしまっていて市内でも有数のぜんそく患者を抱えた地域である。それにまた大量の自動車が入り込んでくるというこの恐ろしさというものを考えますと、やはり商業の大規模化というものが与えるさまざまな影響をもう少し広範な観点から見直した対応が必要だというふうに思うわけです。

消費者利益だとかあるいは商品の買い回りをしやすくするというのももちろんその中の一つですけれども、しかしそれだけを追求するという時代がそろそろ限界にきているのではないかと、このことを申し上げたわけでありました。

深く思っているところがございます。しかし、東京都の生活文化局の調査の結果によります。大型店、すなわち大量の商品を販売するお店が小規模小売店より価格の面では必ずしも安くはない、こういう統計の数字が示しておりますが、ほかの面でもこういう結果が出ておられるかどうか、生鮮食料品以外にもそういうものがあるのかどうか、三村参事人にお尋ねしたいと思います。

ごさいますので、何とも申し上げられないと思いますが、価格については常々努力をしておりますが、結果としてはそのような数値でございます。

大型店が増加してきますと、競争の激化によって営業時間や労働時間の延長にもつながりかねない、こう思っております。参事人は、朝型とか夜型の労働時間や営業時間を分けたことを先ほど述べられましたけれども、現在のスーパー等の労働時間は三段階に分けてやっているということも聞いておりますが、実際どうなっているのかどうか。そして、余り競争の激化によって労働時間の短縮に逆行するようなことがあれば、ドイツのような閉店法でも立法せにやれない、こう思っておりますが、いかがな御意見でございますか。

消費者利益だとかあるいは商品の買い回りをしやすくするというのももちろんその中の一つですけれども、しかしそれだけを追求するという時代がそろそろ限界にきているのではないかと、このことを申し上げたわけでありました。

例え、消費者は先ほども申し上げましたけれども割合利口でして、大型店に買い物に行ったら大型店の中で生鮮食料品、特に野菜等はもう買わずに、その外の小売店で買うというような消費パターンをちゃんと持っているんですね。生鮮食料品以外では、ちょっと特に統計的に挙げられるようなものは、大変申しわけないのですが、思いつきません。

そこで、去年の五月三十日以来、通産省において行政指導で百平米以内の規制は緩和しておりますが、緩和して以来輸入品が売れたかどうか、もう一度高丘参事人にお尋ねいたします。

簡単に申し上げますと、大型店におきましては、営業時間の延長に伴って、ツーシフト、スリーシフトという形でシフトの労働体制をしております。ですから、営業時間の延長が即労働時間の延長には結びついていない、むしろシフトを組むことによって短い労働時間で長い営業時間に対応しているというところは、大型店については言えると思います。

これは、私も最も重点に考えたことでございまして、政府の案がまとまる前の段階でございまして、全国の会員の猛烈な反対もございまして。しかし、そこを全体的に考えまして、いわゆる日米構造協議とかいろいろな世論等々も考え、また国において予算関係もおつくりいただいたというようなことと、それから大店法の中には基本的には私どもの中小小売業者の事業活動の機会を確保するという文言は全然変わっておりませんので、そういう面から今後の大店審においても適正な調整を行っていただけたということを信じて、まあいたし方なく了承をしたということでございまして。

池田治君 高丘参事人はチェーンストア協会の会長さんですから、実際に売り場を持っておられますが、この点はいかがに思われますか。

参事人(高丘参事人) 大した資料をきょうは持ち合わせてきておりませんが、経済企画庁が第七次流通問題研究会の報告として昭和六十二年の数値で作成をされた資料がここにあるわけでございます。これによりまして、一般小売店を一〇〇としたときに、総合では大型スーパーが九五・七、中小スーパーが九二・二、百貨店が一三・七になっております。その中で、食料品については、御指摘がございましたように、一般小売店一〇〇に対して大型スーパーが一〇一・八、中小スーパーが九七・七、百貨店が一〇〇・八になっております。被服及び履物、は大型スーパーが七四・一、中小スーパーが七四・一、百貨店が二二・〇ということになっております。

したがって、特例ではありますけれども、海外製品の輸入を促進するという意味では全くプラスがないということではないと思っております。それだけのメリットはあるというふうに思っております。

池田治君 最後の一問ですが、柴田参事人。

参事人(柴田参事人) まず、現在の状況からごく簡単に申し上げますと、大型店におきましては、営業時間の延長に伴って、ツーシフト、スリーシフトという形でシフトの労働体制をしております。ですから、営業時間の延長が即労働時間の延長には結びついていない、むしろシフトを組むことによって短い労働時間で長い営業時間に対応しているというところは、大型店については言えると思います。

池田治君 最後の一問ですが、柴田参事人。

したがって、特例ではありますけれども、海外製品の輸入を促進するという意味では全くプラスがないということではないと思っております。それだけのメリットはあるというふうに思っております。

池田治君 最後の一問ですが、柴田参事人。

参事人(柴田参事人) まず、現在の状況からごく簡単に申し上げますと、大型店におきましては、営業時間の延長に伴って、ツーシフト、スリーシフトという形でシフトの労働体制をしております。ですから、営業時間の延長が即労働時間の延長には結びついていない、むしろシフトを組むことによって短い労働時間で長い営業時間に対応しているというところは、大型店については言えると思います。

池田治君 最後の一問ですが、柴田参事人。

したがって、特例ではありますけれども、海外製品の輸入を促進するという意味では全くプラスがないということではないと思っております。それだけのメリットはあるというふうに思っております。

池田治君 最後の一問ですが、柴田参事人。

参事人(柴田参事人) まず、現在の状況からごく簡単に申し上げますと、大型店におきましては、営業時間の延長に伴って、ツーシフト、スリーシフトという形でシフトの労働体制をしております。ですから、営業時間の延長が即労働時間の延長には結びついていない、むしろシフトを組むことによって短い労働時間で長い営業時間に対応しているというところは、大型店については言えると思います。

池田治君 最後の一問ですが、柴田参事人。

したがって、特例ではありますけれども、海外製品の輸入を促進するという意味では全くプラスがないということではないと思っております。それだけのメリットはあるというふうに思っております。

のではない、こういうふうに思っているわけ
でございます。

そういう意味で、先ほど申し上げました小売商
業基本法という、言ってみれば大手、中小も含め
た小売業全体をカバーするような法律というよう
なものをつくって、その中で例えば週一回休業と
いうような、これはもう大手も中小もないわけ
ですね。今むしろ、中小小売商の方が週一回休業に
なっていて、大手の一部が週一回休業になってい
ないという事実もあるわけですね、そういうよう
な大きい視点からこういう法律を考えていく時期
にきているのではない、それが日本における小
売業の新しい秩序づくりではないだろうか、私
はこういう点で申し上げたわけでございます。

○池田治君 基本法をぜひ今度一緒に勉強して、
通産省のしりをたいてやらせましょう。

終ります。

○井上計君 民社党の井上でございます。
参考人の皆さん方には、大変長時間にわたって
御苦労さまでございます。貴重な御意見を拝聴い
たしまして大変参考になりました。ありがとうございます。

私も時間が幾らありませんので、限られた方
に限られた質問をいたします。

特に、小売業を取り巻く環境が昭和三十年代
の後半から大幅に変りました。百貨店法あるい
は最初の大法が制定された当時は、いわば
中小小売商の保護育成と、保護という形の色彩が
強かったわけですが、その後大変変わって
まいりました。今回の改正等は共存共栄というこ
とが実は主眼でありまして、従来のように中小小
売商の保護というふうなことは薄らいでいるとい
うことであるわけがあります。それは、先ほど宇
野先生も冒頭お話しになりましたけれども、すべ
ての環境が変わりました。

したがって、保護だけでは中小小売商の安定は
もうあり得ないということは当然であるわけであ
りますから、中小小売店も大いに努力をしても
らって、今消費者ニーズあるいは変化の先取り

等々の御努力を願わなくちゃいかぬわけでありま
す。しかし、何しろ百六十万といわれる中小小売
商、しかもその中で五〇％以上は今なおいわば従
業員が一人か二人、中にはババママストアとい
いますか、あるいはいじちゃんばあちゃんストアの
ような生業の方がまだ多いわけでありまして、さ
ういふ方に対してなかなか時代の変化の認識あ
るいは啓蒙といっても非常に難しい、こう思うわ
けであります。

けき、当委員会でも私も通産省に対して、今度の
法改正に伴ってそういうふうな変化ということに
ついて十分小売商に対してPRすべきである、努
力をすべきであるということも主張しておきまし
たけれども、何といいたしても、役所あるいは国
のそういう啓蒙とか指導というのはもう限界が
あります。どうしてもやはり団体御自身でおやり
いただく必要がある、こう思うのであります。

百六十万の中小小売商の中で相当数の会員を抱
えておられる全振連の山本会長は、特にその面
については御努力いただかなくちいかぬであろ
う、こう思いますけれども、依然として大店法の
改正絶対反対、もっと規制を強化して大店法の進
出を阻止しろというふうなことを言っておる人た
ちがまだまだ地域によってはかなりいるわけであ
ります。そういう人たちに對する指導といいたす
か、あるいは啓蒙といいたすか、大変これから御
苦労であろうと思えますけれども、どのようにお
考えでありますか、お伺いをいたしたいわけで
あります。

そこで、ついではありますけれども、先般、こ
れは地元の新聞でありますけれども、愛知県と全
振連とが共同で秋十月に全国商店街サミットとい
うのをやりになるというふうなことをちょっと
新聞で見ました。大変結構な催しだと、こう私も
感じておりますけれども、それらを含めてこれか
らどのような努力をされるおつもりなのか、全振
連のお考えがありましたらお聞かせをいたした
い、こう思います。

○参考人(山本勝一君) 私ども昨年来、既に一昨

年になりますけれども、庁の御支援もございまし
て組織を強化するというところで、現在四十六都道
府県に連合会ができたわけでございます。今奈
良県だけが若干おくれしております。したがいまし
て、組織の強化を通じて、前回もブロック会
議を開きまして、この法の趣旨を徹底して浸透を
図るということで努力をしておるわけございま
す。

なお、今度の五法案につきましても、いろんな
諸手続をとっていただく七月ごろではないかと
いうようなことも伺っておりますので、その期間
におきましても各県連単位でこの法の趣旨の徹底
を図ってまいりたいと思っておりますわけございま
して、既にやっておりますわけでございます。

今サミットのお話も出ました。そういう新しい
時代に対応するために法律あるいは予算等を生
かしていくわけでございますけれども、先ほど申
し上げましたけれども、この商店街の現場はやは
り各市でございます。したがって、国、県から
の手算関係をいただくと同時に、各市と一体に
なっております商店街はどうあるべきかと、消費者
の利便も考えて一緒にどうあるべきかと、

と同時に、やはり各市にも幾分の御負担をいた
だくということをお願いしなさいけません。やは
り従来あった町中の商店街というものは、商店
街だけではとても動けないという面もございま
して、やはり市と一体になって、警察、交通関係から
土木関係、そういうものもひっくるめてこれから
取り組むということでございます。したがいまし
て、そういう問題を發表するというような意味で、
この十月に全国サミットを行う予定で今進めてお
るわけでございます。

○井上計君 ありがとうございます。ぜひひと
つその面では、また大いに御努力いただきますよ
うに期待をいたしておきます。

柴田参考人にお伺いするのでありますが、先ほ
ど来営業時間の問題がいろいろと質疑の中に出て
おります。それぞれ大変難しい問題であります
その中で正月三日の営業の問題であります。消

費者本位あるいは消費者の要望にこたえて云々と
いうことがずっと言われておりますから、消費者
から見ると、正月も店があいている、特に大型店
があいていることは、一番好ましいわけでありま
す。元日は大体皆さんどこでも休んでおられます
けれども、二日からもう既に開いておられるお店
が相当あります。

大型店が二日から開かれますと、最近のように
商品の納入を、特に生鮮食料品等はもう一日に二
回も三回もというふうな状態になっておるとき
に、出入りの中小企業、中小企業だけじゃありま
せんけれども、出入りの業者は大みそかも元日も
全く休めないわけです。これは、大型店の皆さん
方、従業員の方々もお正月休めない、家庭団らん
が全くできないというふうな問題もありませんが、
同時に出入りの業者やその従業員が全休もうお正
月を休めない、こういうふうなことを随分と聞い
ておるわけでありまして。

商業労連としては、もう数年前から正月三日が日
は休もうというふうなことを盛んに言っておられ
ることを私は承知しておりますけれども、しかし
大型店あるいは百貨店の中にはそれに協調しな
い、依然として二日から店をあけておるところが
相当ある、こう聞いておるのですが、どういふ
うな現状にありますか。どういふふうな状態、こ
れからどのようにしようと思っておられますか。
これは、商業労連だけということではないと思
いますけれども、お考えをお聞かせいただきた
い、こう思います。

○参考人(柴田守君) 大変鋭い問題指摘ござい
まして、実は商業労連は、かねてから正月三日が日
休業というものを産業政策の基本に置いて取り組
みをしてきたわけでございます。この一、二年そ
の看板を少し下げている、なぜ下げているかとい
う実態をお話しした方がわかりたいかと思
います。

今先生おっしゃる通りに、同じ地域内で商業労
連の大型店だけが三日まで休んでいるという状態
のところは全部非難されるわけですね。お客様か

ら、あの店は勉強しない店だ、三日も休んで、片方は一日、二日からやっている、こういうことで地域において、言ってみれば悪貨は良貨を駆逐するといいますが、まじめにやっているところが非難をされるという状況の中で私どもは地域主義をとったわけです。

地域で守れるところは守ろうということで、先生いらっしやっている名古屋は、これはもう駅前はまだですが、栄地区は全部三日まで休んでおります。それから新宿、ここは全部店が三日まで休んでおります。そういう形で、地域地域でつぶしていこうと、こういう政策に転換をして、全体としての正月三日が日休業問題については、理念としては残してありますけれども、これを政策として厳しくやっていくことについての限界を感じたというのが率直なところでございます。

そういう意味で、先ほどの週一回休業制の問題もそうなんですが、私どもは法律で全部規制をするというふうなことではなくて、少なくともその業界として自主的な規制基準といえますか、こういうものを持ってやっていかないと、これからはその産業そのものが働く人たちにとって魅力のないものになってしまうということを非常に心配をしております。

そういう意味から、改めて先生から問題提起がありましたので、私どもも産業政策の中でも一度その点も含めて少し討論してみたいと思っております。実態はそういうことでございます。

○井上計君 時間がなくなりましたから、高丘参考人に一問お伺いします。

今、商業労連の柴田さんからお考えをお聞きいたしました。ここで、やはり百貨店協会、それからチェーンストア協会等々が一緒になって、そういうふうな問題を組上げて御検討いただかないとなかなか解決しない、こう思うんですが、高丘参考人のチェーンストア協会では、そういう問題についてはどうお考えになりますか。それをお伺いいたします。

○参考人(高丘季昭君) 我々の業界は労働組合の

連合体が商業労連だけではございまして三つございましてけれども、これは正月営業についての御意見を協会に対しても申し入れがございました。しかし、現状ではそれぞれの企業が今対応をなさっている段階でございまして、協会として協議をするというふうな段階まで来ておりません。それぞれの企業にはそれぞれの企業の経営哲学みたいなものがございますので、店のオペレーションの時間と社員あるいは労働組合員のレベライティムとは分けて考えるべきだというふうな考え方もございますので、現状で百貨店協会もチェーンストア協会も、業界として対応をするというふうな条件は整っていないというのが現状でございまして。

○井上計君 ちょっともう一つ、高丘参考人にこれはお願いでありますけれども、企業として確かにこれは独自の問題でありますから、企業の自主性からして、おっしゃることはわかります。

しかし、先ほど申し上げましたように、特に労働時間の短縮等々やかましく叫ばれておる中で、ただ単に企業がこうだからということでは処理できないような情勢に入ってきているわけです。ですから、ぜひ団体として、おたくのチェーンストア協会として、きょうは百貨店協会の代表お見えじやありませんけれども、ぜひともこれは総合的にお考えいただいて、企業のやはり自主性ということもありまして、少なくとも正月三日が日ぐらいいは統一した行動をおとりいただくことが、これは広くやっぱ事実上生活者のために必要である。そのために困っておる出入りの業者、従業員が相当おるということではぜひひとつ御認識をいただきたい。このことをお願いしておきます。御答弁は要りません。よろしくお願ひします。終わります。

○今泉隆雄君 きょうは御苦勞さまで。参院クラブの今泉です。

私は、この法律は何でこんなに、これだけの論議がありながら急いで改正しなきゃいけないのかというところに非常に疑問を持っている一人でございます。

います。私は、この間の委員会でも言いましたけれども、東京の下町の谷中の生まれでございまして、立派な商店街といえますが、小さな商店がたくさん並んでいてところで生まれて育つて育つております。そういう中で、大概、六十年というのは短い方で、七十年、八十年、私の父親、母親の時代からつき合っている小売店さんが非常に多い。そういうような環境で育っています。

その中で、山本参考人にお尋ねしたいのですけれども、やはりこの法律が通った場合に、今まで町づくりとか、それから高丘参考人から小売業者に対しての助成とかそういう商業政策の問題とか、いろいろ言われておりましたけれども、しかしやっぱこの法律が通った場合に、そのほざまに入って山本参考人はお困りのようですが、一番困るのは小売店の方じゃないか。そして、やはり消費者が困るのではないかとこのように考えるのですが、山本参考人にちよっとお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(山本勝一君) 私ども商店街は、古くは信長の楽市というところから発祥してきたわけでございまして、非常に長い間地域に密着して地域の文化に貢献し、いろんな行政サイドにも協力を果たしてまいりました。三十年代の後半からいわゆるセルフ方式で大型店が進出してきた。これを大店舗法である程度調整をしていただけてきたわけでございます。既に三十年間にわたって、相当の数の出店が行われておるわけでございまして、私どもだけの話でいえば、むしろここいらで規制強化をお願いしたいというふうに思っております。しかし、国際化あるいは消費者の方々の世論とか、私どもだけが日本人じゃございせんので、もっとたくさんの方が見るといふことでございまして、いろんな御意見もございまして、これも時の流れとしてやむを得ないというふうに受けとめたわけでございまして。

ただ一つ、大店舗法の中には、先ほども申し上げましたけれども、私どもの事業活動の機会を適正に確保するという文言は厳然として残っております。わけございまして、大店舗におかれましては時と場合によつたらせお返答もあり得るというふうには私は思っておりますので、そこいらを信頼して納得したということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○今泉隆雄君 もう一問だけお尋ねしたいと思ひます。三村参考人にお尋ねしたいと思ひます。さっきから山本参考人もおっしゃっておられますけれども、スーパーそれからやはり大店舗が必ずしも安いかというと、決して安くはないのです。私はきのう、今住んでいる仕事場のそばのスーパーに牛乳を買いに行ったら、前の日に牛乳を買いに行ったときよりパック六十円高かった。何でそんなに上がったか、値段が非常にかよくわからないのですけれども、値段が非常にその日によってスーパーというのは違ふわけで、必ずしも安いということもありませんし、それからいい物があるかという点、大概パックされていきますから肉にしても魚にしてもよくわからない。

それで、これはここにいらっしやる委員の先生方はお聞きになるとお笑いになるかも知れませんが、私の商売で、私の周りに二十になる前の女の子たちがたくさんおります。大体二十ぐらいまでの子が非常に多いのですが、その連中の話を聞いていますと、アジというのはやはり開かれた状態で海の中で泳いでいる、イカもやっぱ非常にめまいな状態で泳いでいると信じているのが非常に多いんです。ですから、魚というのはこうやって開くのだというふうなことを教えてくれる、そういう小売のお店というのには僕はとても大事だと思ひますし、やはりそういうお店があるからこそ、何かに人間と人間のつき合いの中の商売が成り立つのじゃないかというふうに思ふんですが、その辺のお考えはいかがでございませうか。

○参考人(三村光代君) いささかアジが開かれて泳いでいると思つたことはありませんけれども、

参考人の皆様には、大変お忙しいところ、長時間にわたりまして御出席を賜りまして、貴重な御意見を拝聴させていただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。大変ありがとうございます。

行政対象の変化は著しく、政策の重要性は一層増大してきている。こうした連産行政に対する新たな期待にこたえるためにも大幅な増員が必要である。ついで、以上の趣旨に立って、次の事項について実現を図られたい。

(第三二五六号)

第三〇九八号 平成三年四月二十五日受理

請願者 埼玉県所沢市和ヶ原一ノ一七五
加藤英二 外七千名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

第三一〇五号 平成三年四月二十五日受理
通商産業省職員の大増員に関する請願
請願者 千葉県松戸市常盤平六ノ一七ノ一
一本屋和男 外六千九百九十九名
紹介議員 今泉 隆雄君
この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

第三一一五号 平成三年四月二十五日受理
通商産業省職員の大増員に関する請願
請願者 東京都品川区八潮五ノ二ノ六ノ四
〇二 村上猛章 外七千名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

第三一八九号 平成三年四月二十五日受理
炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、特定地域開発就労事業の継続・改善に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町四ノ七ノ二
初田一夫 外四百三十三名
紹介議員 諫山 博君
今後の石炭政策の在り方が、通産省の石炭鉱業審議会が検討されており、併せて緊就・開就事業の制度検討が労働省で行われているが、大変厳しい状況にあると言われている。しかし、国の政策によって石炭産業が破壊され、衰退した旧産炭地域は、懸命の復興への努力にもかかわらず、鉱害ばた山など石炭後遺症が残存し、地方財政の困難も重なり、いまだに大変厳しい状況にある。人手不足が言われているが、こうした旧産炭地域では依然として失業の問題が深刻であり、失業対策を強化することが必要である。そして現在実施されている炭鉱離職者緊急就労対策事業（緊就事業）

産炭地域開発就労事業（開就事業）、特定地域開発就労事業（特開事業）などの制度事業は、ここで働く就労者の生活を維持するだけでなく、地域経済を支え、地域振興の上からも重要な役割を果たしている。こうした中で、産炭地域の振興を図るためにも、現行の石炭・石油特別会計「石炭勘定」予算を安定的に確保し、産炭地域振興施策、鉱害対策を引き続き実施するとともに、緊就・開就事業など事業制度を継続し改善することがどうしても必要である。ついでには、緊就・開就事業、特開事業を継続・改善するために、次の事項について実現を図りたい。

一、石炭関係六法を改善・延長し、産炭地域振興対策、鉱害対策、炭鉱離職者対策、緊就・開就事業の継続・改善等に必要予算を、現行の原重油関税を財源とする石炭・石油特別会計「石炭勘定」予算で確保すること。
二、炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、特定地域開発就労事業を継続・改善し、一層地域開発に役立てることができるようになること。

第三一九〇号 平成三年四月二十五日受理
炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、特定地域開発就労事業の継続・改善に関する請願
請願者 山口県小野田市南中川町 片山忠
外千五百一十一名
紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第三一八九号と同じである。

第三二〇三号 平成三年四月二十六日受理
炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、特定地域開発就労事業の継続・改善に関する請願
請願者 三重県松阪市小片野町一、〇四六
中山なみえ 外千三十八名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第三一八九号と同じである。

第三二五六号 平成三年四月二十六日受理
通商産業省職員の大増員に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀四ノ三六ノ
Hノ二〇三 小峰康子 外四千六百三十六名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二五〇九号と同じである。

第三三二五号 平成三年四月二十六日受理
炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、特定地域開発就労事業の継続・改善に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷白水町入山一
二六 木村タカ 外千二百十五名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三一八九号と同じである。

第三三六八号 平成三年四月二十六日受理
「大店法」改悪反対に関する請願
請願者 大阪府東淀川区相川二ノ七ノ一
今岡史郎 外五十八名
紹介議員 諫山 博君
中小小売店は、地域経済を支え、国民の消費生活をより豊かにするために大きな役割を果たしている。このような小売・流通制度を発達させるために、我が国では、不十分とはいえず大型店の事業活動の規制や、小売商業の振興策を行ってきた。ところが、アメリカの圧力と大資本スーパーの要求に添って、大店法が改悪されようとしている。その内容は、（一）大型店の出店に当たり、建物の設置前に行われていた地元への「出店表明」、「事前説明」を廃止する、（二）地元への説明は建物を建ててしまつてからとし、しかも、説明では地元の中小業者・住民との合意は不要とし、合意がなくても一年後には開店できるようにする、（三）出店を審議する地元の商調協（商業活動調整協議会）を出店を抑制している「特定市町村」を廃止する、（四）出店を独自に規制している地方自治体の規制

を抑制する、などである。このような改悪が行われるなら、地元住民や中小業者の声も、まちづくりを進める地方自治体の意向も無視した出店ラッシュが引き起こされることになる。消費者の多様な要求にこたえ、豊かな国民生活と地域経済を守ってきた中小小売業者を根こそぎつぶすような法改悪は断じて許されぬ。ついでには、中小業者の営業を守り、消費者が安心して買物ができるように、次の事項について実現を図りたい。

一、大型店の出店を自由化する大店法の改悪をやめ、大型店の出店は都道府県知事の許可制とすること。
二、大型店の出店に当たっては、中小業者の営業への影響、地域の交通、ゴミ処理問題等、地域の住環境・まちづくり、教育問題等への影響等について地元住民・中小業者への事前説明を徹底し、地元の合意を必要とすること。
このことを含め、大型店出店の可否の審議は地元の商調協で行うこと。出店抑制の「特定市町村」を廃止しないこと。
三、地方自治体が行っている大型店出店についての独自規制について、干渉をやめること。

第三三六九号 平成三年四月二十六日受理
「大店法」改悪反対に関する請願
請願者 大阪府東淀川区下新庄町三ノ一一
ノ一二 福井正彦 外五十八名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七〇号 平成三年四月二十六日受理
「大店法」改悪反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀四ノ五ノ二
一 中内清敏 外五十八名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七一号 平成三年四月二十六日受理
「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 横浜市港北区新吉田町二、四八四

佐藤滋 外五十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七二号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 大阪市東淀川区北江口一ノ三 古

春妙子 外五十八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七三号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市吹東町一八ノ一四

壁野正江 外五十八名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七四号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 新潟市船江町一ノ八六ノ一五二

五十嵐芳子 外五十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七五号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ一四ノ一

八 西田安明 外五十八名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七六号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 新潟市秋葉通二ノ二〇ノ二 岩橋

完治 外五十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七七号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 大阪市東淀川区井高野一ノ三四ノ

二七 朽木重二 外五十七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七八号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市中山楼台一ノ六ノ三

平尾英一 外五十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三七九号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 横浜市港北区新吉田町五、六一五

足立龍一 外五十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三八〇号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 大阪府摂津市千里丘六ノ九ノ九

加治義博 外五十七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三八一号 平成三年四月二十六日受理

「大店法」改悪反対に関する請願

請願者 新潟市船江町一ノ三〇ノ二二 藤

田浩 外五十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三三六八号と同じである。

第三三八二号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市余部町天神又一〇四

ノ一四 辻進 外九十五名

紹介議員 諫山 博君

政府・通産省は、「日米構造協議」などでアメリカと日米大企業との要請に基づいて大資本大型店の進出を自由化し、店舗の増設や営業時間延長などの規制を大幅に緩和し、更に大規模小売店舗法も廃止しようとしている。これは、「大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もって国民経済の健全な進展に資する」と定めた大規模小売店舗法の趣旨にも反するものである。しかも、この大型店問題についてはアメリカが要求しているもので、言うまでもなく日本の小売・流通業の構造は日本の消費者・業者の生活と営業を守るにふさわしい制度として永年にわたって形成されてきたものである。日本の小売・流通業の問題はあくまでも日本国民の生活と営業を守る立場から検討されるべきであり、我が国を属国扱いにするような不当な要求・干渉には主権国家としてき然とした態度で臨むべきである。戦後一貫して増加してきた商店数が、昭和六十年商業統計調査以来減少し続け、昭和六十二年調査では小売業は百六十万八千店で、六十年調査より更に約二万店、一・三%の減少となっている。これは、大資本スーパーなどの進出によって中小小売店の営業が圧迫されているためであることは明らかである。日本人の食生活は、生鮮食品の消費量が多いことから多頻度小口購買が特徴である。このため、消費者にとって小売店は、価格の安さや品ぞろえの豊富さだけでなく、自宅に近いところに多数存在することが必要であり、我が国の生業型・家族経営型の小売店が消費生活を支えている。国民の豊かな消費生活を保障するためには、それを支えている中小小売業者の営業と生活が守られなければならない。そのためには、何よりも中小小売店の営業を圧迫している大資本大型店の横暴な進出や店舗の新増設、営業時間の延長などを規制しなければならぬ。ついでには、国民の豊かな消費生活と、それ

を支える中小小売店の営業と生活を守るため、次の事項について実現を図りたい。

一、大型店の出店規制緩和をしないこと。大型店の出店に当たっては地元住民・中小小売業者との合意を必要とするを法文上も明記すること。大店法を廃止しないこと。

二、日本の小売・流通制度の問題について、アメリカなどの不当な干渉は許さないこと。

第三三八三号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市余部町下条五〇ノ四

山添健史 外九十五名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三八四号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 長野県埴科郡坂城町大字上五明七

八〇ノ五 塚田長広 外九十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三八五号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市北河原町一ノ六 勝

山宇一 外九十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三八六号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市余部町古城三八 大

村康夫 外九十五名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三八七号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市余部町天神又一〇四

請願者 京都府船井郡丹波町須知 武秀樹
外九十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三八八号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市篠町見晴二ノ一ノ一
一 榎原康弘 外九十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三八九号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 長野県埴科郡坂城町中之条六四三
堀澤光子 外九十四名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三九〇号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市篠町見晴一ノ一六ノ一
一 三好和代 外九十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三九一号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市余部町檀又一九ノ二
八 岩本栄二 外九十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三九二号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 長野県更埴市八幡二、二二九ノ一
仲條二男 外九十四名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三九三号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 長野市青木島大塚四三ノ三 橋
詰光雄 外九十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三九四号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市保津町上火無二八ノ
六一 山口豊吉 外九十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第三三九五号 平成三年四月二十六日受理

大型店の規制緩和反対に関する請願

請願者 長野市吉田二ノ三四ノ三三 橋詰
修治 外九十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三三八二号と同じである。

第八号中正誤

ページ 段行 誤 正
七三 終わり 危険制 危険性
九一 終わり 思て 思つて
一四三 終わり グランド グラント

第九号中正誤

ページ 段行 誤 正
四四 終わり 聞こう 開こう
七二 終わり アリメカ アメリカ
八三 終わり なつおり なつており
一一一 終わり ふううに ふうに